

専修学校関係基礎資料 目次

1. 専修学校の概要	… 2
2. 専修学校設置基準等	… 20
3. 専修学校における学校評価ガイドライン	… 23
4. 専修学校にかかる主な制度改正等の概要	… 24
5. 職業実践専門課程	… 25
6. これまでの「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事 業の主な事業成果等	
◇近年の事業内容	… 64
①専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集 (令和 3 年 3 月改訂)	… 71
②職業実践専門課程事例・ポイント集(令和 3 年 3 月改訂)	… 75
③職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の仕組み (平成 29 年 3 月)	… 94
7. キャリア形成促進プログラム	… 98
8. 高等教育の修学支援新制度	… 99
9. これからの専修学校教育の振興のあり方について(平成 29 年 3 月)	… 104

専修学校の概要

1 制度の概要

- ア 制度の創設 昭和 51 年 1 月 11 日
イ 目 的 職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。
ウ 課 程 専修学校には、次のとおり 3 種類の課程がある。
- ・ 高等課程（中卒者対象）：高等専修学校
 - ・ 専門課程（高卒者対象）：専門学校
 - ・ 一般課程（学歴不問）
- エ 設置基準
- ・ 修業年限 1 年以上
 - ・ 授業時数 800 単位時間以上
 - ・ 教育を受ける者が常時 40 人以上 等

2 学校数、生徒数等の現状

- ア 専修学校の設置者別学校数、生徒数、教員数（令和 3 年度学校基本統計）

※ () 内は専修学校全体に対しての百分率を示す。

設置者区分	総 計	国 立	公 立	私 立						
				計	学校 法人	(うち準学 校法人立)	財團 法人	社団 法人	その他 法人	
学校 数※	3,083 校	8	186	2,889	2,188	(1369)	69	227	257	148
	(100)	(0.3)	(6.0)	(93.7)	(71.0)		(2.2)	(7.4)	(8.3)	(4.8)
高等課程	397	1	6	390						
専門課程	2,754	8	183	2,563						
一般課程	138									
生徒数	662,135 人	300	22,953	638,882						
	(100)	(0.05)	(3.5)	(96.5)						
高等課程	34,077	4	407	33,666						
専門課程	607,029	296	22,538	584,195						
一般課程	21,029	0	8	21,021						
教員数 (本務者)	40,620 人	82	2,751	37,787						
	(100)	(0.2)	(6.8)	(93.0)						
高等課程	2,501	6	53	2,442						
専門課程	37,063	76	2,697	34,290						
一般課程	1,056	0	1	1,055						

※一つの学校において複数種の課程を設置している場合があるため、「学校数」と各課程数の合計は一致しない。

- イ 専修学校の分野別、課程別生徒数（令和 3 年度学校基本統計）() 内は課程全体に対しての百分率を示す。

	工 業	農 業	医 療	衛 生	教育・ 社会福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養
高等課程	4,573 (13.4)	81 (0.2)	7,974 (23.4)	4,690 (13.8)	950 (2.8)	7,781 (22.8)	2,308 (6.8)	5,720 (16.8)
専門課程	100,539 (16.6)	4,848 (0.8)	183,240 (30.2)	71,567 (11.8)	32,038 (5.3)	71,482 (11.8)	15,954 (2.6)	127,361 (21.0)
一般課程	17 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	184 (0.9)	0 (0.0)	62 (0.3)	137 (0.7)	20,629 (98.1)
合 計	105,129 (15.9)	4,929 (0.7)	191,214 (28.9)	76,441 (11.5)	32,988 (5.0)	79,325 (12.0)	18,399 (2.8)	153,710 (23.2)

- ウ 専修学校専門課程、大学、短期大学への進学率、入学者数（令和 3 年度学校基本統計）

区 分	専修学校専門課程	大学（学部）	短期大学（本科）
進 学 率	24.0%	54.9%	4.0%
進 学 者 数	273,462	627,040	45,585

※ 進学率はそれぞれ 18 歳人口に占める入学者の割合。

- エ 専修学校専門課程、大学、短期大学の卒業者に占める就職者の割合（令和 3 年度学校基本統計）

区 分	専修学校専門課程	大学（学部）	短期大学（本科）
卒業者に占める就職者の割合	76.1%	74.2%	77.4%
就 職 者 数	178,898	432,790	36,213

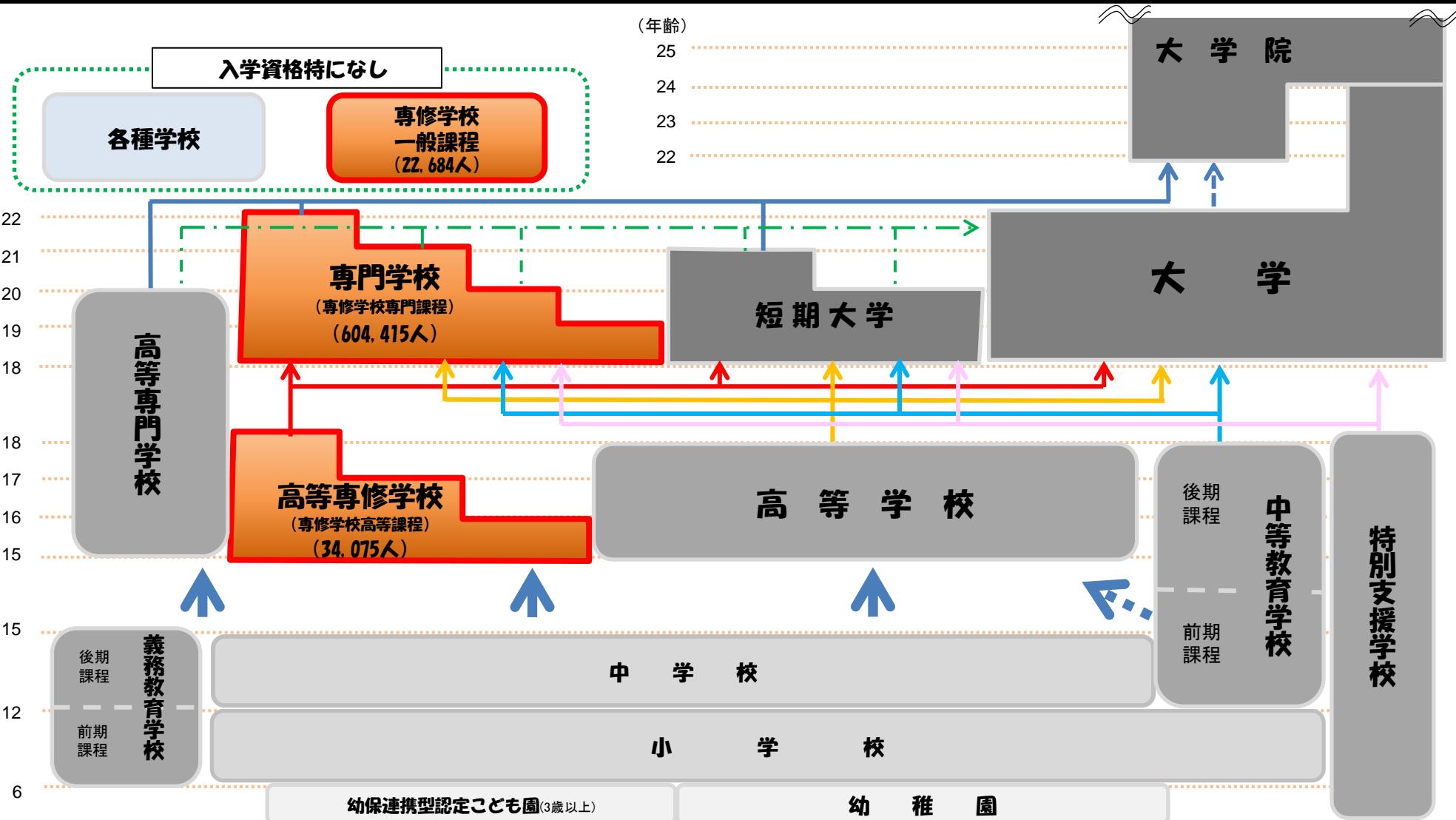
※ 就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

専修学校（日本の学校体系における位置づけ）

○高等学校等への進学率は98.8%（2020年度）

○18歳人口に占める高等教育機関への進学率

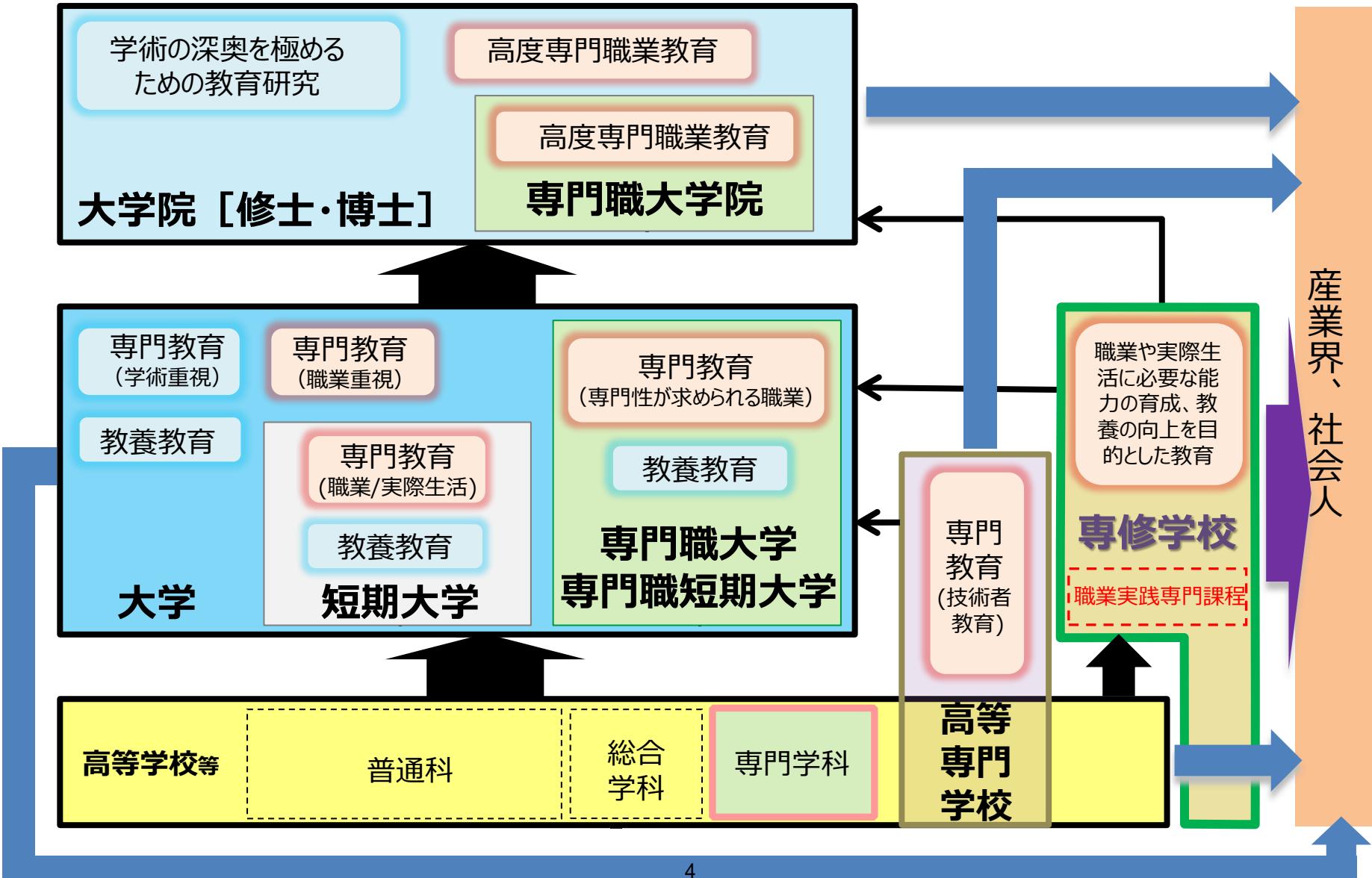
大学54.4%、短期大学4.2%、専門学校24.0%（2020年度）



高等教育機関の役割分担のイメージ

学術重視

職業重視



専修学校の学校数・生徒数、職業実践専門課程認定数

専修学校制度の概要

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育により、高い就職率を誇る教育機関として重要な役割を果たしている。

○ 目的、課程及び主な要件

目的	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。 (学校教育法第124条)		
要件	修業年限1年以上、年間授業時数800時間以上、常時40人以上の在学生 等		
課程	高等課程（高等専修学校） 入学資格：中学校卒以上	専門課程（専門学校） 入学資格：高校・高等専修学校 (3年制)卒以上	一般課程 入学資格：限定なし (学歴不問)

○ 専修学校の現状

区分	学校数	生徒数
高等課程	397校	34,077人
専門課程	2,754校	607,029人
一般課程	138校	21,029人
総計	※3,083校	662,135人

※学校数の総計は、それぞれの課程の重複を除く。

○ 他の高等教育機関との比較

区分	専修学校 専門課程	大学	短期大学
進学率	24.0%	54.9%	4.0%

※進学率はそれぞれ18歳人口に占める入学者の割合。

※大学、短期大学への進学率はそれぞれ学部、本科への進学率。

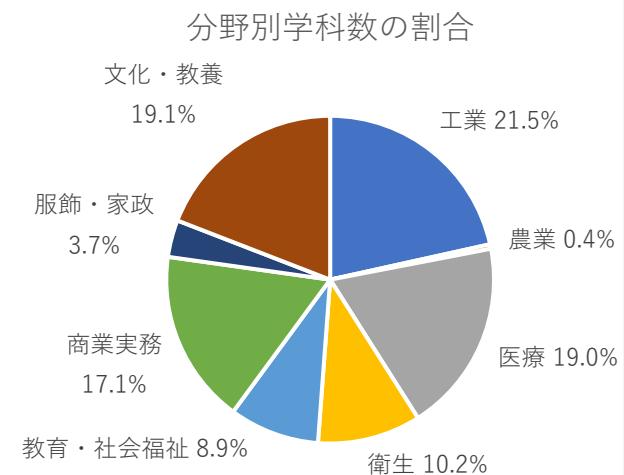
出典:令和3年度学校基本統計(令和3年5月1日現在)

職業実践専門課程の認定数

	学校数	学科数
H25年度	472	1,373
H26年度	295	677
H27年度	272	501
H28年度	150	240
H29年度	94	152
H30年度	98	139
R元年度	104	154
R2年度	86	131
合計	1,070(38.5%)	3,149(42.3%)

※合計欄の()内の数字は全専門学校(2,779校)の修業年限2年以上の全学科数(7,446学科)に占める割合。(令和2年度学校基本統計による)

※合計欄の学校数・学科数は、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していることや認定取消等により、単純合計となっていない。



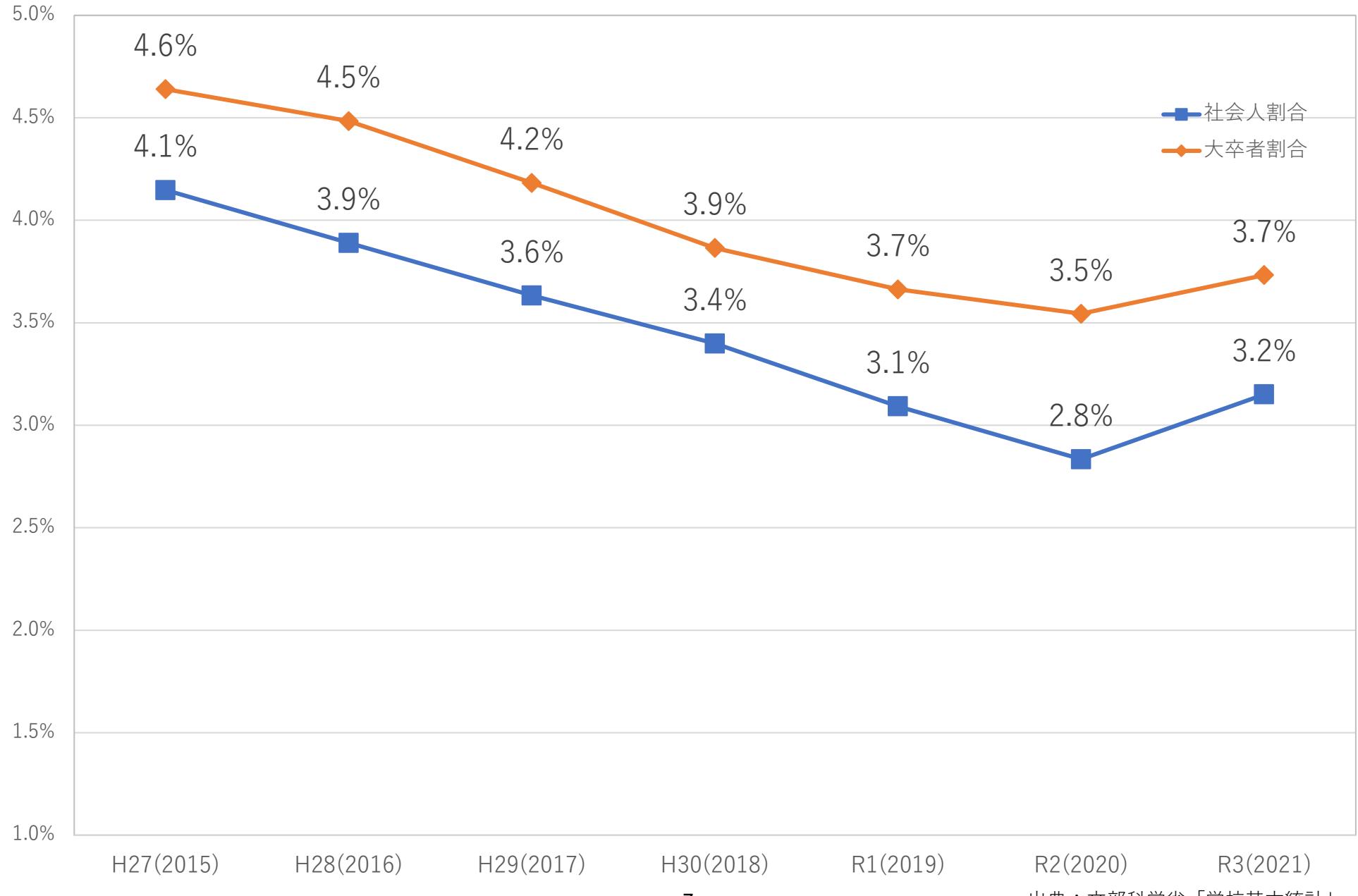
職業実践専門課程等が認定されている学科の割合

	修業年限 2 年以上の専門課程		うち 修業年限 4 年以上の専門課程			
	うち 職業実践専 門課程認定	うち 専門士認定	うち 職業実践専 門課程認定	うち 高度専門士 認定		
学科数 (総学科数に 占める割合)	7,446学科 (100%)	3,148学科 (42%)	6,812学科 (91%)	538学科 (100%)	472学科 (88%)	480学科 (89%)

※ 令和3年3月時点。

※※ 上記の他、大学の編入学は、専修学校の専門課程（修業年限 2 年以上、総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上の課程）を修了した者が認められ、各大学の学長が入学を許可する。

専門課程入学者における社会人及び大卒者割合の推移



専修学校の特徴①

特徴①：産業界との組織的な連携

柔軟な制度的特性を生かして、産業構造の変化に即応できる実践的な職業教育を実施

職業実践専門課程制度

企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身に付けるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が認定。

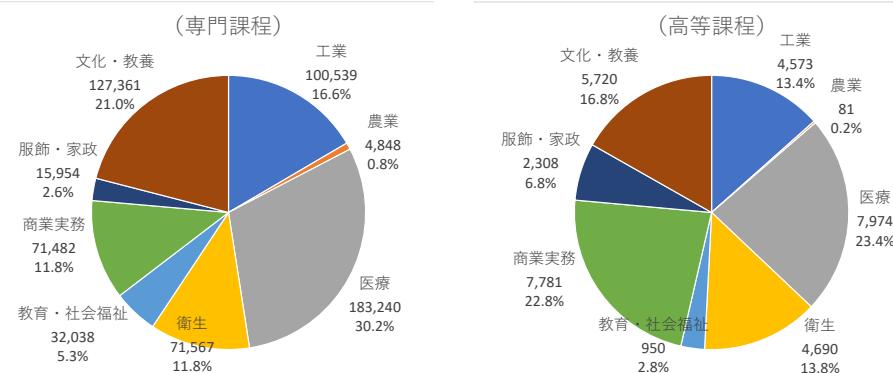


《参考》認定状況(令和3年3月25日現在)：学校数1,070校(38.5%)、学科数3,149学科(42.3%)
※()内の数字は同日現在の全専門学校(2,779校)、修業年限2年以上の全学科数(7,446学科)に占める割合。
なお、全学科数(8,883学科)に占める割合は、35.4%。

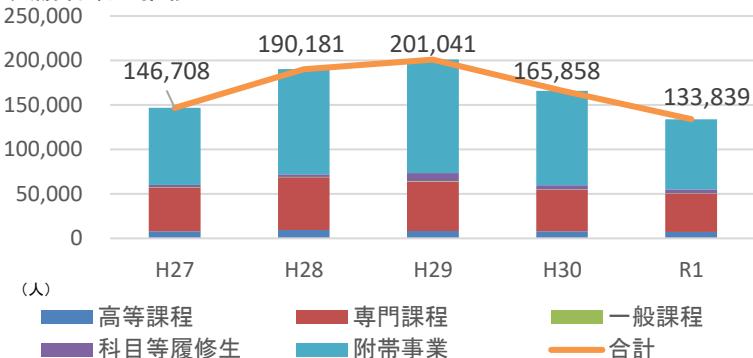
特徴③：職業人材のボリュームゾーンを形成

専門的な知識・技術を身に付け、多様な現場において求められるプロフェッショナル人材を養成

＜分野別生徒数＞



＜社会人受講者数の推移＞



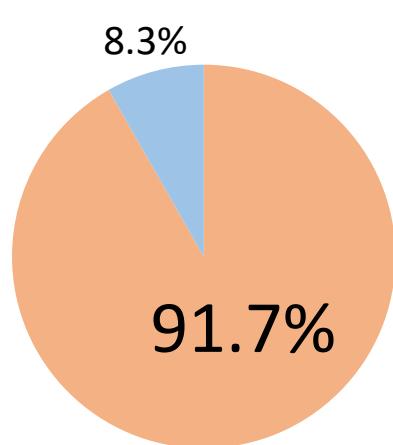
※数値は、当該年度の受け入れ総数(のべ人数)を表す。
出典：文部科学省「学校基本統計」(令和2年度)、文部科学省「私立高等学校等実態調査」(令和2年度)より作成

専修学校の特徴②

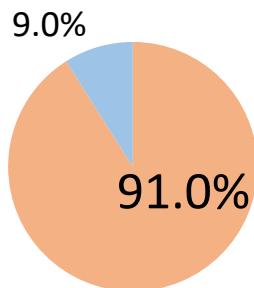
特徴④：専門学校における関連分野への高い就職率

専門学校就職者の90%以上が、自ら学習した専門分野と関連した仕事に就いており、産業界を支える人材として活躍

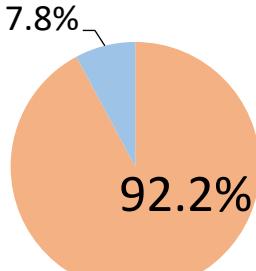
全分野計



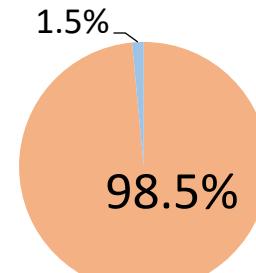
工業関係



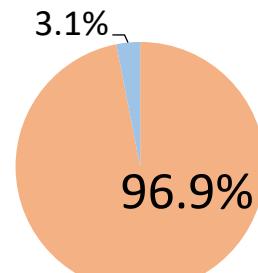
農業関係



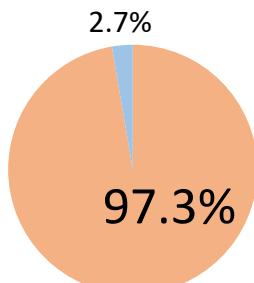
医療関係



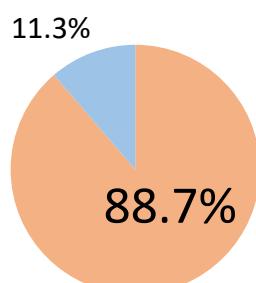
衛生関係



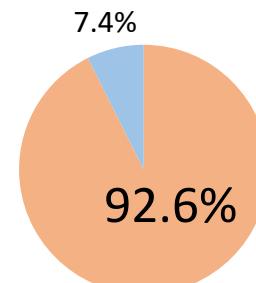
教育・社会福祉関係



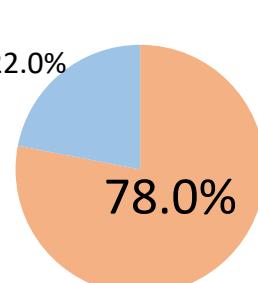
商業実務関係



服飾・家政関係



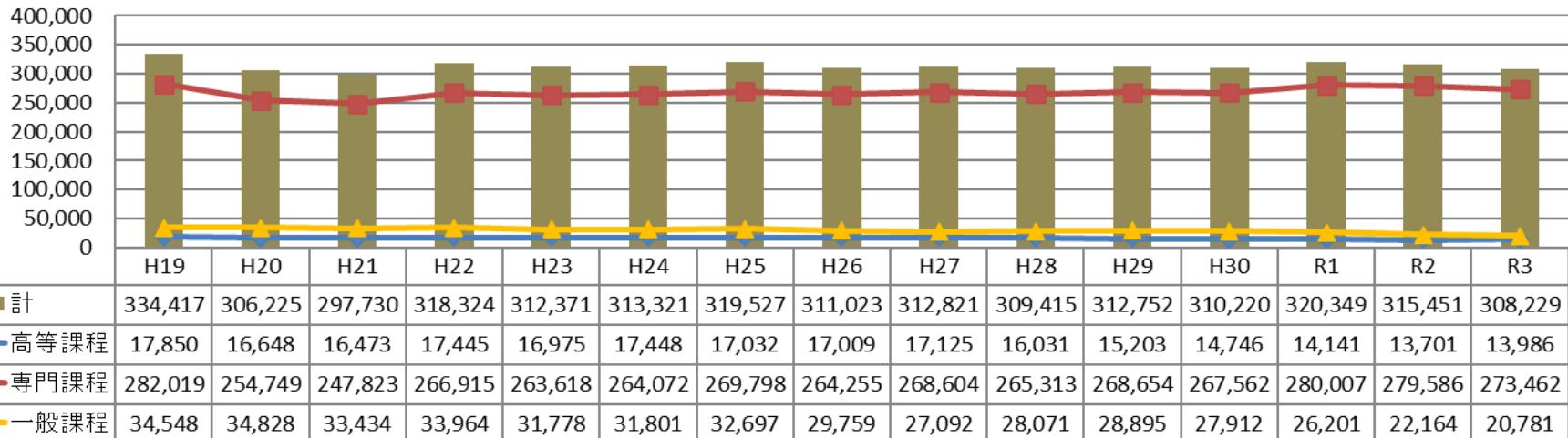
文化・教養関係



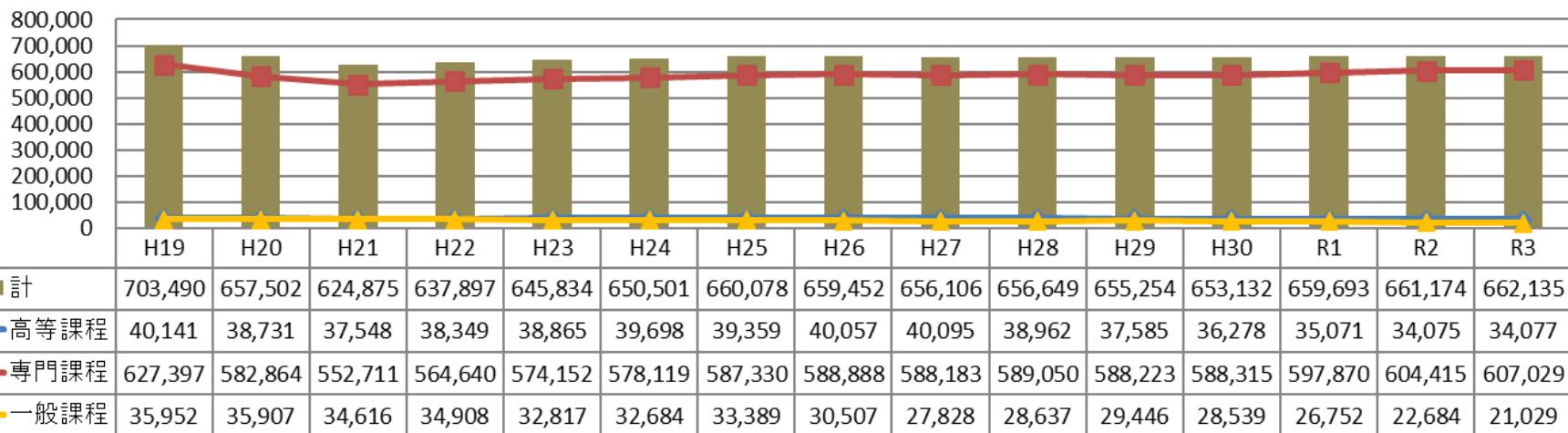
出典:文部科学省「学校基本統計」(令和3年度)

専修学校の入学者数・生徒数の推移(課程別)

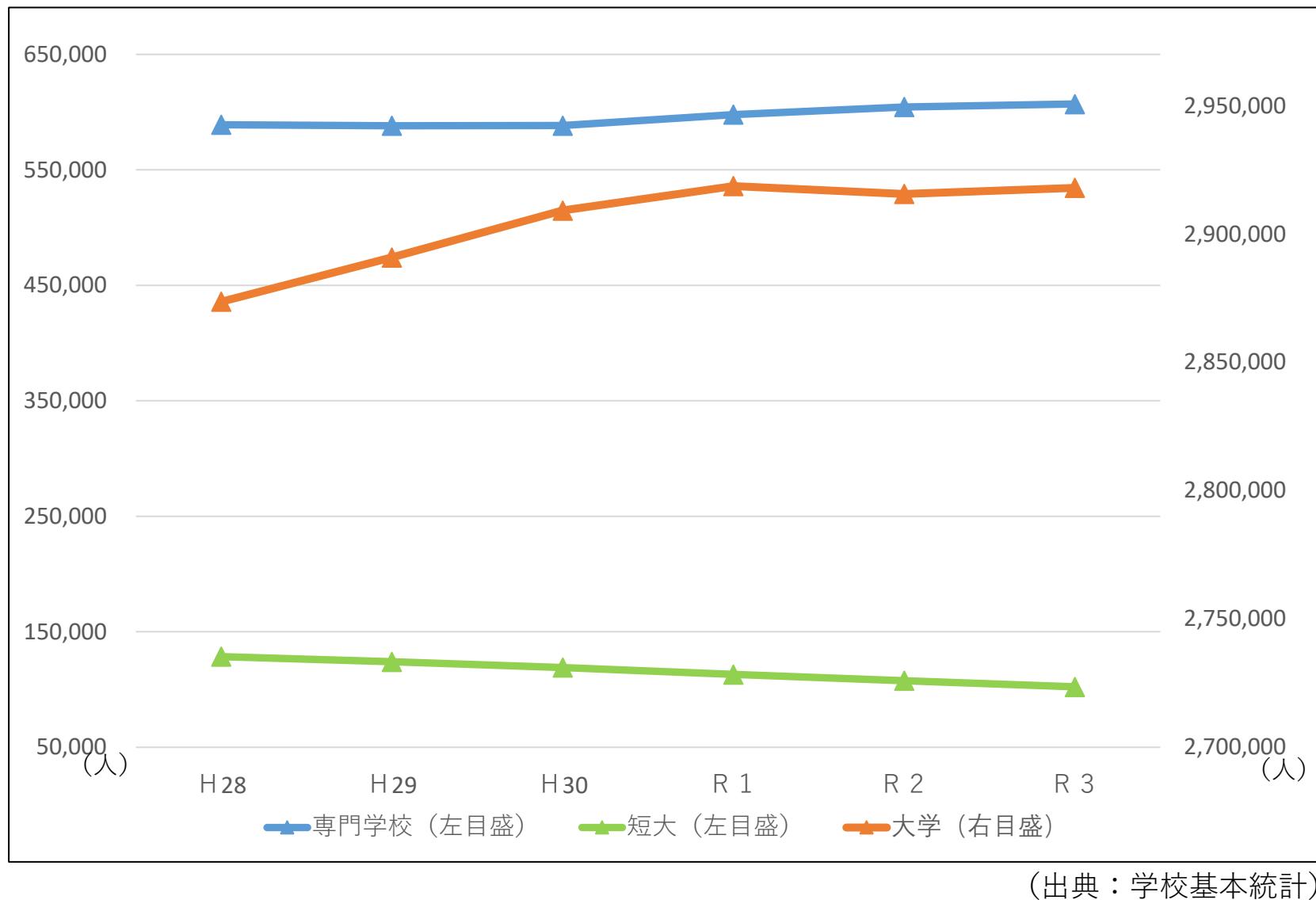
課程別入学者数の推移



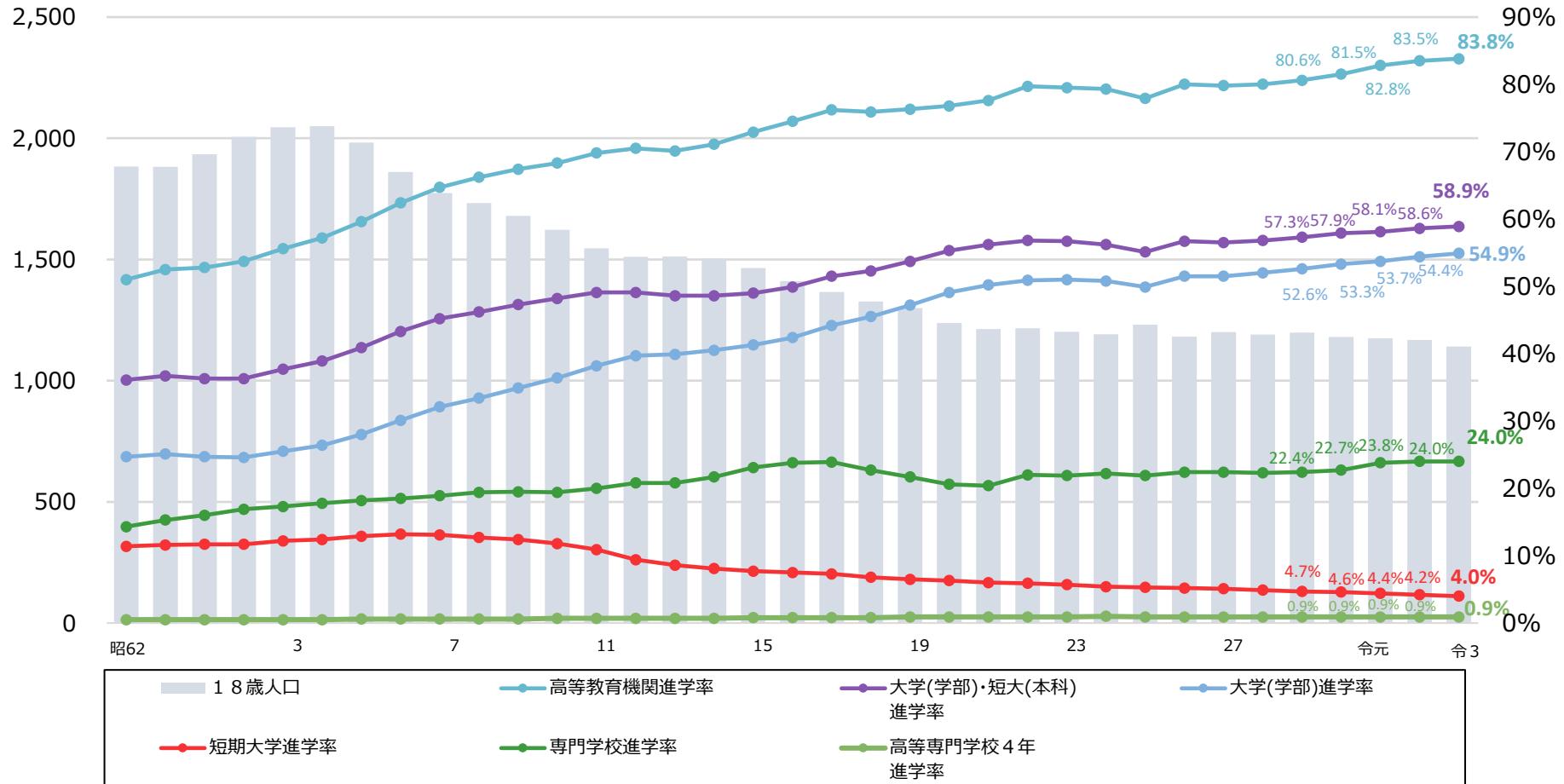
課程別生徒数の推移



高等教育機関の生徒数の推移



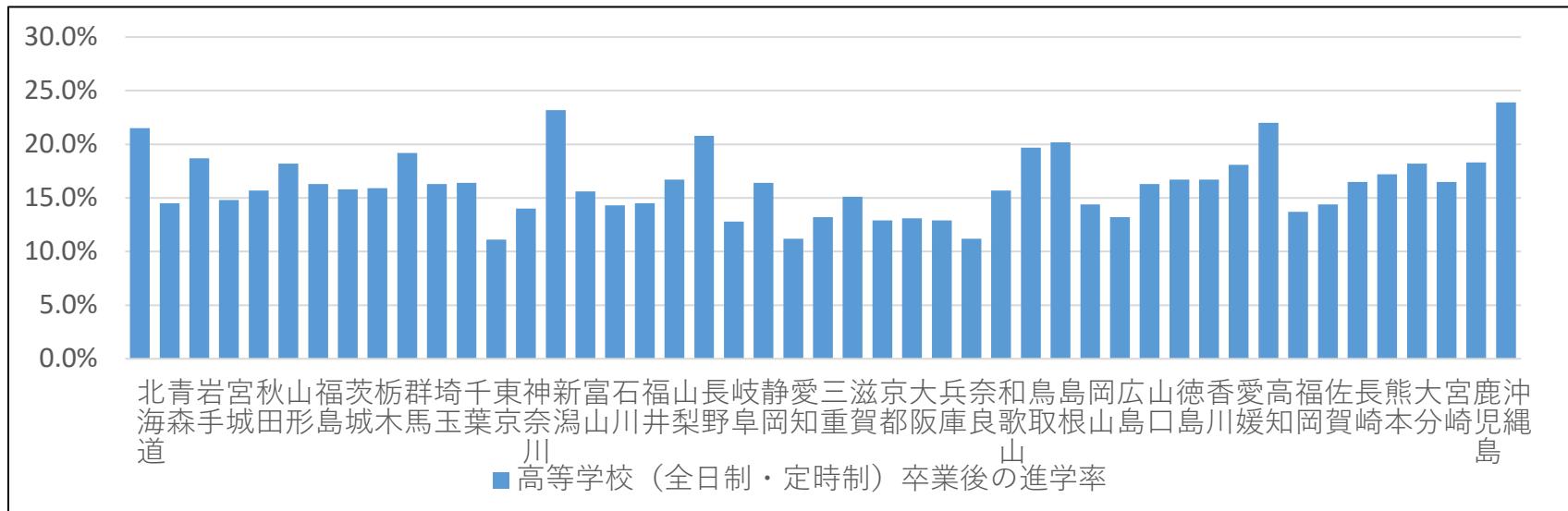
専門学校含む高等教育機関進学率



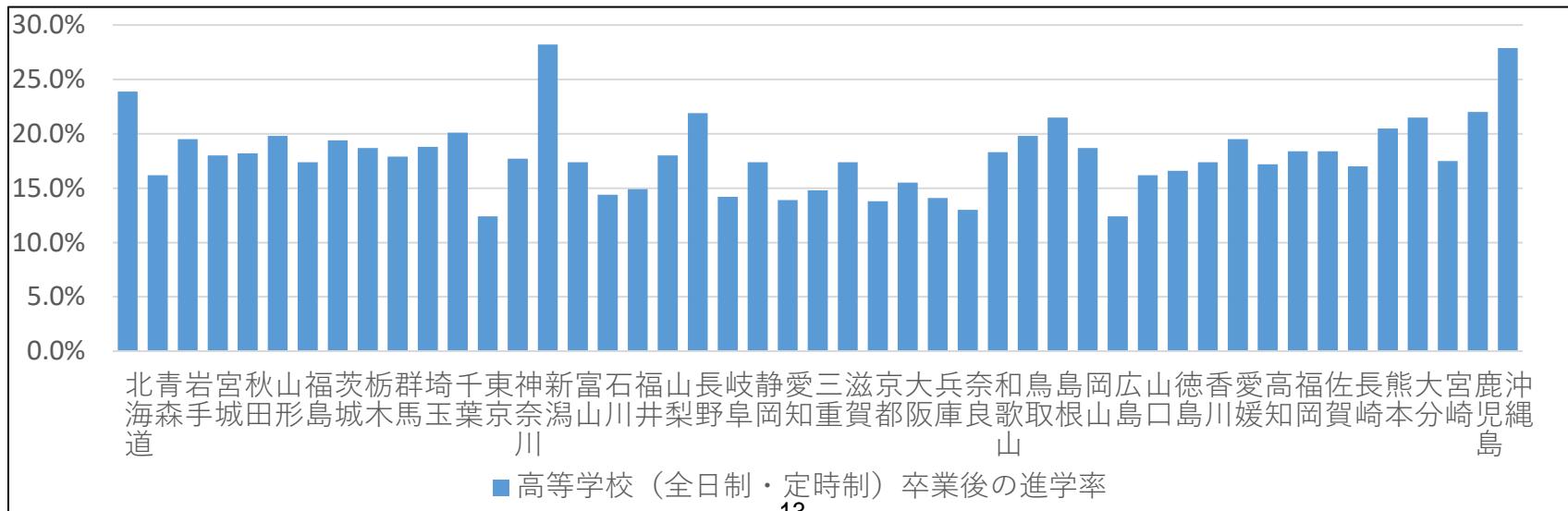
(出典：学校基本統計)

都道府県別専門学校進学率の変化

【平成20年度：15.3%】



【令和3年度：17.3%】



都道府県別高校新卒者の進学率

(%)

90

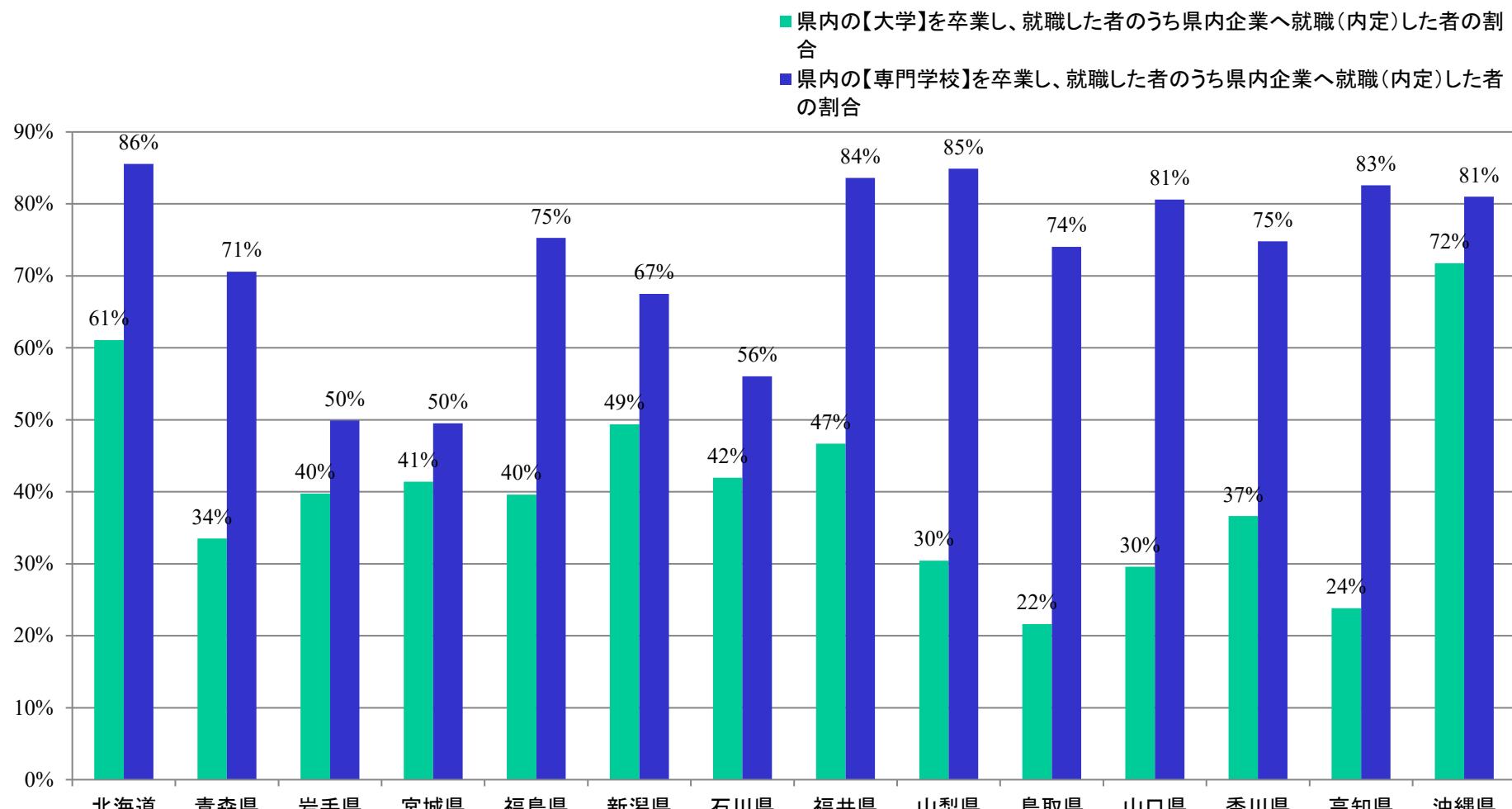
(計算式)

直ちに大学 or 短大 or 専門学校に進学した者
高等学校卒業者 + 中等教育学校後期課程修了者



出典:令和3年度学校基本統計

専門学校・大学卒業者における地元就職の状況（文部科学省調べ）



令和3年3月卒業者の状況
文部科学省専修学校教育振興室調べ(各県の労働局発表の就職内定状況調査より作成)

専修学校における先端技術利活用実証研究

★主な採択先

● 東京工科自動車大学校（契約額：19,899千円）

ARを活用した自動車整備の演習・実習のコンテンツ開発事業(バーチャル実習の教育コンテンツ開発)

<概要>

コロナ禍で自動車整備の実習が困難な状況の中、自動車整備の実習用のAR教材を開発することによって、グループで実機を使わなければできなかった実習授業から、学生が授業、予習・復習、補講を個別に学習できる環境に転換させ、今までの実習授業の在り方に変革を起こす事業。

<令和3年度の主な取組>

- ・ AR教材、テキスト、システム開発
- ・ 実証講座の実施

● 日本工学院八王子専門学校（契約額：19,339千円）

建築・まちづくり分野における先端技術（AR・VR）活用 実証研究事業

<概要>

昨今、建築・まちづくりの分野では、生産性の向上、人手不足の解消等が課題となっている。

専修学校では、教育効果の高い手法の確立が求められており、このニーズに応えられる可能性が高いVR・AR等の先端技術を利活用できることが重要である。

以上の課題解決とニーズに応え、産業界に先端技術を理解し活用できる中核的人材をゼネコンなどの実験と関連づけながら、専門学校の建築・まちづくり分野における授業で、社会実装にもつながる先端技術の利活用について実証研究する

<令和3年度の主な取組>

- ・ 専門家へのヒアリング調査、企業調査
- ・ 実証講座の実施
- ・ 教材開発

専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト

（一社）全国専門学校情報教育協会（契約額：16,034千円）

衣料品小売業のオンライン接客・ECサイト運営のための分野横断型 リカレント教育プログラムの開発

<概要>

インターネットによる販売が業界規模の拡大につながると期待されている衣料業界において、衣料品販売員は、これまでの対面での接客に加え、SNSでのコーディネート提案やインターネットを利用した接客が求められている。そのため、ICTを利活用して販売するオンライン接客の知識と技術を習得させる教育プログラムを開発し、これまで経験のなかったオンラインでの接客能力を養成する。

<令和3年度の主な取組>

- ・カリキュラム・シラバスの作成、教材の開発
- ・VRを使用した店舗の接客技術実証講座の実施

穴吹ビジネス専門学校（契約額：8,710千円）

ものづくりIT人材育成のためのリストアートプログラム 開発事業

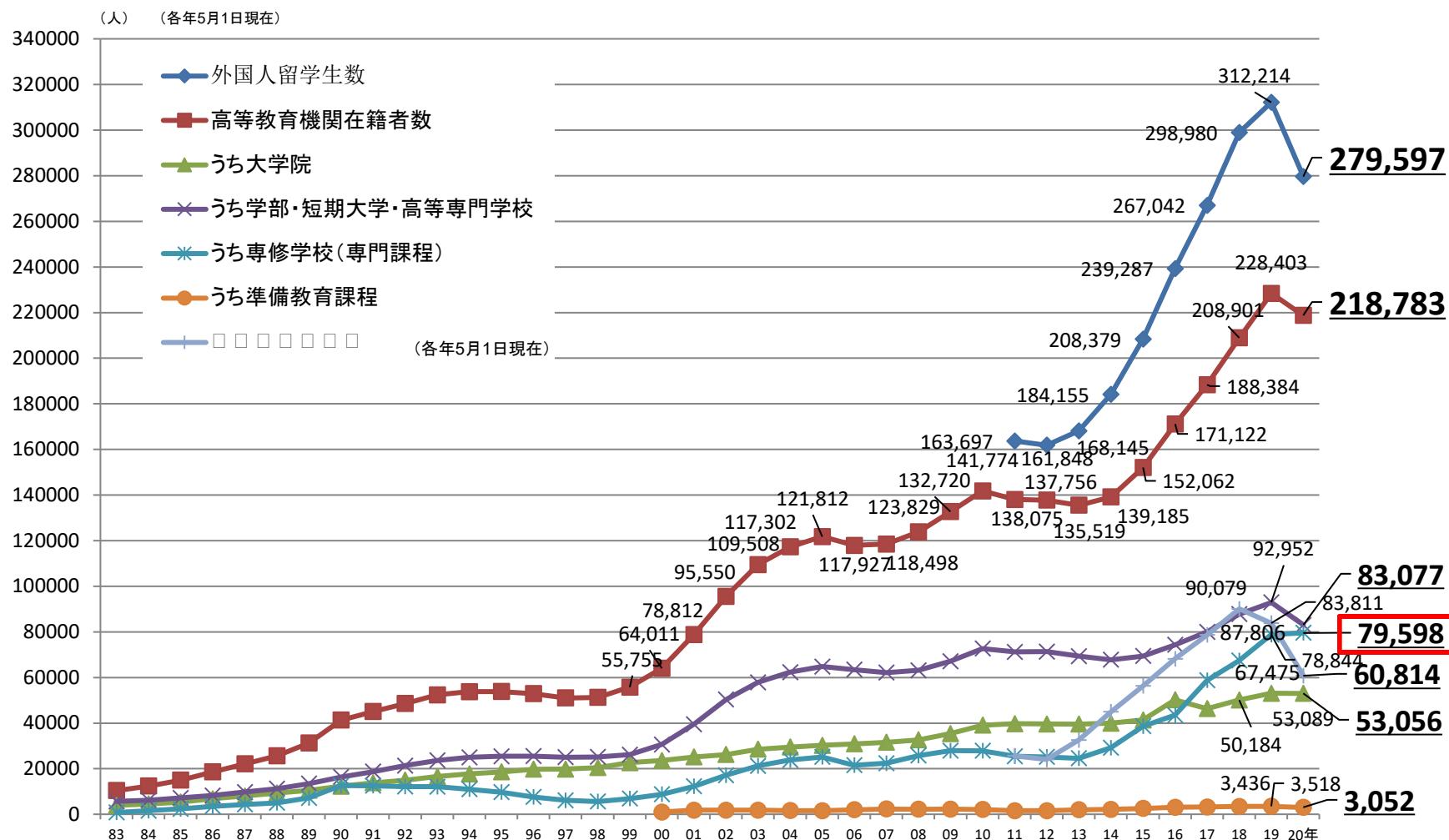
<概要>

就職氷河期世代の求職者に対して、既存の「ITビジネス科」の科目をカスタマイズし、IT基礎力に加え、モノづくりに関連するCAD・3Dプリンター、プログラミング力を学びなおせる短期リカレント教育プログラムを提供する取組

<令和3年度の主な取組>

- ・短期リカレント教育プログラムの開発
- ・合同講座・開発教材の評価分析

学校種別・外国人留学生数推移

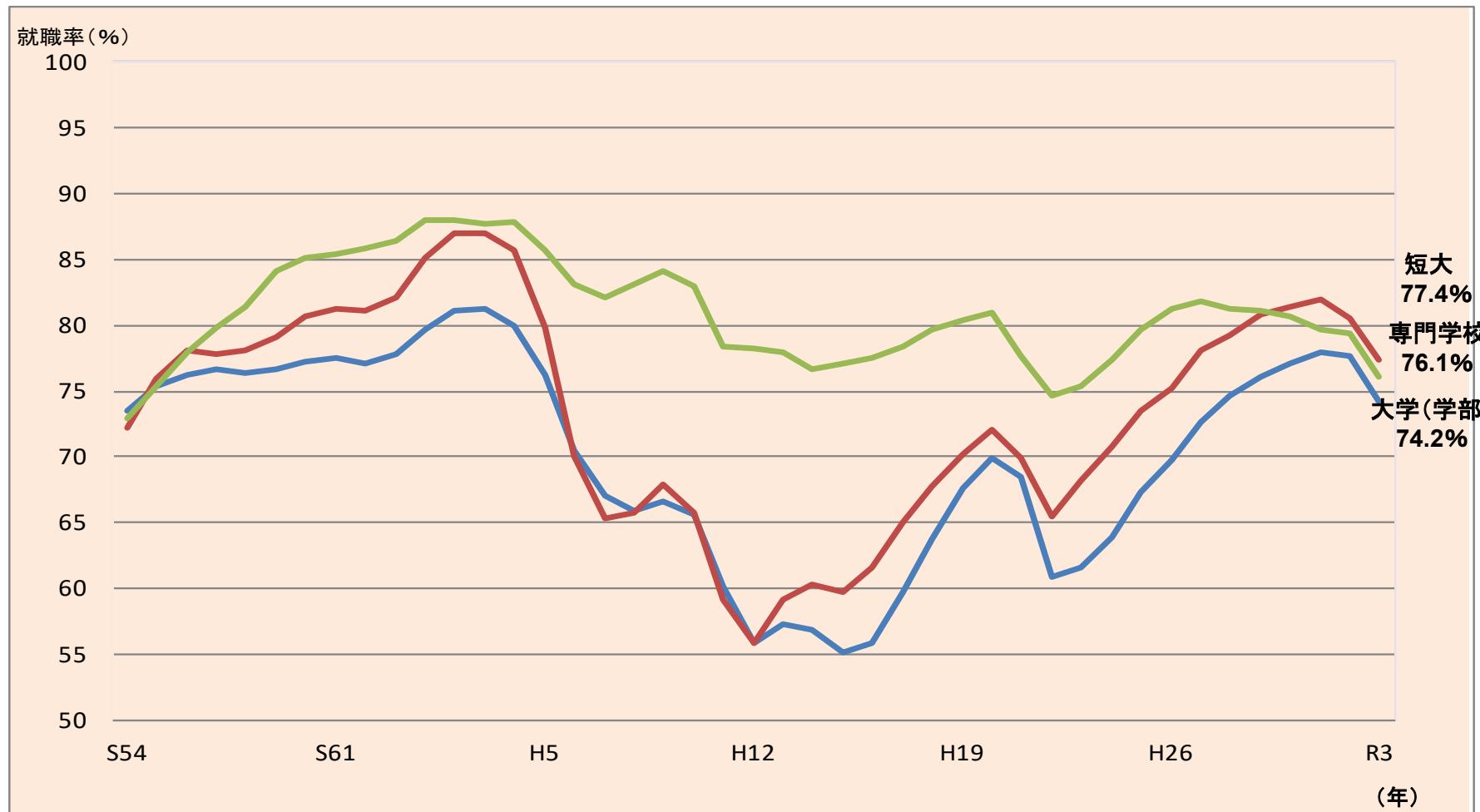


※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付で在留資格「留学」「就学」が一本化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

(出典)独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

専門学校における卒業生に占める就職者の割合の推移

下記の数値は、各学校段階の卒業者のうち卒業後すぐに就職した者の割合を示す。



※各年3月卒業者のうち、就職者の占める割合の占める割合である。

※就職率の算定に用いた就職者数には、一時的な職に就いた者は含まない。

資料：文部科学省「学校基本統計」

専修学校の設置認可基準（概要）〔昭和51年文部省令第2号〕

区分	基 準 内 容
目的	職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うこと
設置者	専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること 等
入学資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による
修業年限	1年以上
卒業所要授業時間	昼間学科：年間800単位時間以上、夜間学科：年間450単位時間以上
教育内容	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
生徒数	教育を受ける者が常時40人以上であること。 (同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下)
教員資格	専門課程、高等課程、一般課程の別による。
教員数	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
校舎の面積	専門課程、高等課程、一般課程及び分野の別による。
施設・設備等	専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない等
教材	規定なし

※上記は、専修学校の設置認可基準のうち、主なもの概要を記載している。

各種学校の設置認可基準（概要）〔昭和31年文部省令第31号〕

区分	基 準 内 容
目的	学校教育に類する教育を行うこと
設置者	制限なし
入学資格	制限なし
修業年限	1年以上（但し、簡易な技術、技芸等の課程は3ヵ月以上1年未満）
卒業所要授業時間	原則年間680時間以上
教育内容	規定なし
生徒数	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適當な数を定める。 (同時に授業を行う生徒数は、原則として40人以下)
教員資格	担当する教科に関して専門的知識、技術、技能等を有する者
教 員 数	3人以上
校舎の面積	115.70m ² 以上、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.31m ² 以上(特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合はこの限りでない。)
施設・設備等	教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えなければならない。
教 材	規定なし

※上記は、各種学校の設置認可基準のうち、主なもの概要を記載している。

準学校法人の設立認可基準（概要）

〔昭和25年文部次官通達
昭和35年文部省管理局長通達〕

区分		基 準 内 容	
目的		私立専修学校・各種学校の設置	
機関	役員	役員には、各役員につき、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。	
	理事 (会)	職務：業務の執行機関（法人を代表する） 定数：5人以上（ただし、7人以上を適當とする） 選任：設置する学校の校長等	
	監事	職務：財産・業務執行状況の監査機関 定数：2人以上 (兼職禁止：理事・教職員を兼ねてはならない)	
	評議員 (会)	職務：理事長の諮問機関 定数：理事定数の2倍を超える数 選定：寄付行為の規定により選任された者	
資産	基本財産	原則、自己所有（負担付でないこと）。ただし、特段の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、この限りではない	
	施設 ・ 設備	校地	校舎敷地、屋外運動場、実験実習地等
		校舎	普通教室、実習室、職員室、図書館等（教員室、事務室、保健室他）
	運用財産	教具（機械、器具、模型等）、 校具（机、腰掛等）	

専修学校における学校評価ガイドライン 概要

平成19年：学校教育法の改正

自己評価の実施・公表が義務化、学校関係者評価の実施・公表が努力義務化



平成23年1月：

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」
答申

※質の改善・充実を図るため専修学校における学校評価ガイドラインの策定を提言。



平成24年度5月～2月：

専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における審議

専修学校における学校評価ガイドラインの主なポイント

〈目的〉

- 学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善。
- 生徒・卒業生、関係業界等の地域のステークホルダーとの連携協力による特色ある専修学校づくり推進。

〈定義〉

自己評価：各学校の教職員が、当該学校の理念・目標に照らして自らの教育活動について行う評価

学校関係者評価：生徒・卒業生、関係業界、専修学校団体・関係団体、中学校・高等学校、保護者・地域住民、

所轄庁等の学校関係者により構成された評価委員会等が自己評価の結果を基本として行う評価

第三者評価：学校から独立した第三者による評価基準等に基づき、専門的・客観的立場から行う評価

〈外部アンケート等の活用〉

- 生徒・卒業生、企業等を対象に行うアンケート等を学校評価の資料等として活用。

※学校関係者評価そのものとは異なることに留意。

〈評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〉

- 教育理念・目的・育成人材像

・学校における職業教育の特色は何か、社会のニーズを踏まえた学校の将来構想を抱いているか 等

- 教育活動

・関連分野の企業等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか
・関連分野における実践的な職業教育（産学官連携によるインターンシップ、実習等）が体系的に位置づけられているか
・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための教職員の研修等が行われているか 等

- 生徒・学生支援

・進路・就職に関する支援体制は整備されているか
・関連分野における業界との連携による卒業後の再教育プログラム等を行っているか 等

○ 専修学校に関するこれまでの主な制度改正等の概要

令和2年7月現在

昭和51年
制度発足

昭和57年
私立学校振興助成法改正

平成18年
教育基本法改正

修了者の学習成果の評価	<p>【平成7年】 「専門士」の称号付与 専門課程・2年以上、試験等に基づく課程修了の認定等</p> <p>【平成17年】 「高度専門士」の称号付与 専門課程・4年以上、試験等に基づく課程修了の認定等</p>					
	【昭和60年】 【高等課程・3年以上】 大学入学資格の付与	【平成10年】 【専門課程・2年以上等】 大学編入学資格の付与	【平成17年】 【専門課程・4年以上等】 大学院入学資格の付与			
院大学との接続						
教育向上の質の向上	専修学校制度の施行	【平成14年】 情報の積極的提供の義務化 自己点検・評価等の努力義務化	【平成16年】 財務情報の公開の義務化	【平成19年】 自己評価の義務化等・学校関係者評価の努力義務化	【平成24年】 単位制・通信制の制度化	【平成25年】 「職業実践専門課程」制度創設
評価する学校間における相互扶助		【平成3年】 大学等における専門学校教育の単位認定	【平成5年】 高校における専修学校教育の単位認定	【平成11年】 専修学校における大学等の学修の履修認定に係る範囲拡大 [1/4→1/2]	【平成24年】 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学習の範囲の拡大(高等学校専攻科、職業訓練等)	【平成29年】 「これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)」 「専修学校における学校評価ガイドライン」の策定
助成・税制	【昭和55年】 日本育英会奨学金事業の対象化	【昭和60年】 専修学校補助等に関する地方交付税措置	【平成9年】 準学校法人の設備整備費補助対象化	【平成18年】 勤労学生控除制度の対象者拡大	【平成22年】 高等課程生徒に対する「高等学校等就学支援金」の支給	【平成25年】 高等専修学校の授業料減免措置に関する地方交付税措置を開始 JASSO奨学金事業の対象拡大(専門学校の修業年限2年未満の課程も新たに対象化)
	【昭和58年】 学校法人・準学校法人への施設整備費創設	【昭和41年】 勤労学生控除制度創設		【平成23年】 学校法人・準学校法人等に対する個人からの寄付の税額控除の導入(平成27年及び平成28年に要件緩和)		【平成29年】 給付型奨学金(平成30年から本格実施) JSC災害共済給付制度の高等課程対象化

「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

経緯

平成23年1月 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

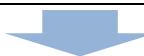


平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

⇒平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

⇒平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。
4月から認定された学科がスタート



平成29年3月 これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)

職業実践専門課程は、教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組として位置づける。

※認定数 1,084校、3,154学科（令和4年3月25日現在）

認定要件等

文部科学大臣

推薦

都道府県知事等

申請

専門学校



【認定要件】

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700単位時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

職業実践専門課程について

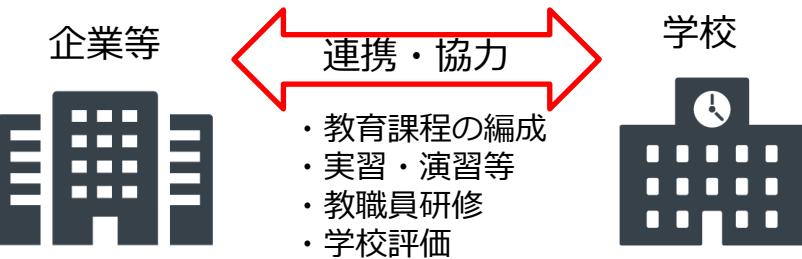
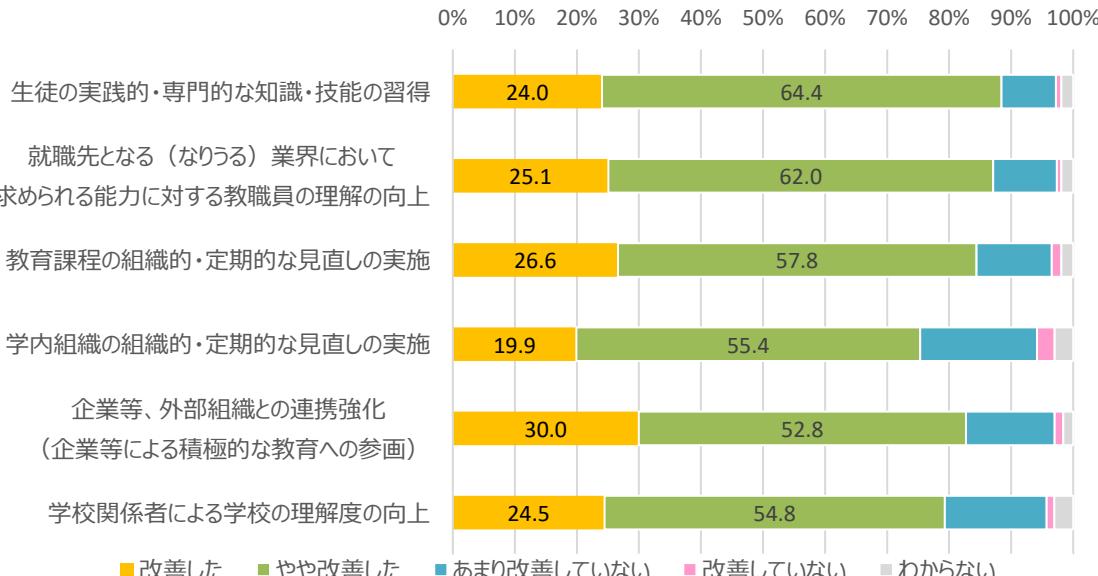
職業実践専門課程とは

専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を育成する実践的かつ専門的な職業教育に取り組む学科を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定する制度。

特徴



認定を受けたことによる改善状況



認定数 1,084校 3,154学科 (令和4年3月時点)

認定を受けるメリット

学校

- 企業等と連携して教育課程の編成や実習等を行うことで、**業界ニーズの把握や、養成する人材像を明確化**でき、より実践的な職業教育を行うことができる。
- 学校関係者による学校評価により、**教育活動や学校運営の改善点が明確**になる。
- 「職業実践専門課程」という枠組みを通じ、教員や高校生、保護者等に対して、**学校の強みを積極的にアピール**できる。

企業

- 派遣社員のスキルアップ**やモチベーション向上。
- 生徒の感性や発想を**商品開発や現場の改善**に活かせる。

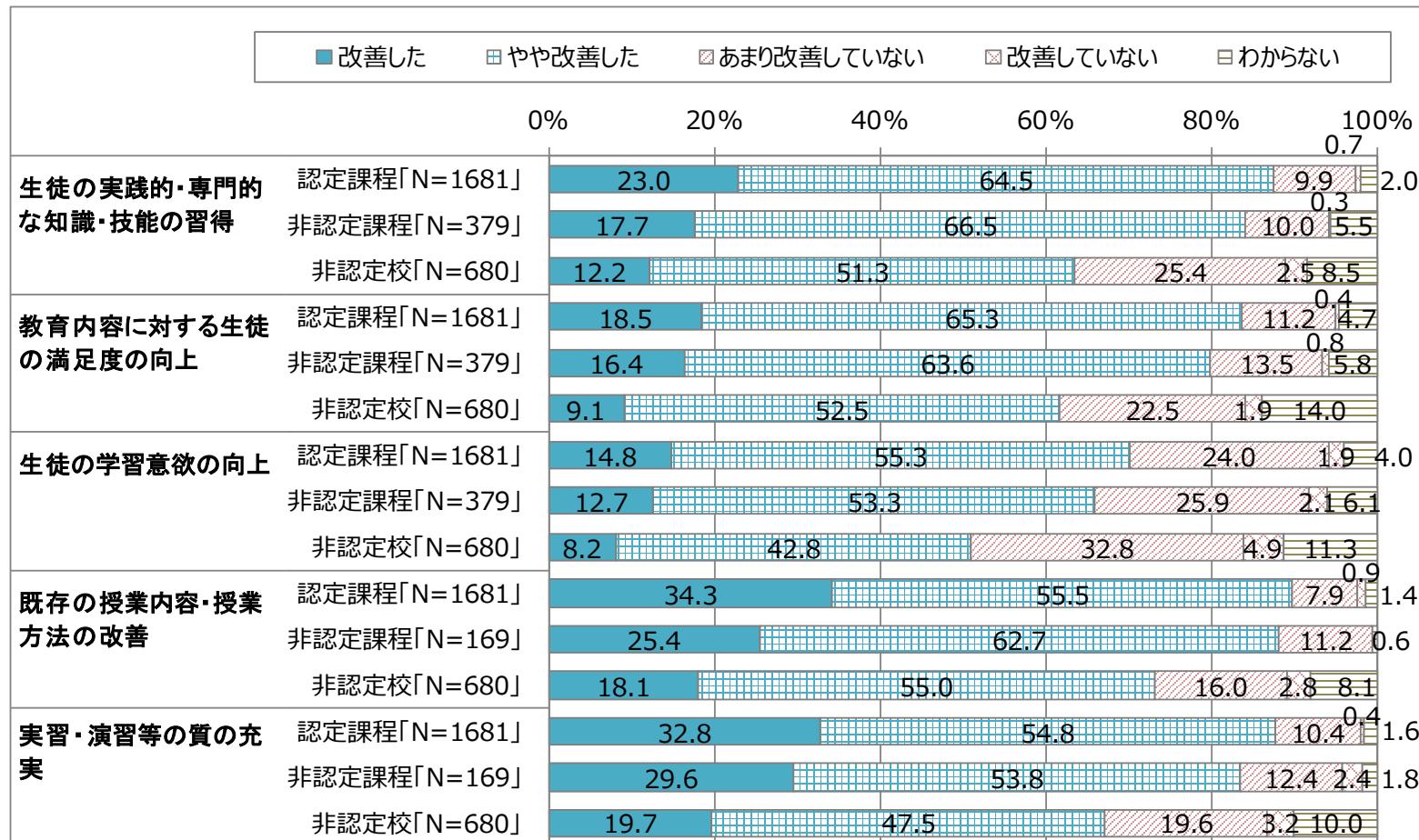
生徒

- 企業等のニーズを反映したカリキュラム**を学べる。
- 実習等により現場の生の声を聞き、**具体的に働くイメージ**が持てる。
- 教育訓練給付金を受けることができる。（社会人）

効果1 教育の質向上（1-1）

■認定学科ほど、教育活動が改善し、生徒の満足度向上につながっている。

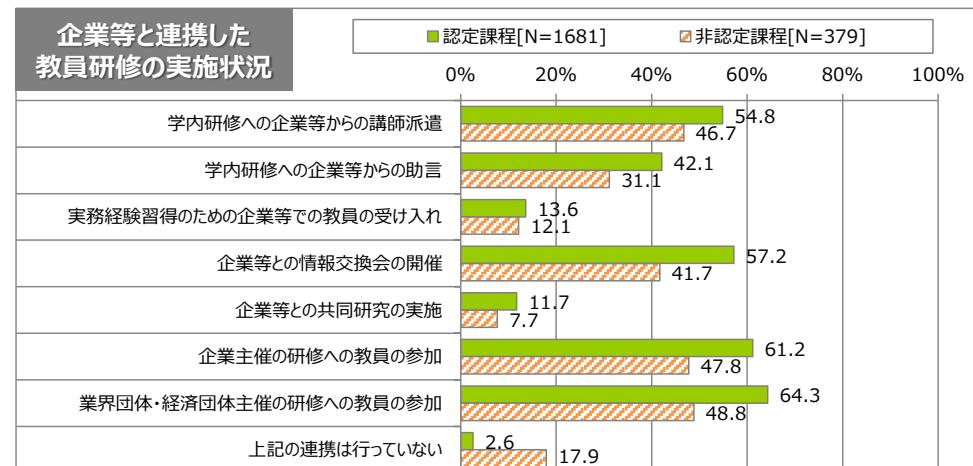
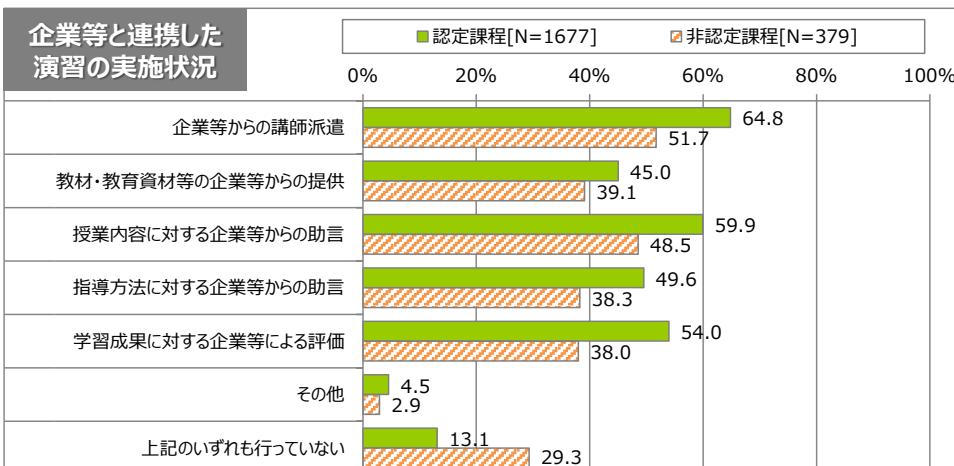
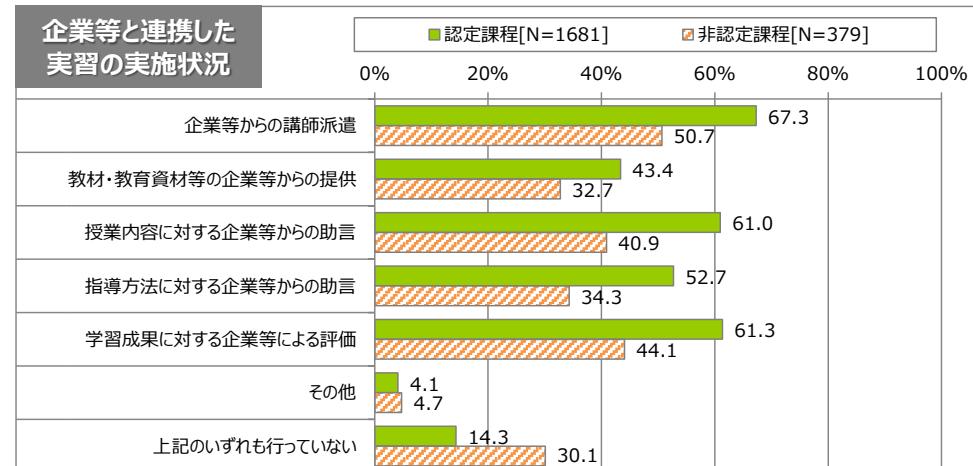
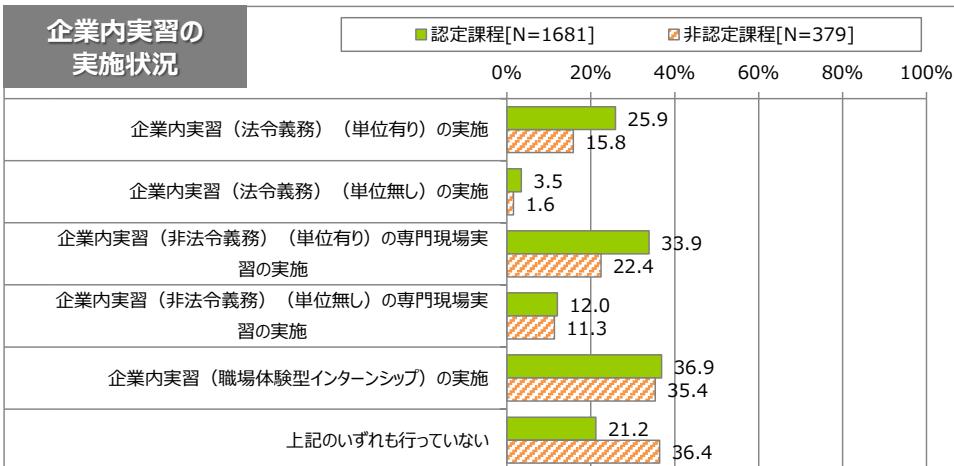
図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無別）



効果1 教育の質向上（1-2）

■認定学科の方が、企業等と連携した実践的な教育を実施。

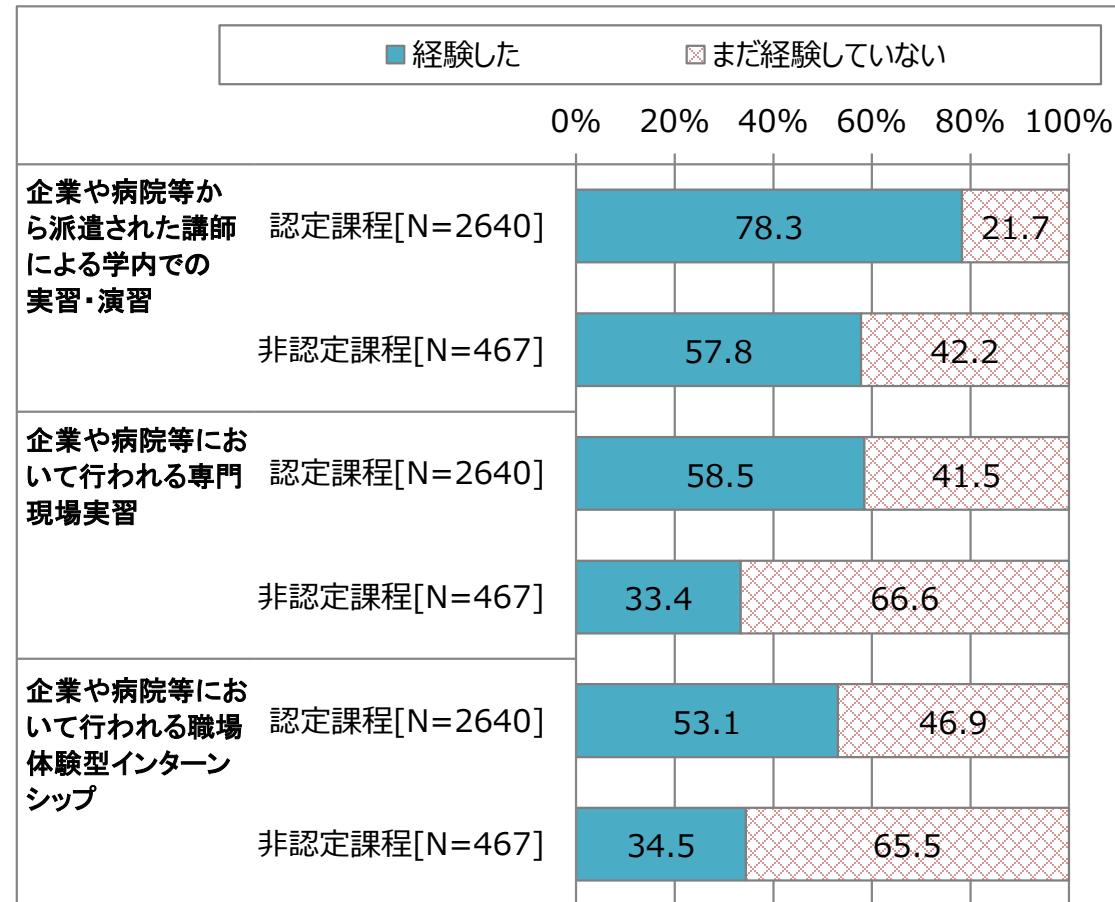
図表 企業等と連携した実践的な教育等の実施状況（認定有無別）



効果1 教育の質向上（1-3）

■認定学科の学生の方が、企業等と連携した実践的な教育を経験。

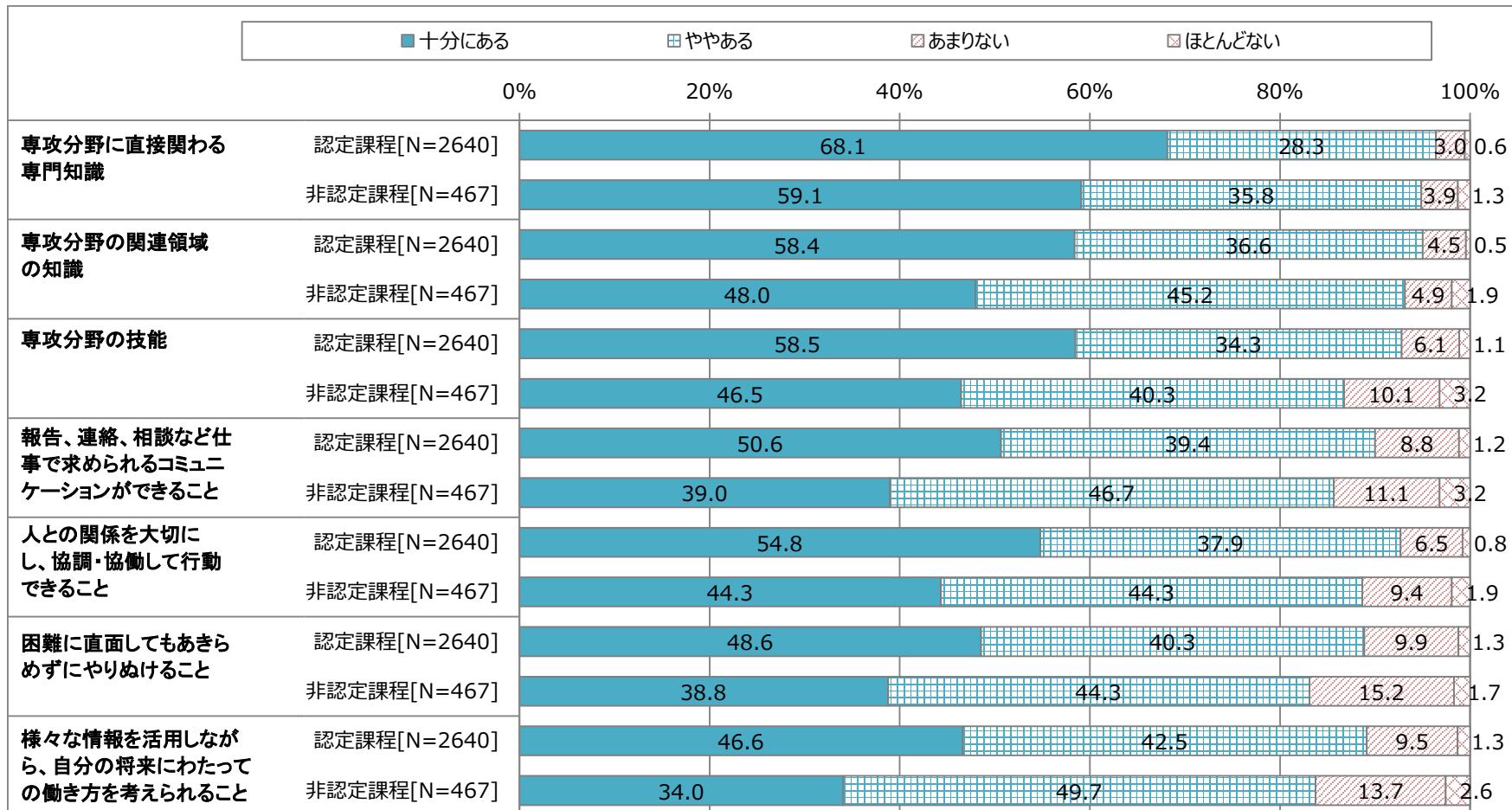
図表 企業等と連携した実践的な教育経験(認定有無別)



効果1 教育の質向上（1-4）

■認定学科の学生の方が、さまざまな能力の習得機会が多い。

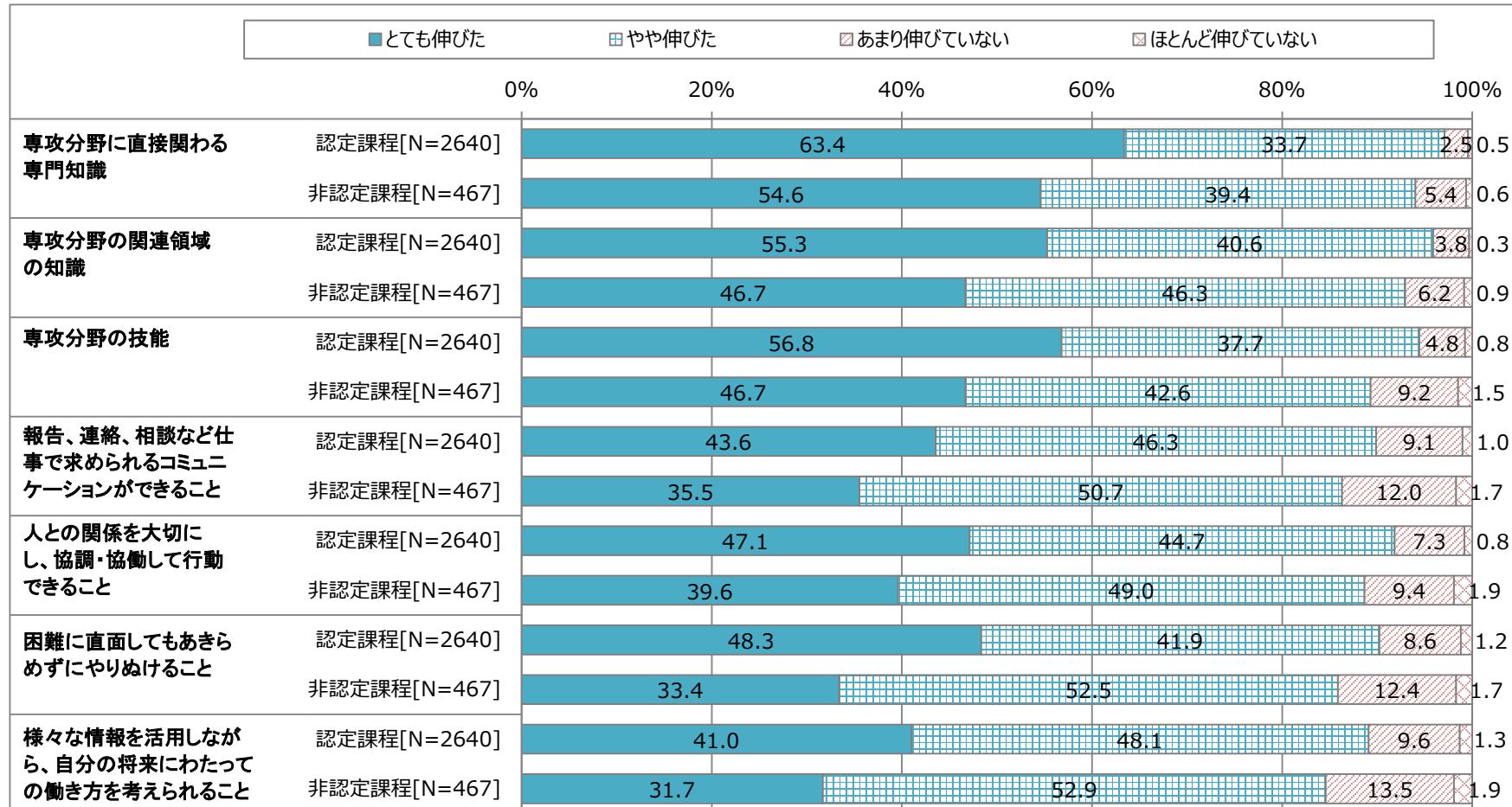
図表 能力を身につける機会（認定有無別）



効果1 教育の質向上（1-5）

■認定学科の学生の方が、実際の能力習得実感も高い。

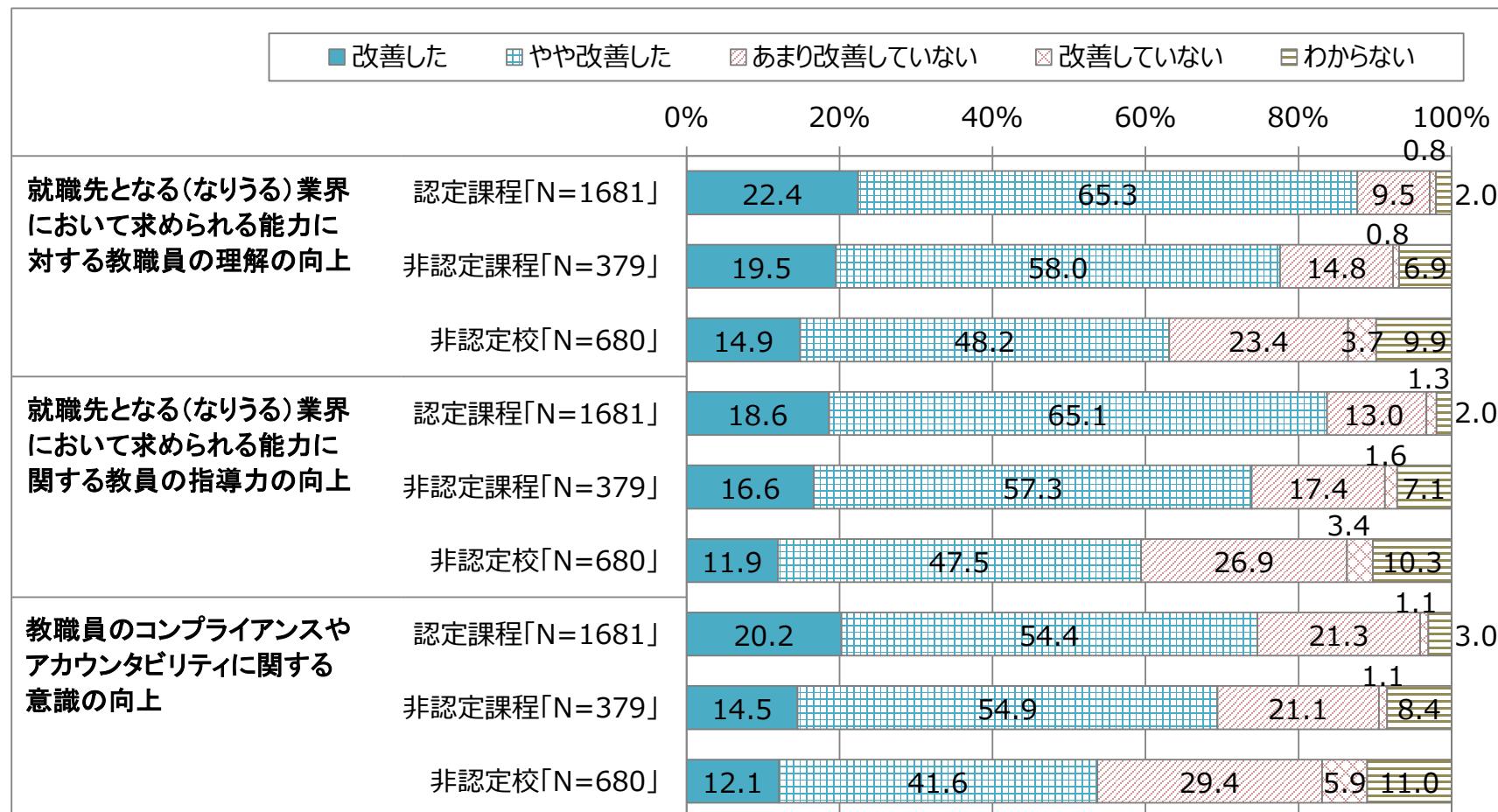
図表 入学以降の教育効果（認定有無別）



効果 2 教員の指導力改善等（2-1）

■認定学科ほど、教職員の意識と指導力の向上につながっている。

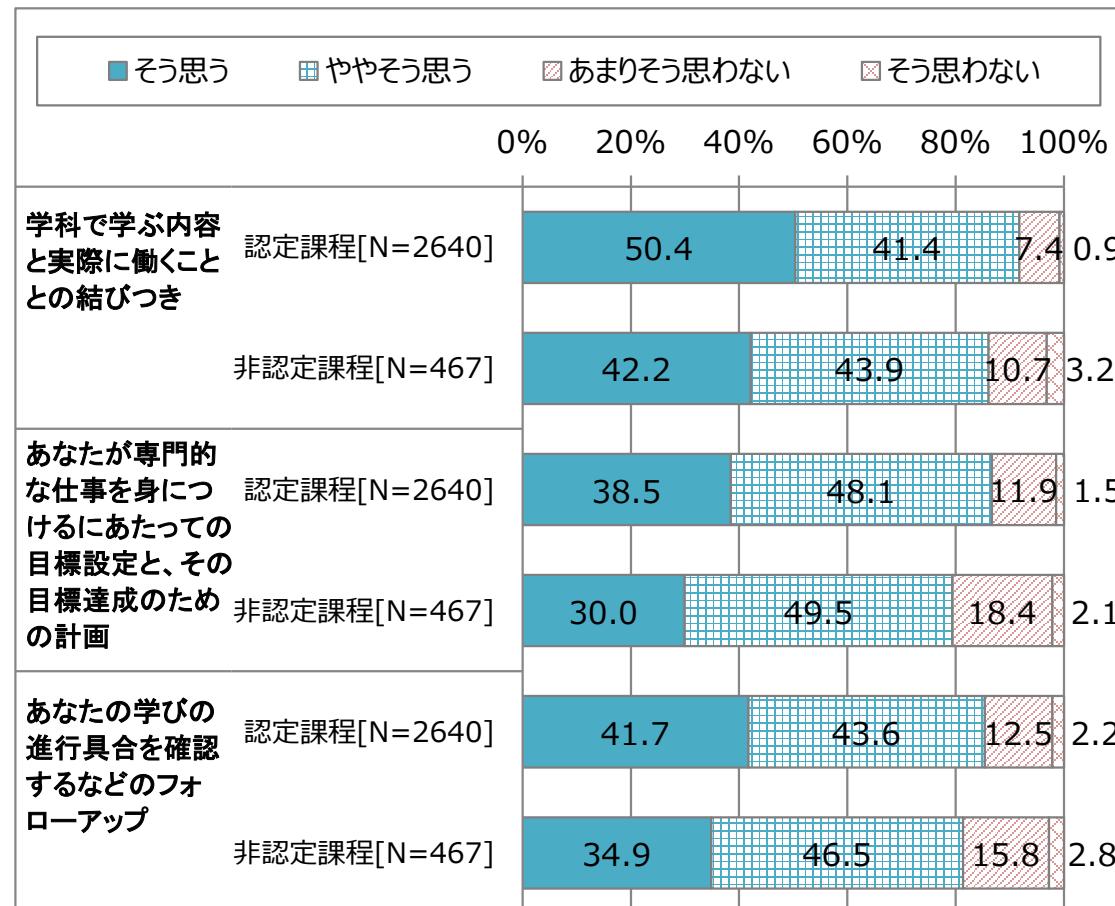
図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無別）



効果 2 教員の指導力改善等（2-2）

■認定学科の学生は、教員の指導に対する評価が高い。

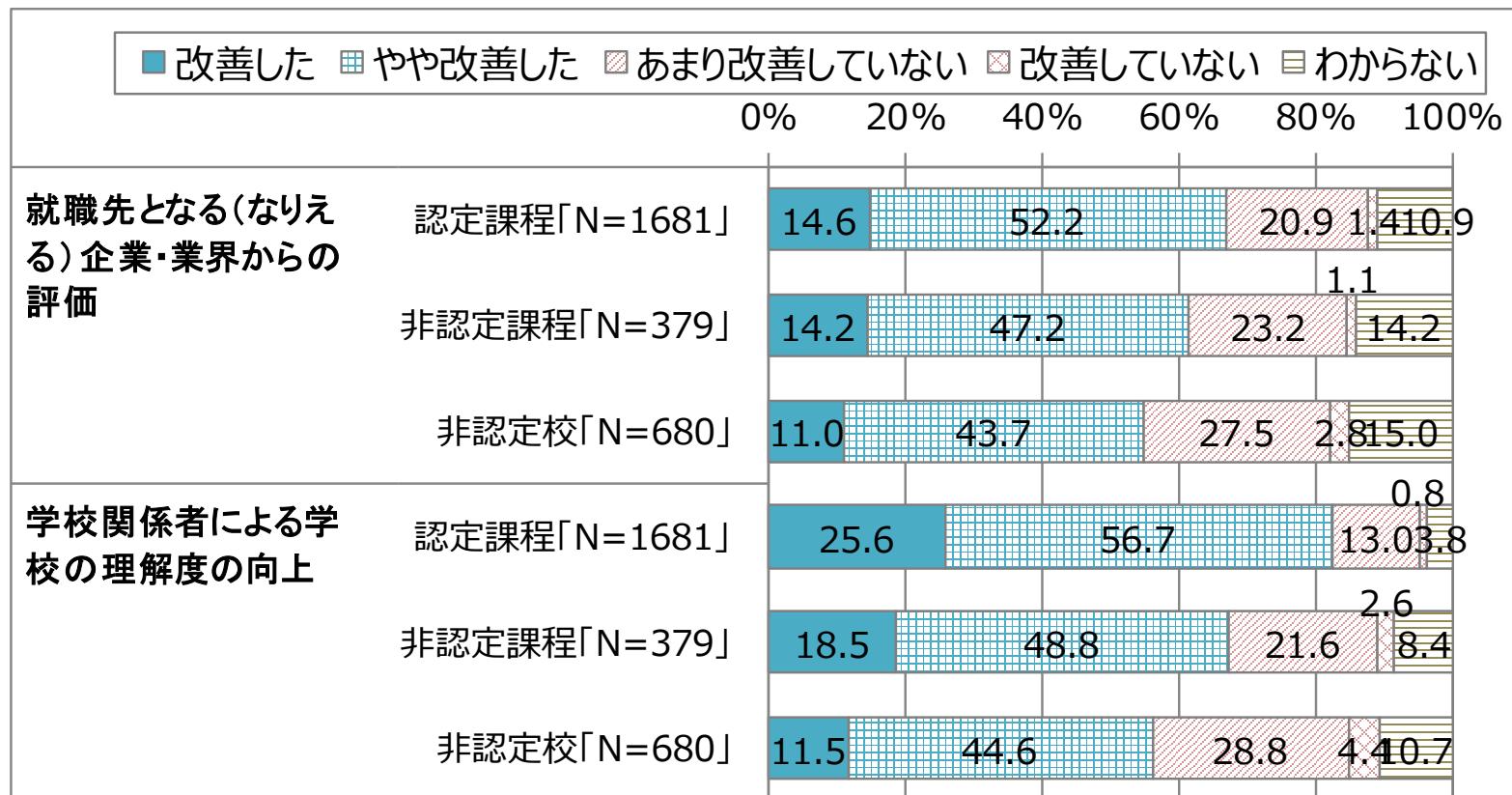
図表 指導に対する評価（認定有無別）



効果3 学校のブランド力強化等（3-1）

■認定学科ほど、学校に対する評価の改善につながっている。

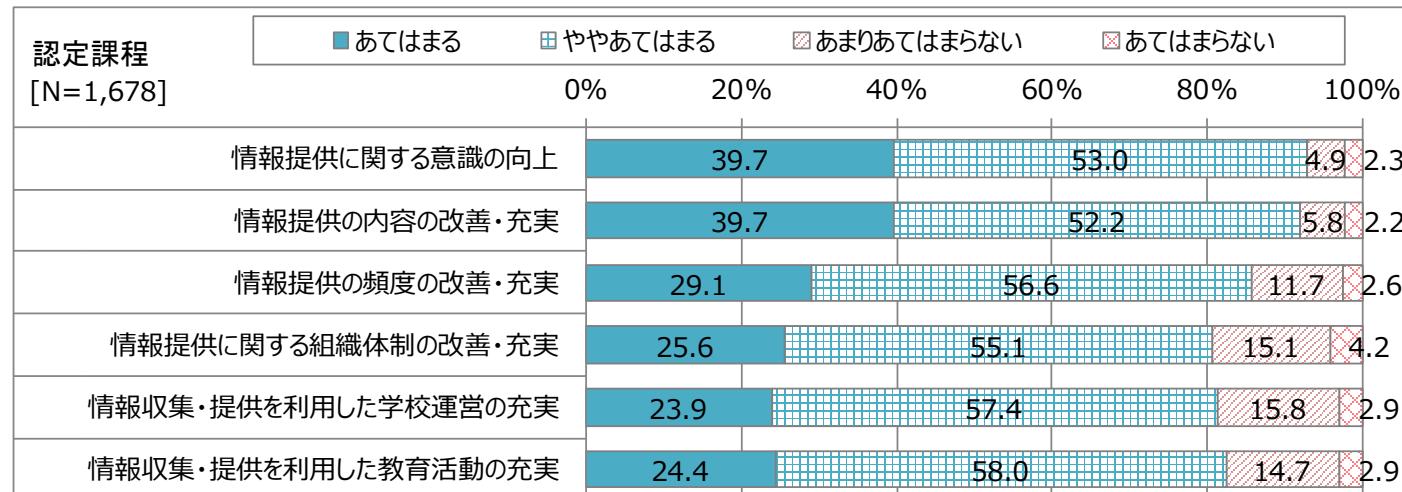
図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無別）



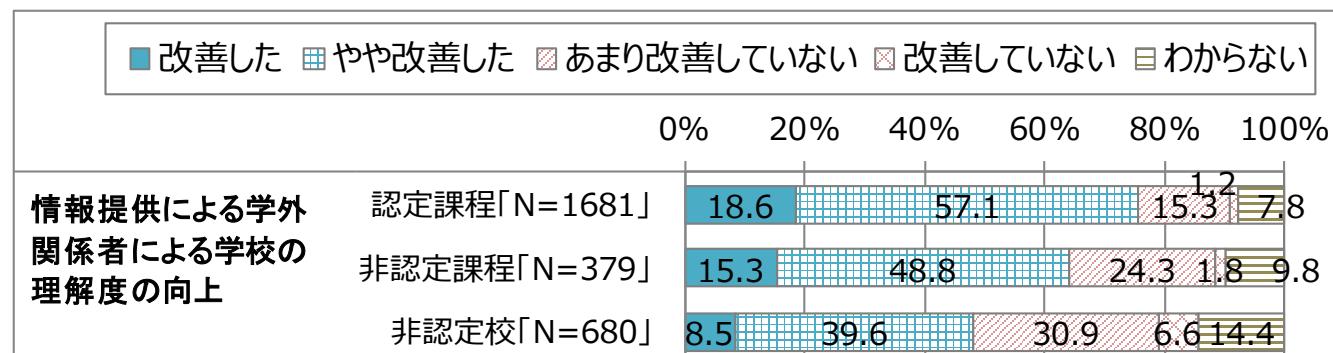
効果3 学校のブランド力強化等（3-2）

■認定後に情報公開の取組が改善し、学校の理解度向上にもつながっている。

図表 認定前後における情報提供の取組変化



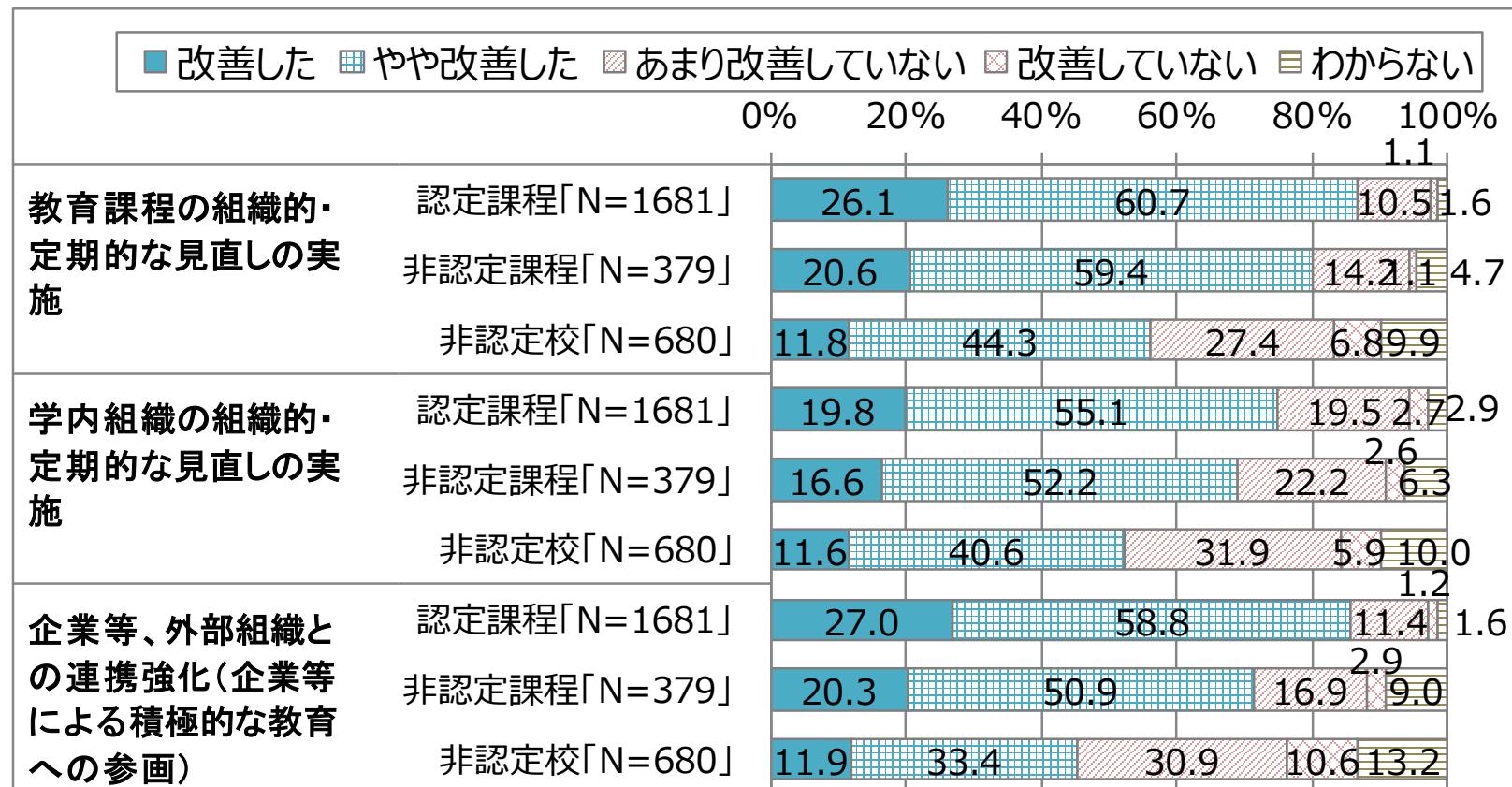
図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無別）



効果4 学校の組織力強化

■認定学科ほど、学校運営・教育活動等の組織的な改善につながっている。

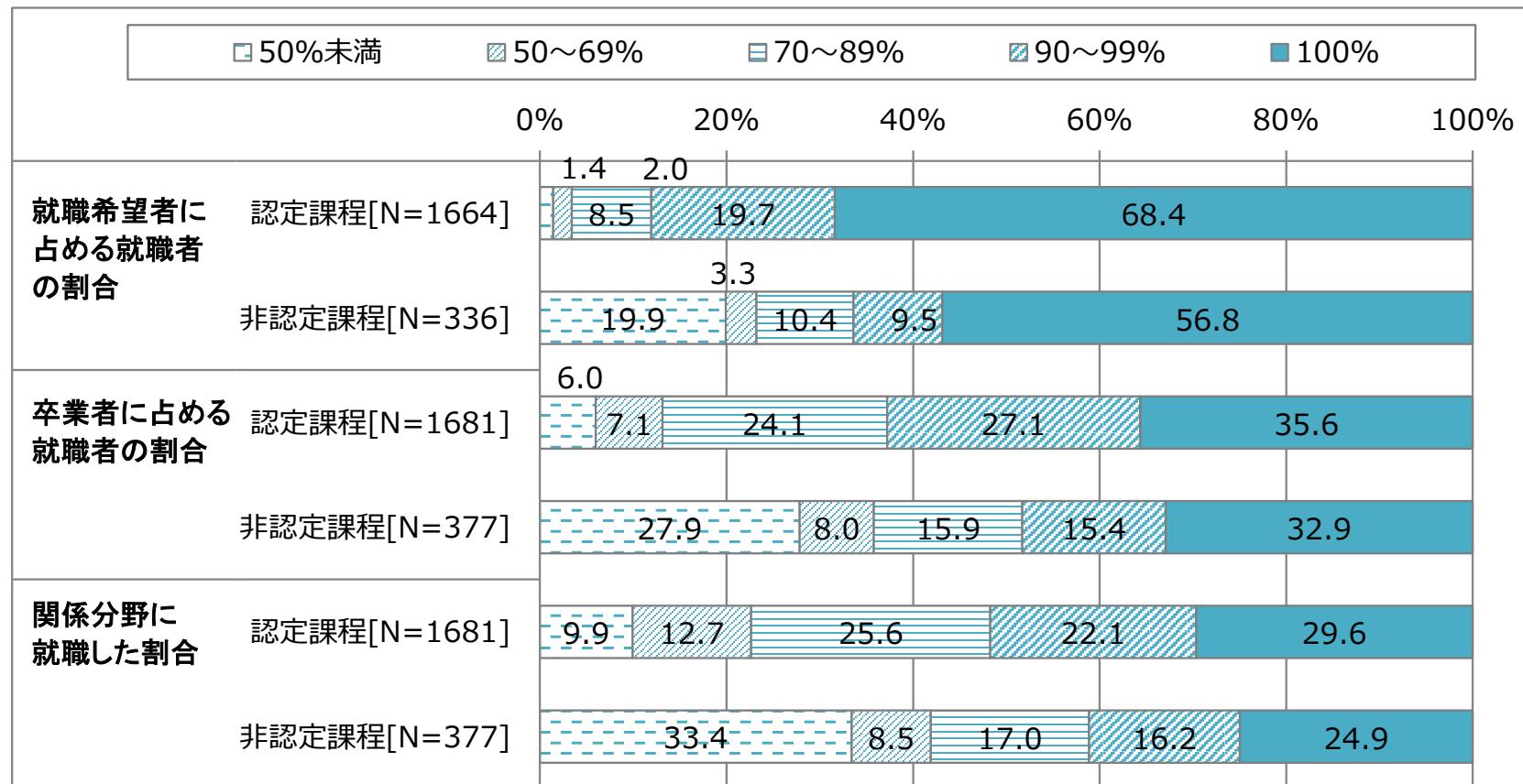
図表 平成26年4月以降の改善状況（認定有無別）



効果 5 就職実績の改善（5-1）

■認定学科ほど、就職実績の状況が優れている。

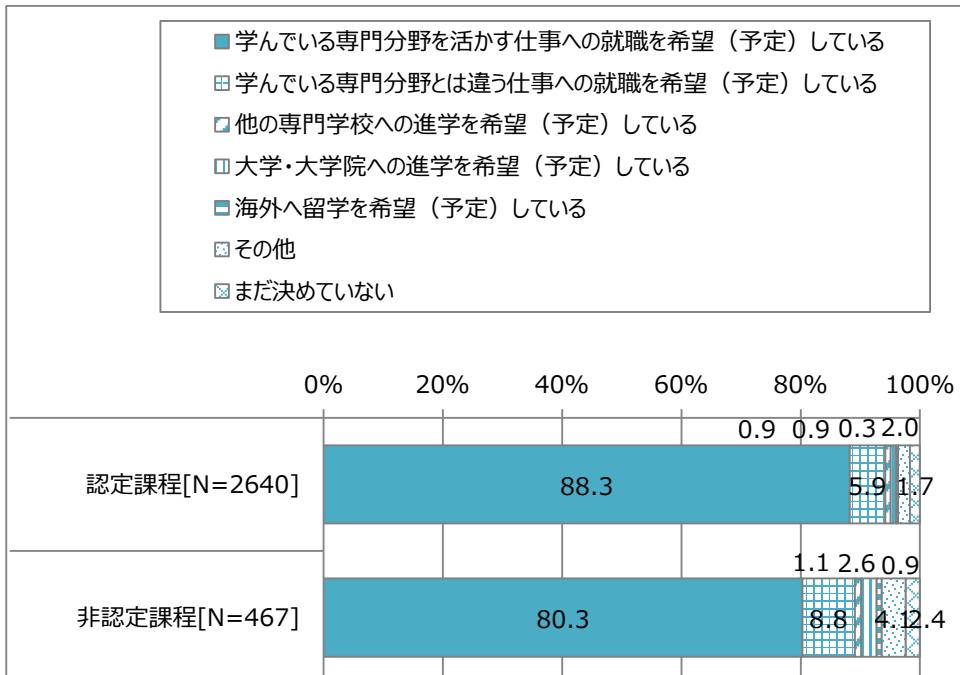
図表 各種就職実績状況（認定有無別）



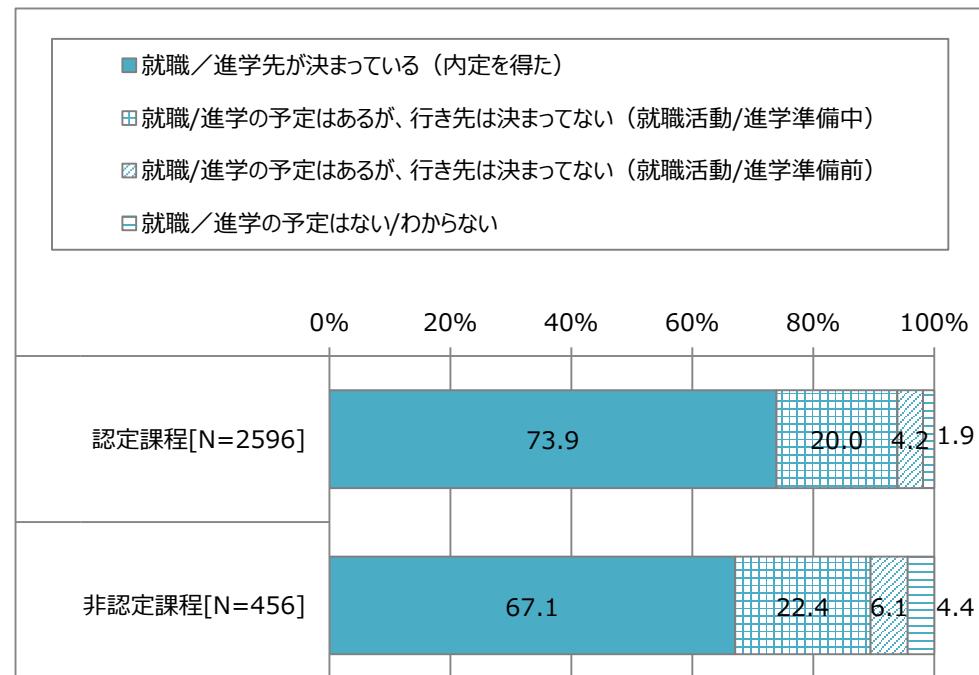
効果 5 就職実績の改善（5-2）

■認定学科の学生の方が、具体的な進路見通しを持つことができている。

図表 卒業後の進路希望（認定有無別）



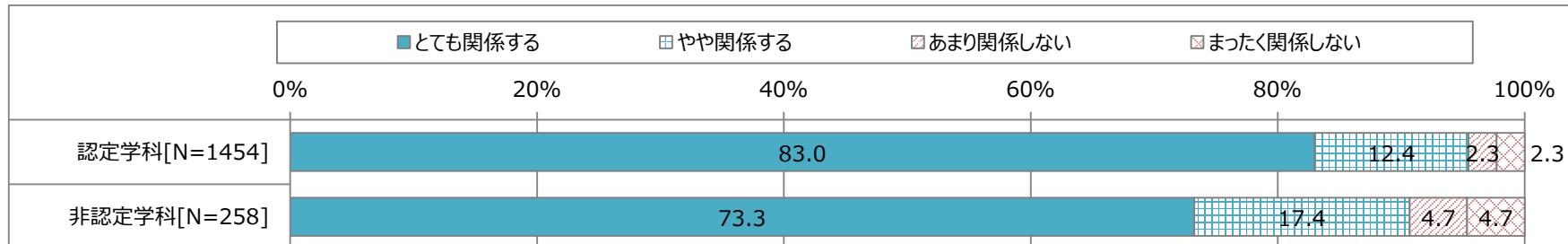
図表 進路の決定状況（認定有無別）



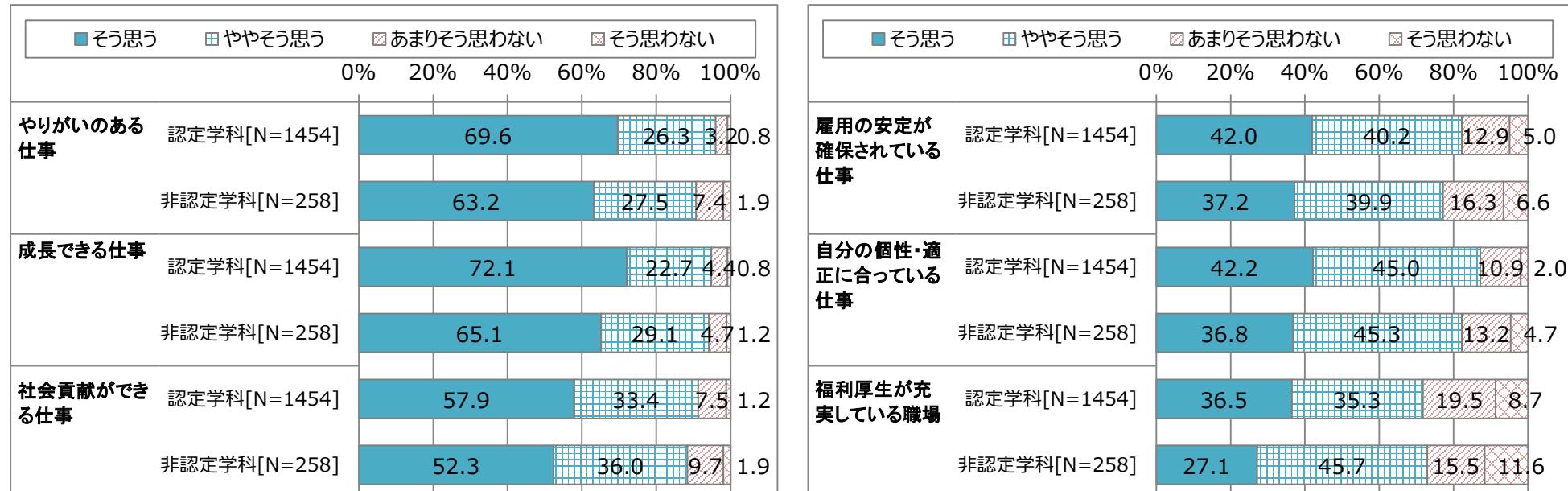
効果 5 就職実績の改善（5-3）

■認定学科の学生ほど、学びと就職がより直結し、職場等への評価も肯定的な傾向。

図表 現在の職業と学科の分野との関係（卒業生調査）



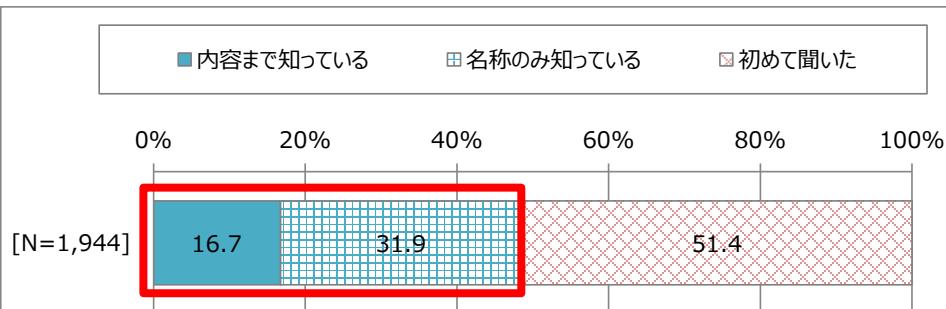
図表 現在の職場・仕事への評価（卒業生調査）



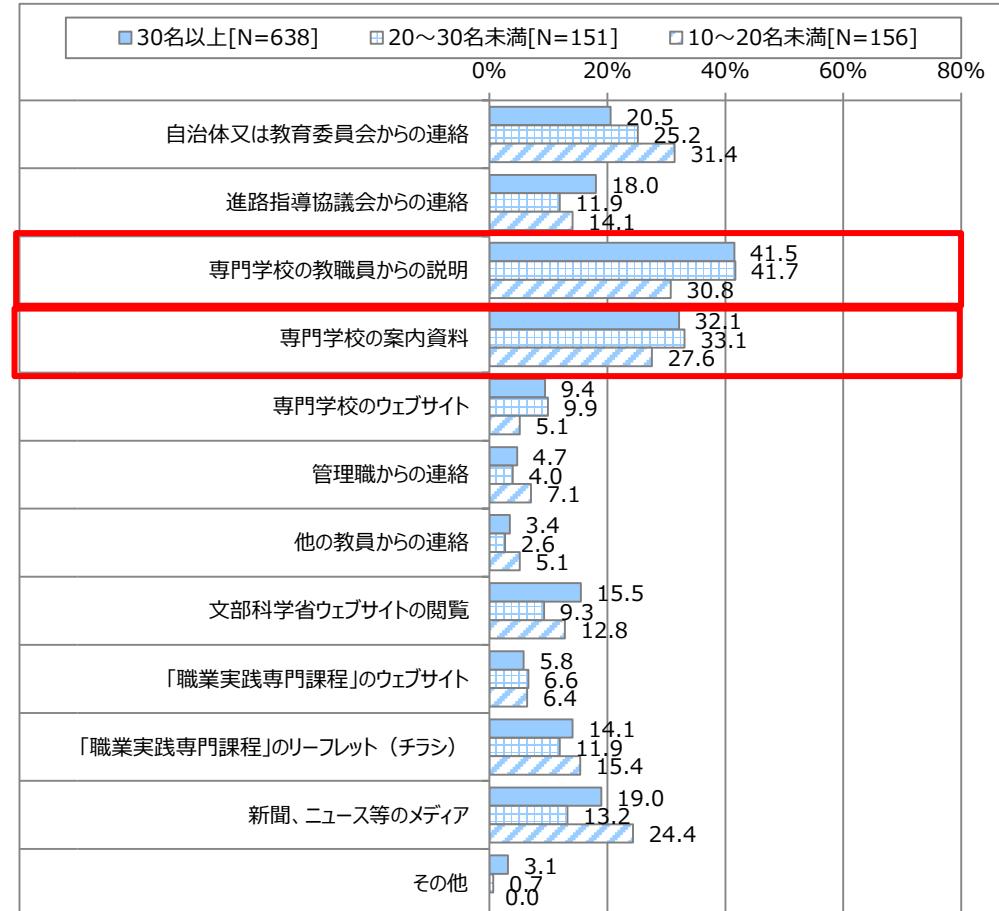
課題 1 認知度・認知機会の向上

- 職業実践専門課程について、進学相談・指導における有用性は肯定的に評価される一方で、制度の認知度は5割弱

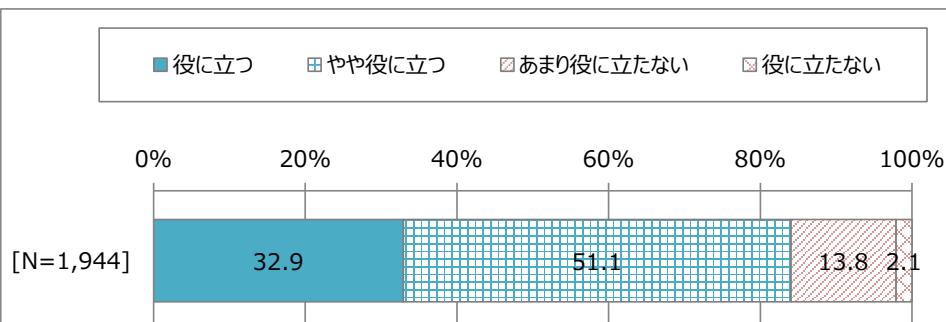
図表 制度の認知度（進学者数別）



図表 制度の認知機会（進学者数別）



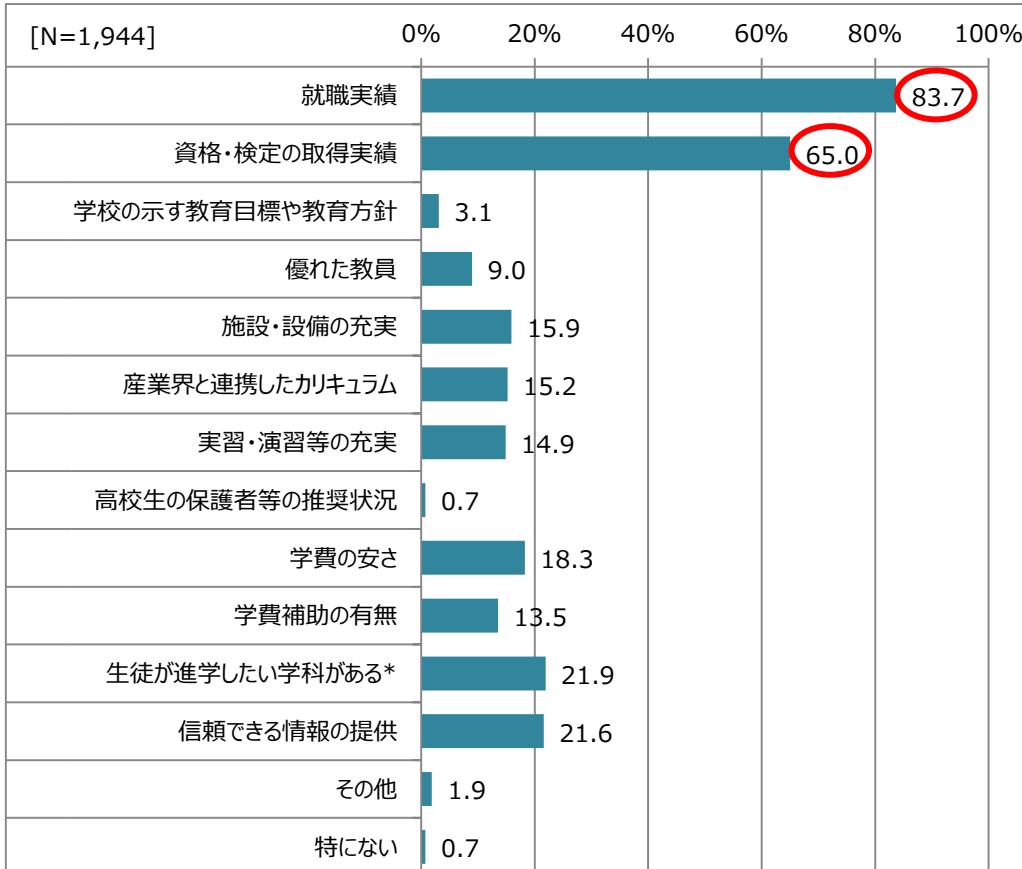
図表 進学相談・指導における有用性



課題 2 情報公開の充実（2-1）

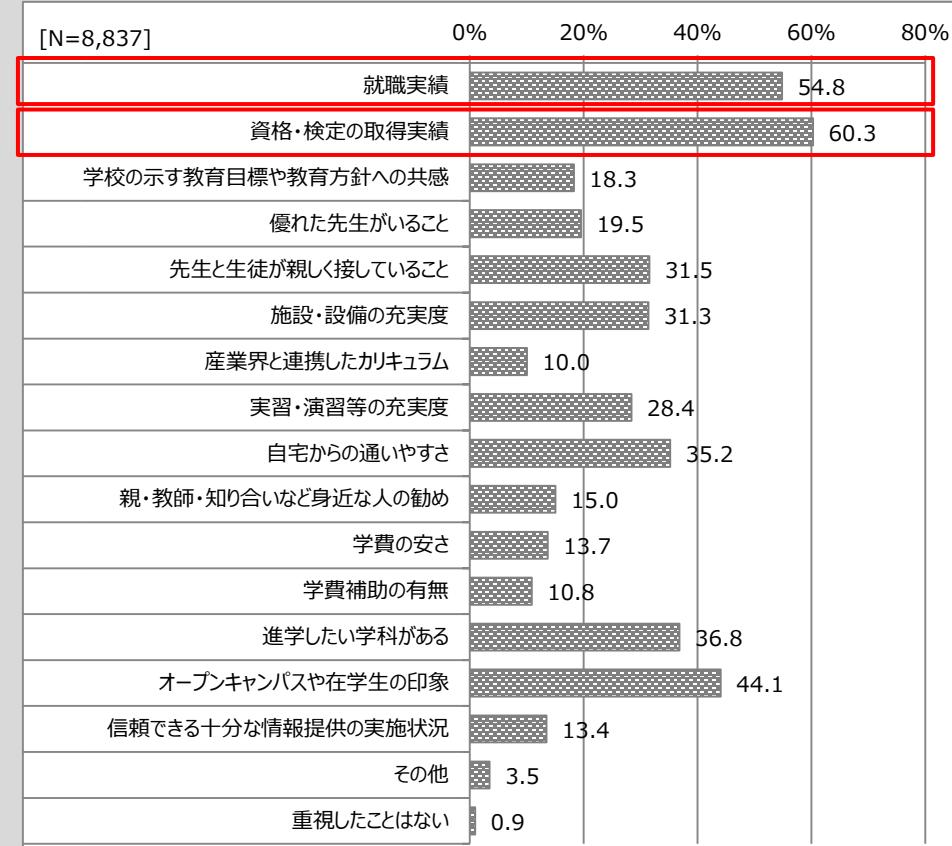
- 高校現場からは、「就職実績」「資格・検定の取得実績」の情報公開ニーズが高い。

図表 専門学校への進学相談・指導にあたり高校が期待すること（高校調査）



* 学習内容等が生徒の希望と合致している

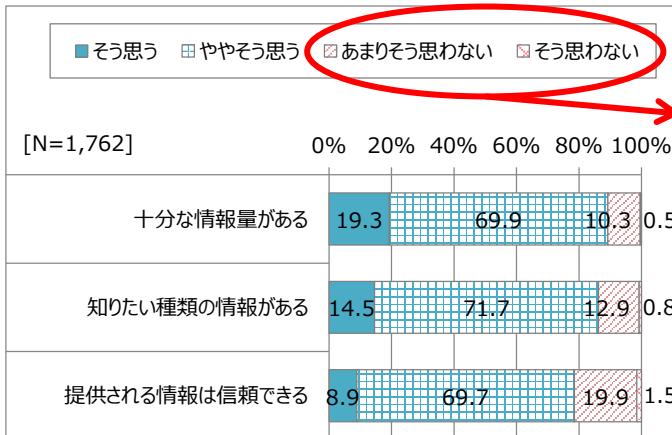
図表 進学先選択時の重視事項（在学生調査）



課題 2 情報公開の充実（2-2）

- 専門学校が提供する情報について、「情報量」や「情報の種類」に対する評価は高いものの、「情報の信頼性」への評価が相対的に低い。

図表 情報への評価（高校調査）



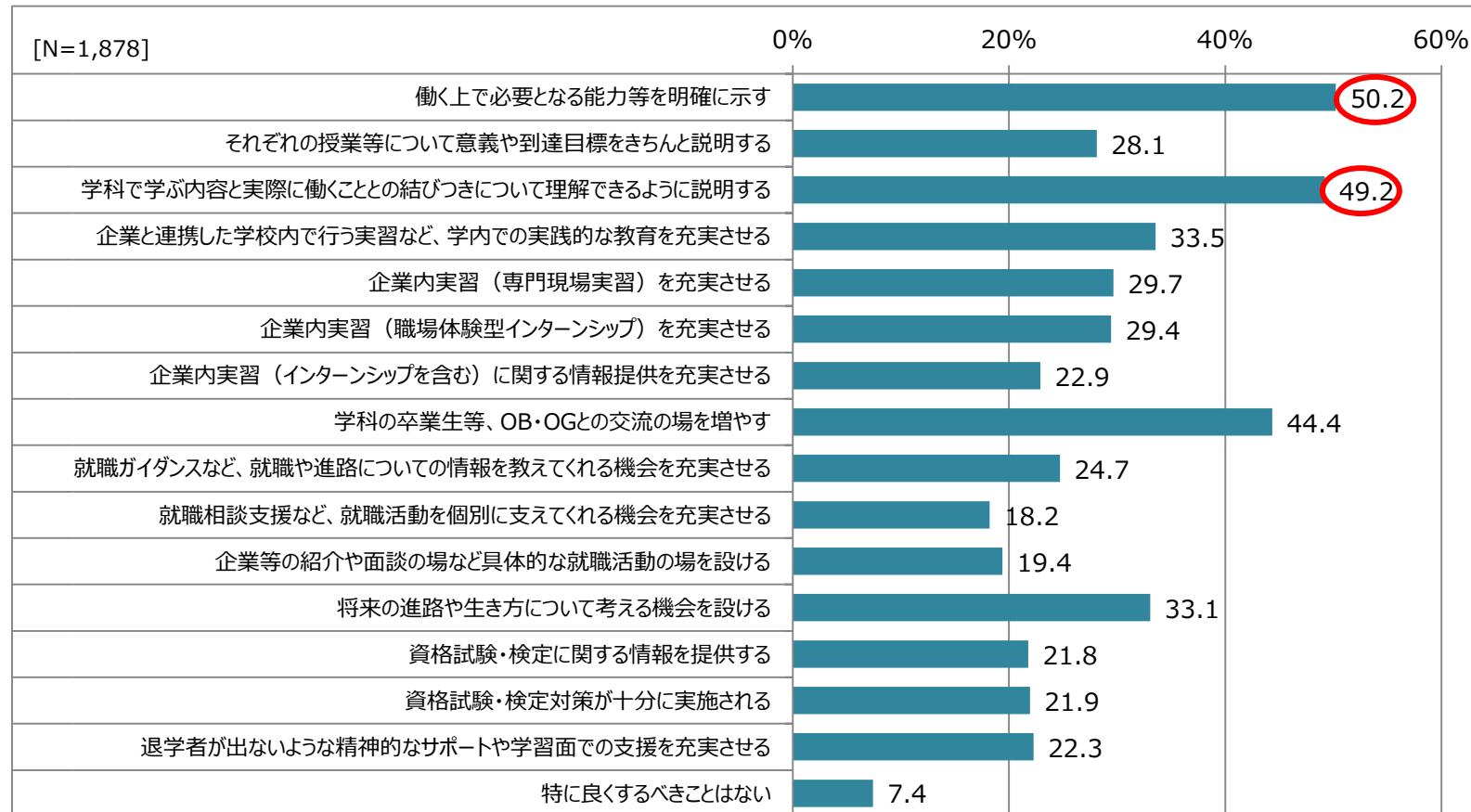
図表 専門学校が提供する情報が不十分と考える理由（高校調査）

種類	代表的意見（要約）
基本的な情報がない	<ul style="list-style-type: none"> 募集定員の充足率、正規教員数、経営状況、財務状況についての情報がない。 学費免除や奨学金などの情報が掲載されているが、その対象者数や希望者数が記載されていない。 教員の情報がほとんど掲載されていない。 最新の情報に更新されていないものが多い。
情報に統一性がない	<ul style="list-style-type: none"> 学校ごとに掲載している情報が異なっており、共通した記載事項が無いので理解しにくい。 学校によって情報量、情報の種類にバラつきがあり、比較しにくい。 就職実績や資格取得実績、国家試験合格実績などが、学校によって集計方法が異なっている。
データの根拠が不明確	<ul style="list-style-type: none"> 資格合格率 100%があまりにも多い。資格取得率や就職率の母数が入学生なのか卒業生なのか明記されていない。 割合だけが掲載され、在校生数や受験者数、合格者数の実数が示されていない。 年度の表示がなく、前年度の実績なのか、過去数年分の実績なのかがわからない。
教育内容等に関する情報がない	<ul style="list-style-type: none"> 日常の授業の様子や生徒の指導実態・対応が見てこない。 授業についていけないと課題のある生徒をどのように支援しているか、入学後の指導の様子が不明。 掲載されている情報と、卒業生から聞いた実際の授業内容等に差がある。

課題 3 卒業生による学校への改善要望

- 学修成果の明確化に関する事項（「必要な能力等の明確化」等）が上位。

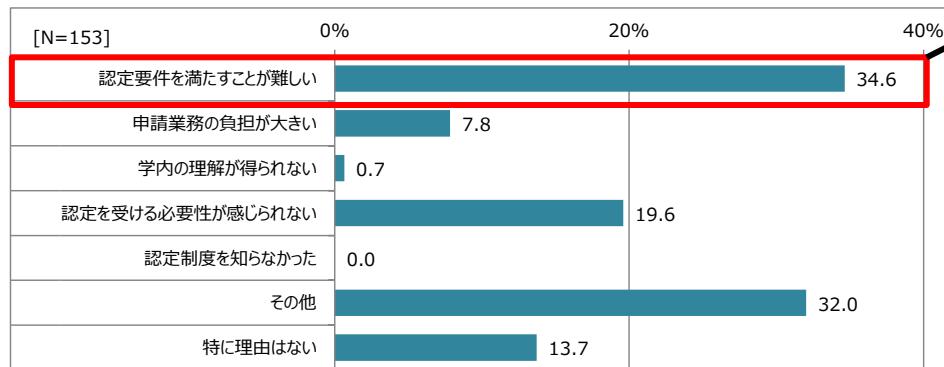
図表 学校・学科の教育の進め方等への改善要望（卒業生調査）



課題 4 認定を受けていない理由

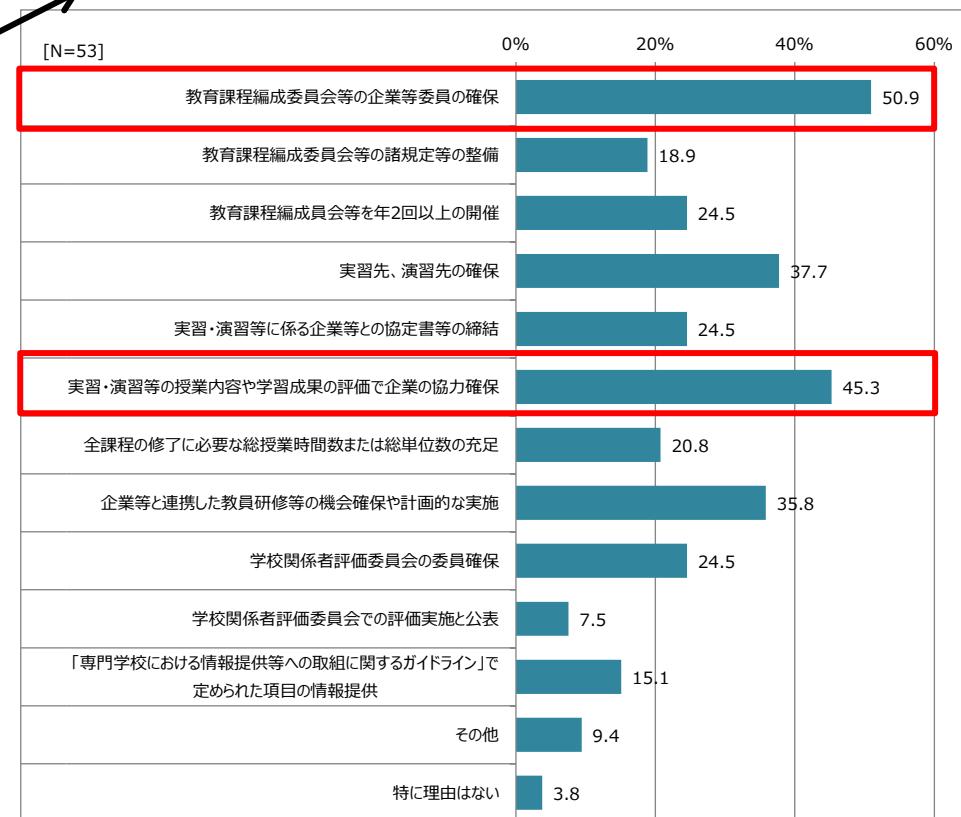
- 「認定要件を満たすことが難しい」が最も多く、企業等との連携確保が主な課題。

図表 認定を受けていない理由



* 1年制課程を有する学科は集計対象から除外

図表 認定要件を満たすことが難しい理由

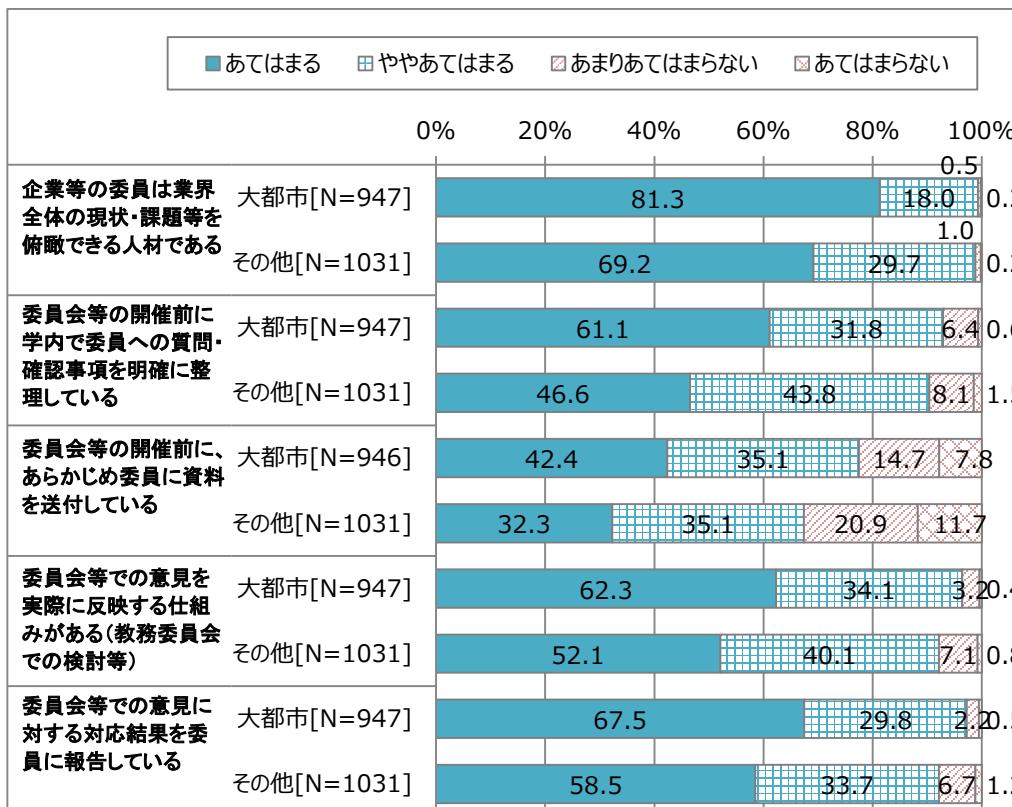


* 1年制課程を有する学科は集計対象から除外

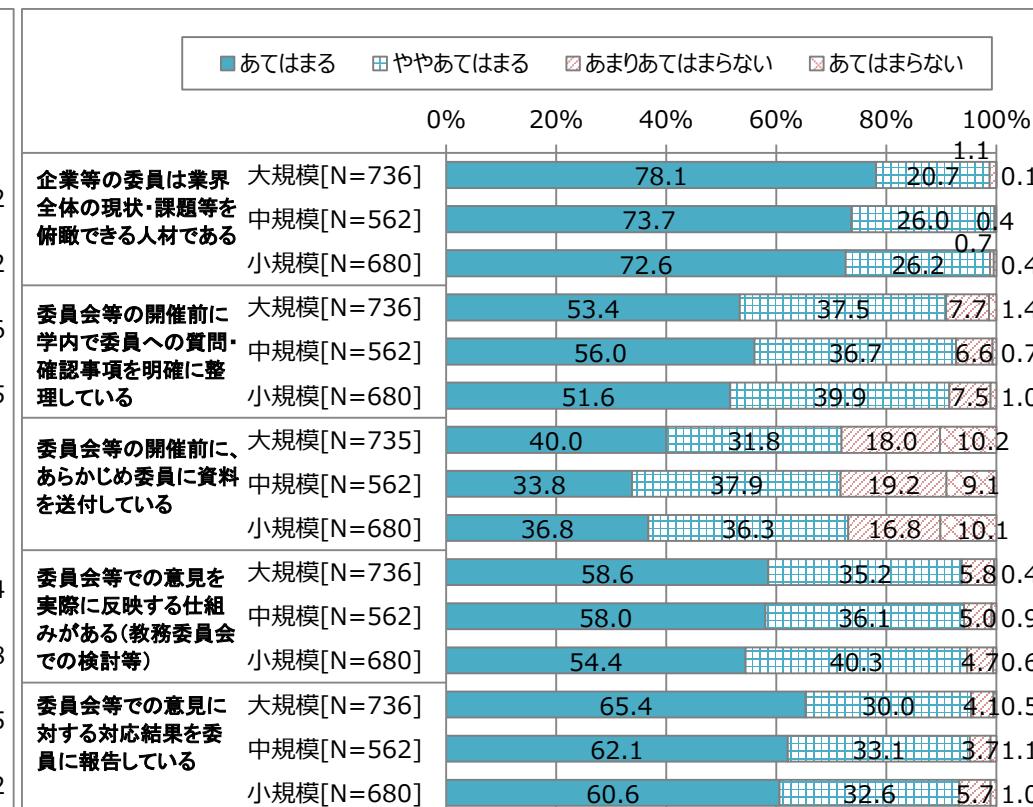
(参考) 教育課程編成委員会等の運営状況

■ 大都市以外・小規模校ほど、教育課程編成委員会等の効率的な運営に課題。

図表 企業等の担当者が参画する委員会等の運営状況
(都市規模別)



図表 企業等の担当者が参画する委員会等の運営状況
(学校規模別)



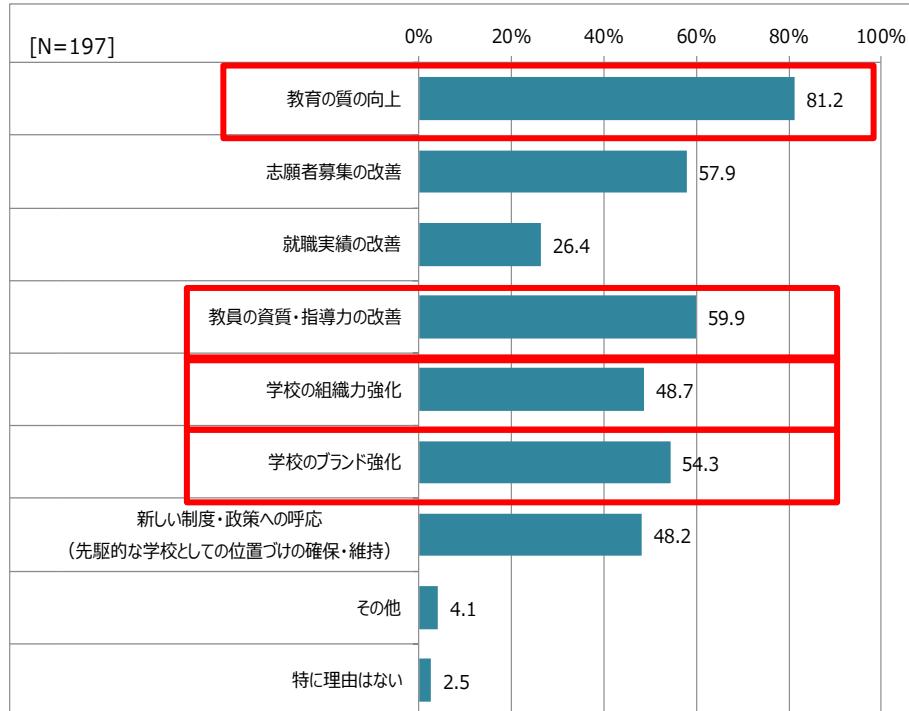
*「大都市」は一都三県(東京、神奈川、千葉、埼玉)及び愛知、大阪、福岡の各県に所在する学科、「その他」はそれ以外の都道府県に所在する学科とした。

* 生徒実員(平成28年5月1日時点)を基に、40人以下(小規模)、41~80人(中規模)、81人以上(大規模)とした。

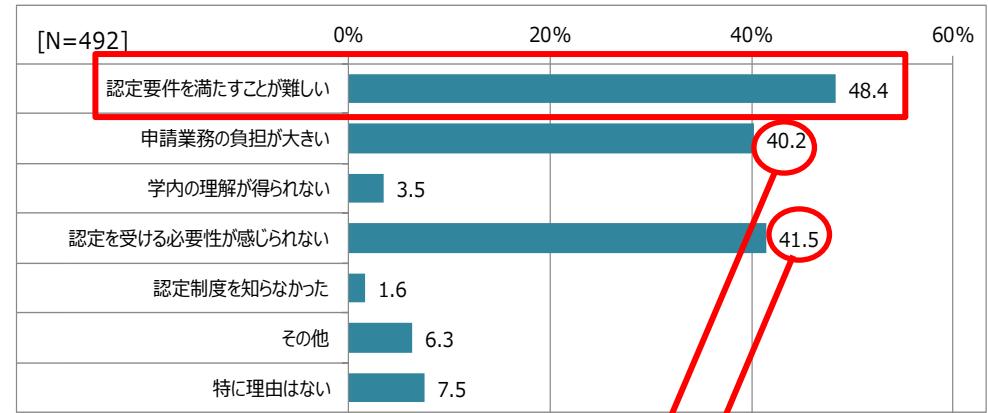
職業実践専門課程の状況

■取組内容の実質化を進めることにより、更なる質の向上が期待

【認定学科】 認定を受けようと考えた理由（複数選択）



【非認定学科】 認定を受けていない理由（複数選択）



【行政等への要望】(N=686)

-
- 認定手続きの簡素化 56.4%
 - 認定による効果の明確化 48.3%

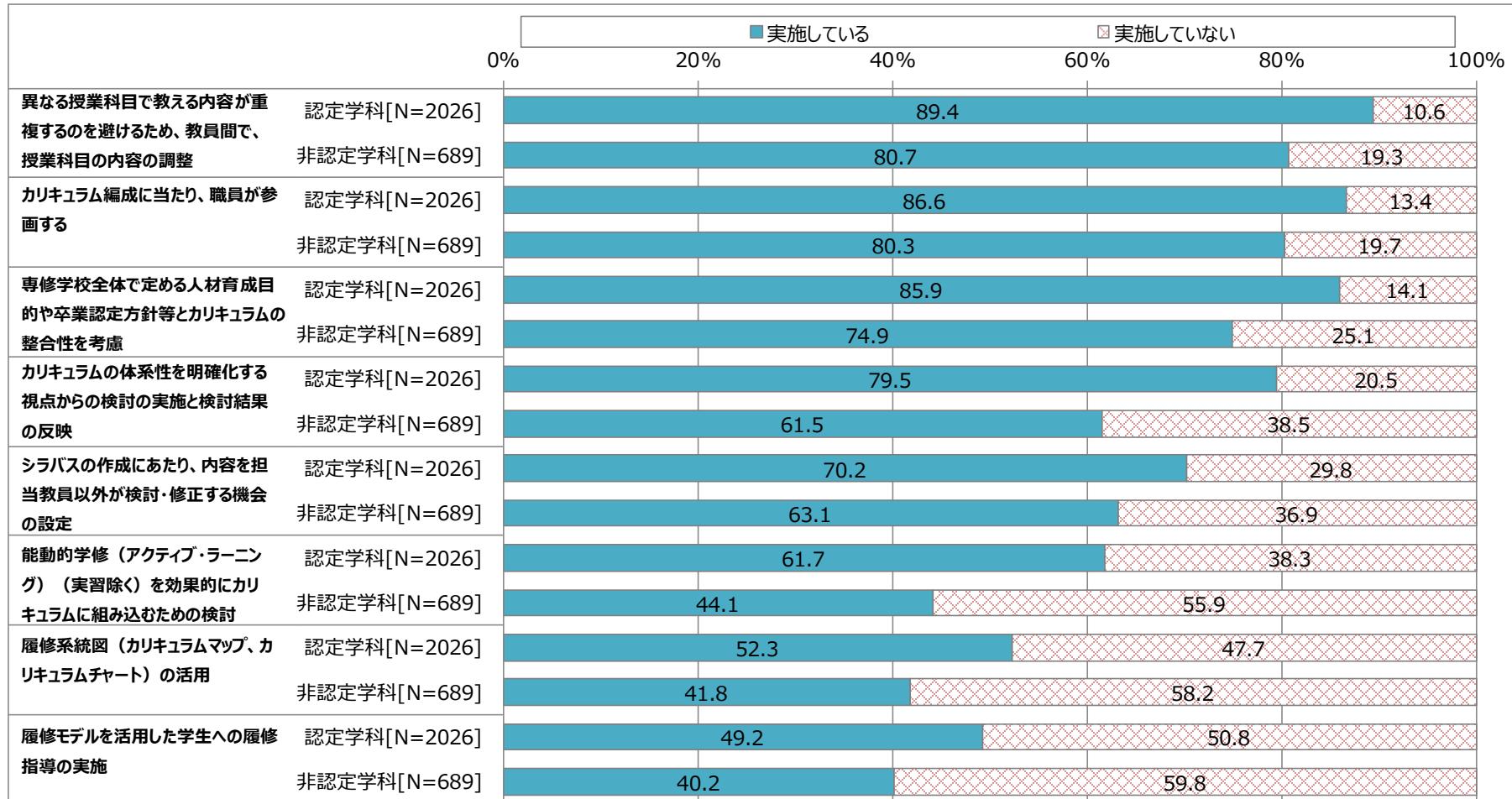
手続と認定を受ける意味づけは、業務負担と必要性に対応関係 ■

※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

教育課程編成 1 教育課程に関する取組

- 教育課程に関する取組では、職業実践専門課程の認定学科の有無にかかわらず取り組まれているが、認定学科のほうが取り組んでいると回答する割合が多い傾向。

図表 教育課程に関する取組状況（認定有無別）

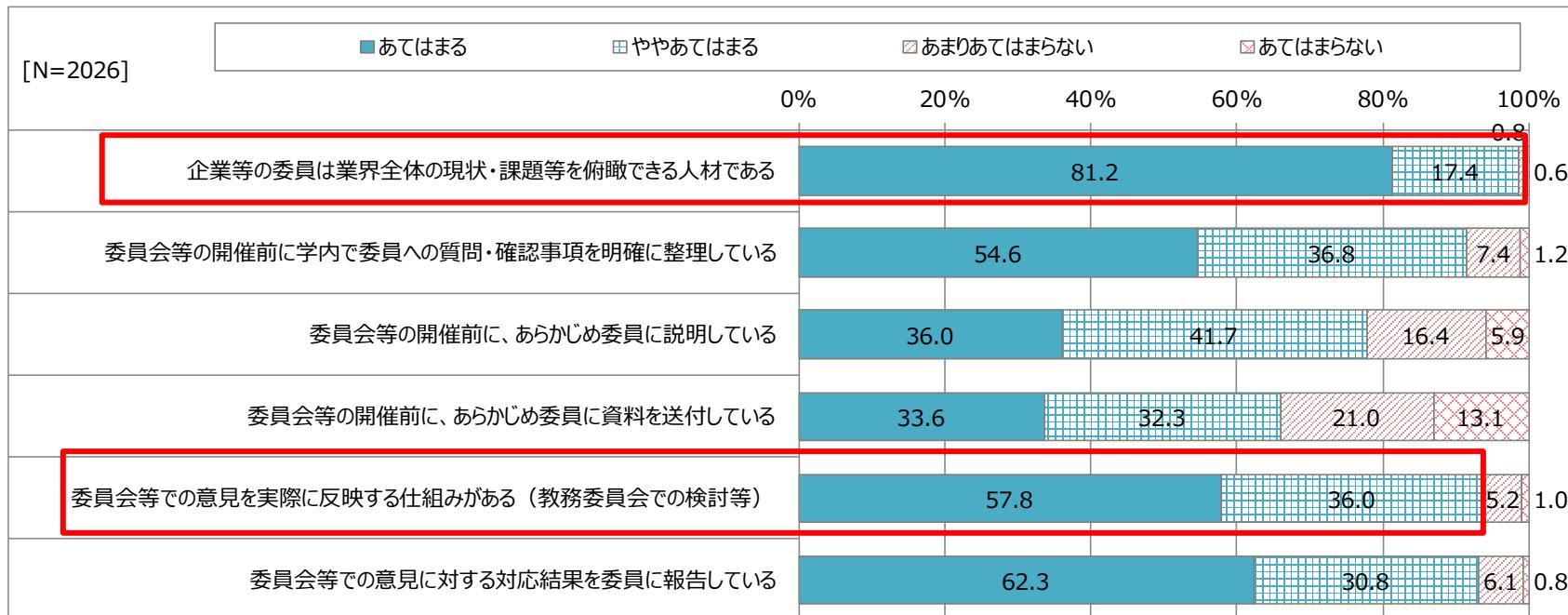


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

教育課程編成 2 教育課程編成委員会

- 教育課程編成委員会自身のマネジメントは概ね良好。

図表 教育課程編成委員会の運営状況

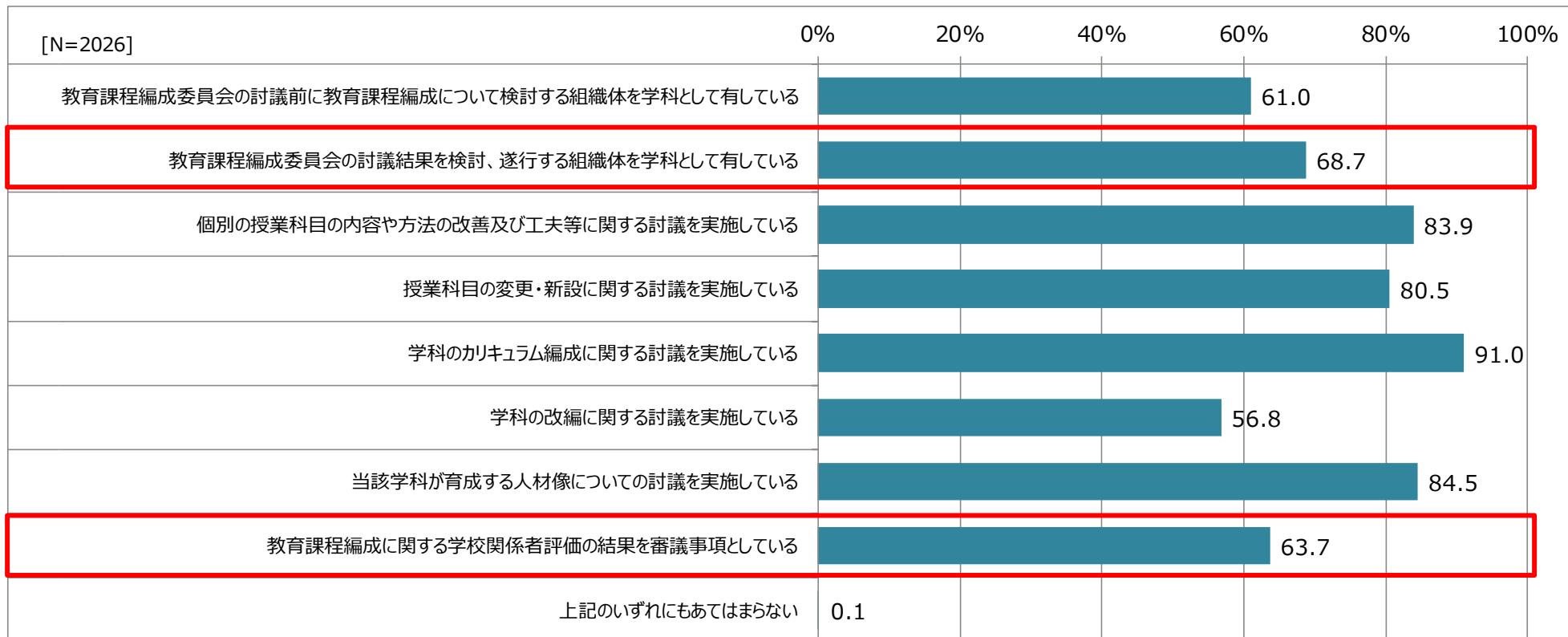


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

教育課程編成3 委員会運営の改善例①

- 教育課程編成委員会の討議結果を検討・遂行する専任の体制や、教育課程に関する学校関係者評価の結果を審議事項とすることも重要。

図表 教育課程編成委員会の実施体制

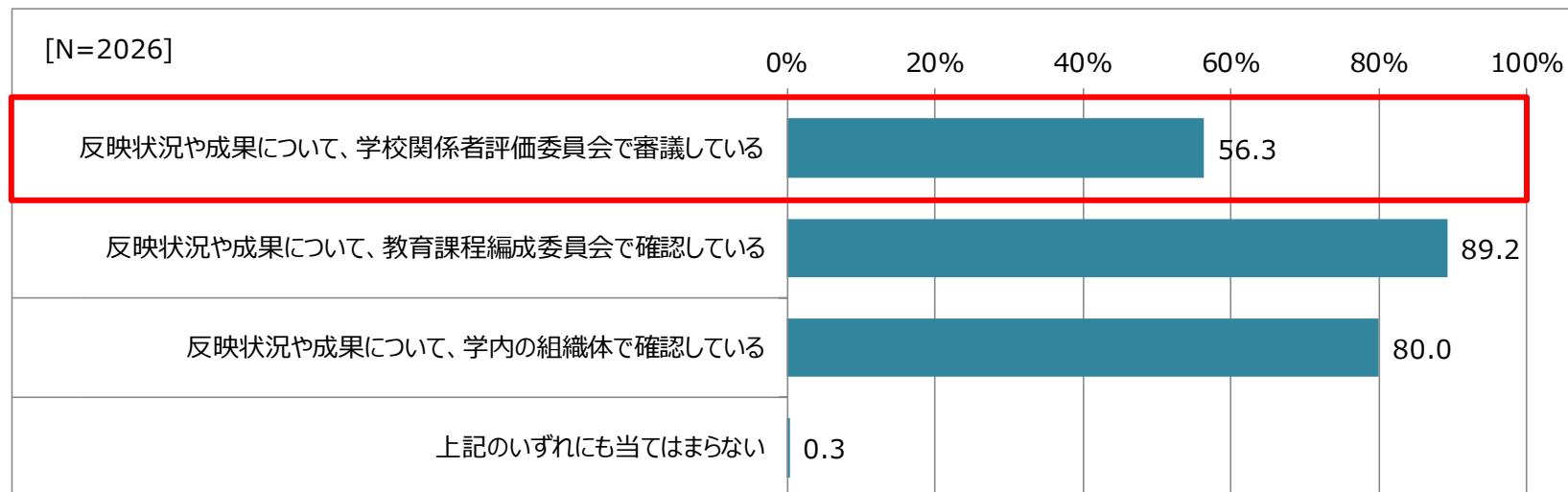


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

教育課程編成4 委員会運営の改善例②

- 教育課程編成委員会における検討結果をどのように反映したかや、その成果を含めて学校関係者評価委員会で審議し、検証することも重要。

図表 教育課程編成委員会の検討内容のカリキュラムへの反映状況やその成果

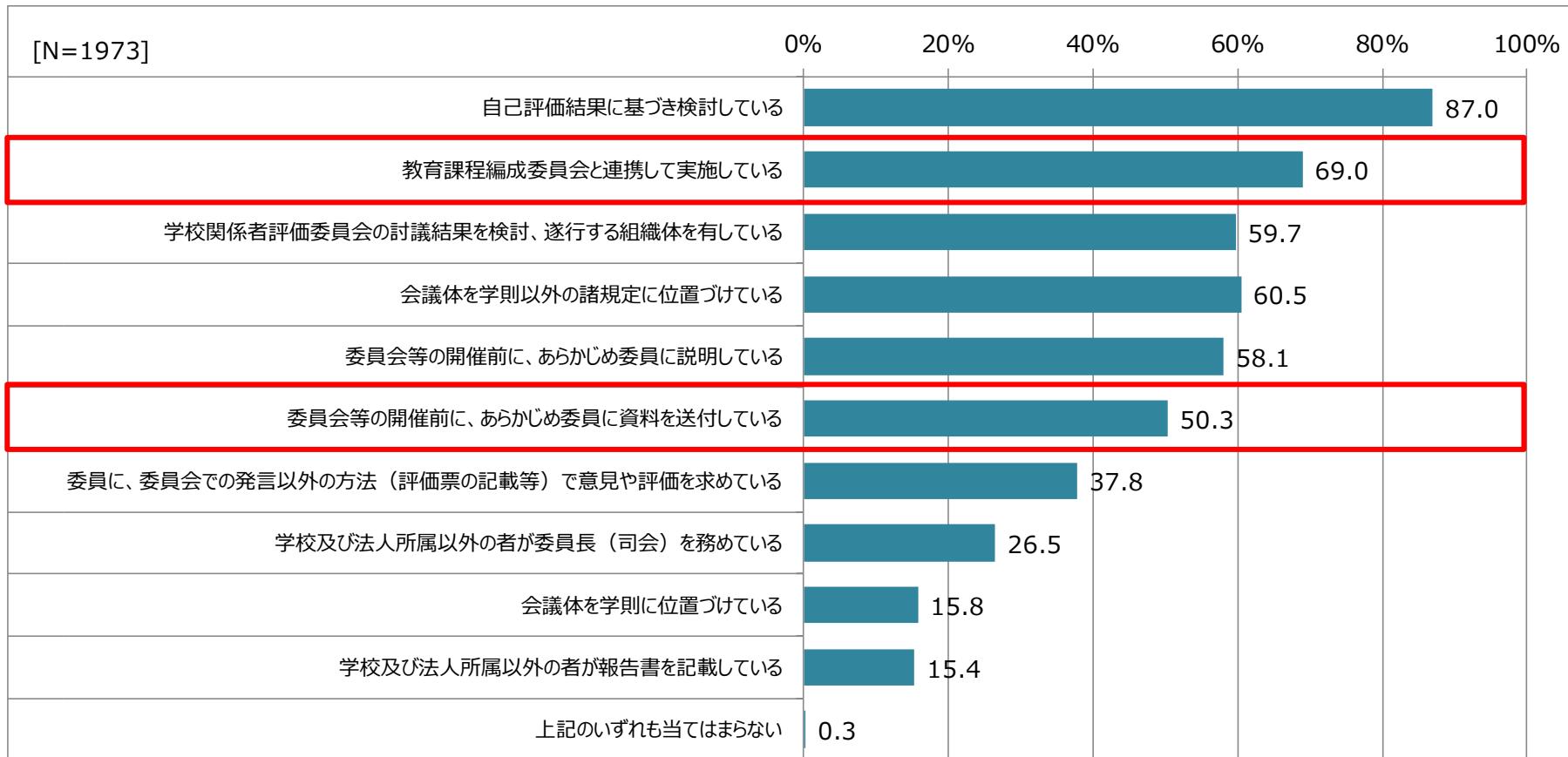


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

学校評価 1 学校関係者評価の改善例①

- 学校関係者評価の充実を図るため、委員会等の開始前の資料の事前送付、教育課程編成委員会との連携が重要。

図表 学校関係者評価の実施体制

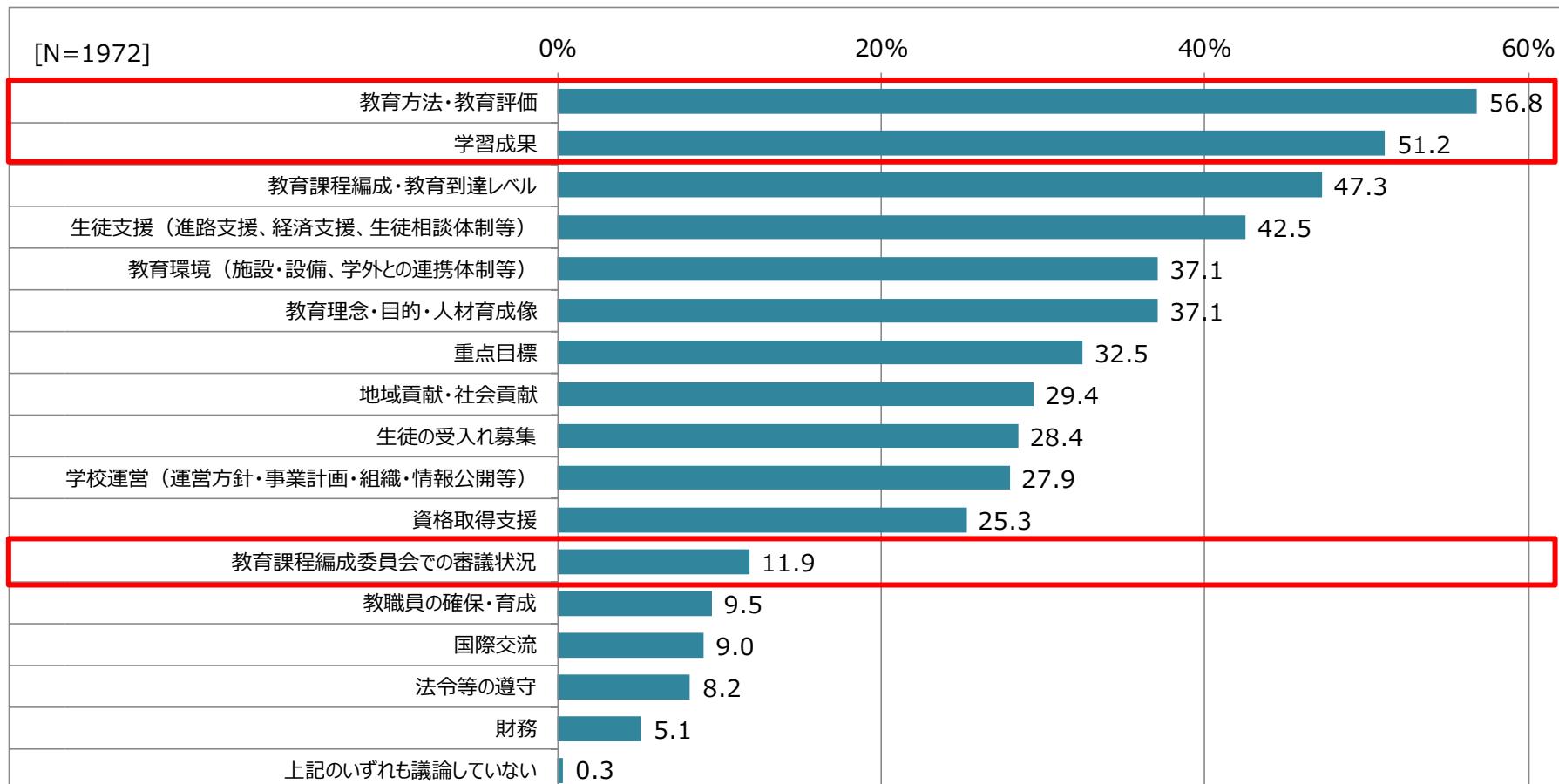


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

学校評価 2 学校関係者評価の改善例②

- 教育方法・教育評価、学習成果等のほか、教育課程編成委員会での審議状況等も含めて議論することも重要。

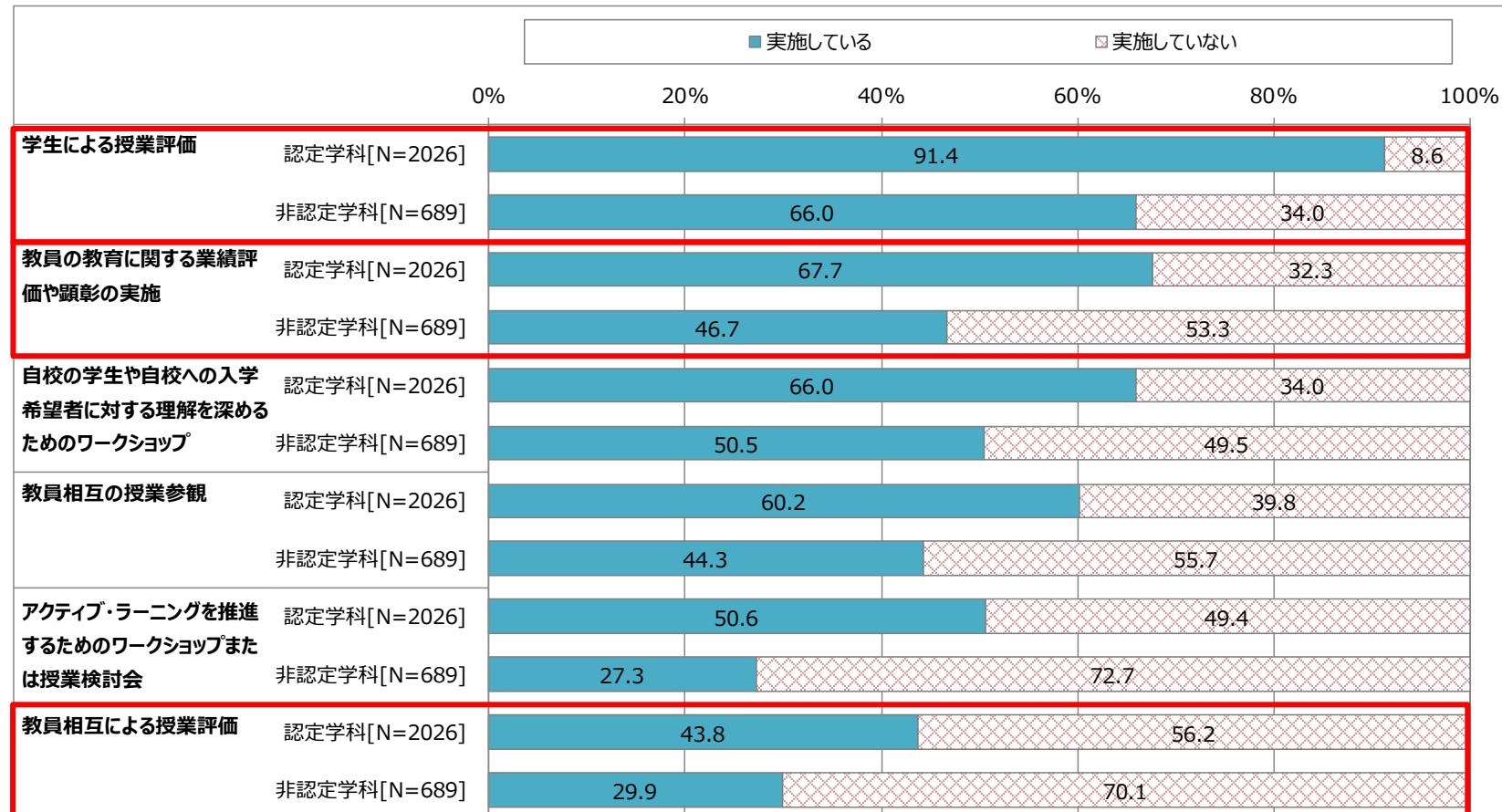
図表 学校関係者評価で議論時間が多かったもの



能力開発 1 教職員の資質向上

- 授業評価や業績評価を実施する割合は、職業実践専門課程認定学科のほうが高い。

図表 教職員の資質向上・担保に関する取組（認定有無別）

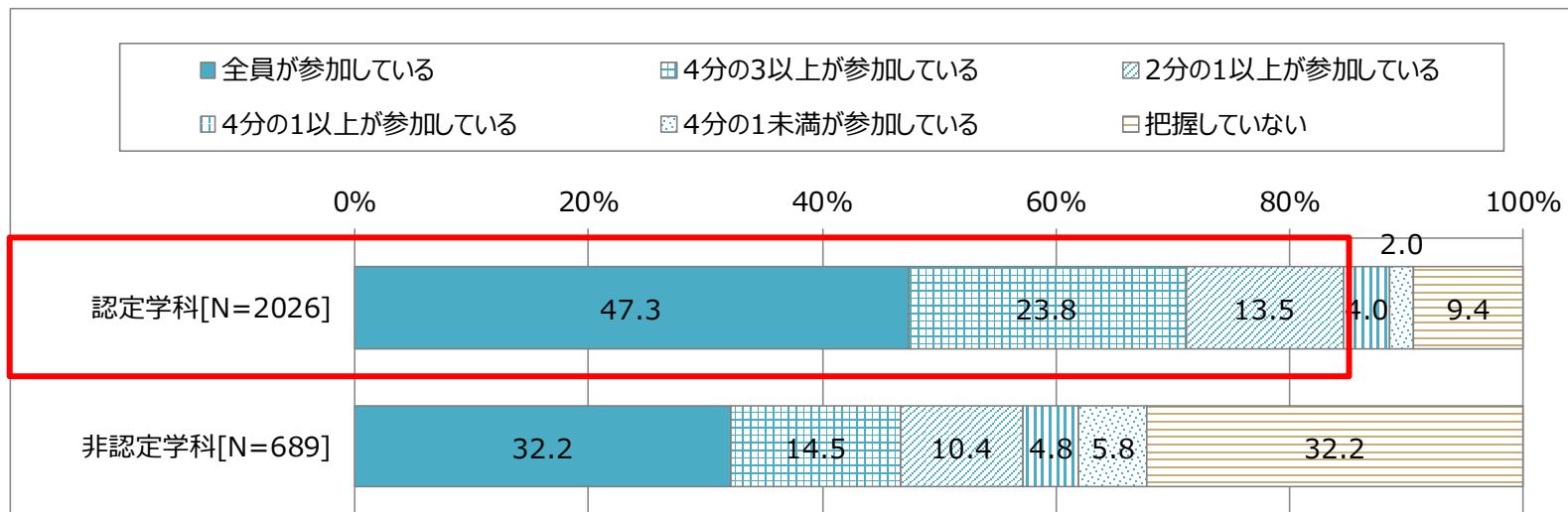


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

能力開発2 専任教員の能力開発

■ 専任教員の能力開発では、全員が参加している学科は半数にとどまるが、半分以上の教員が参加する割は8割を超える。

図表 教員の能力開発への専任教員の参加状況（認定有無別）

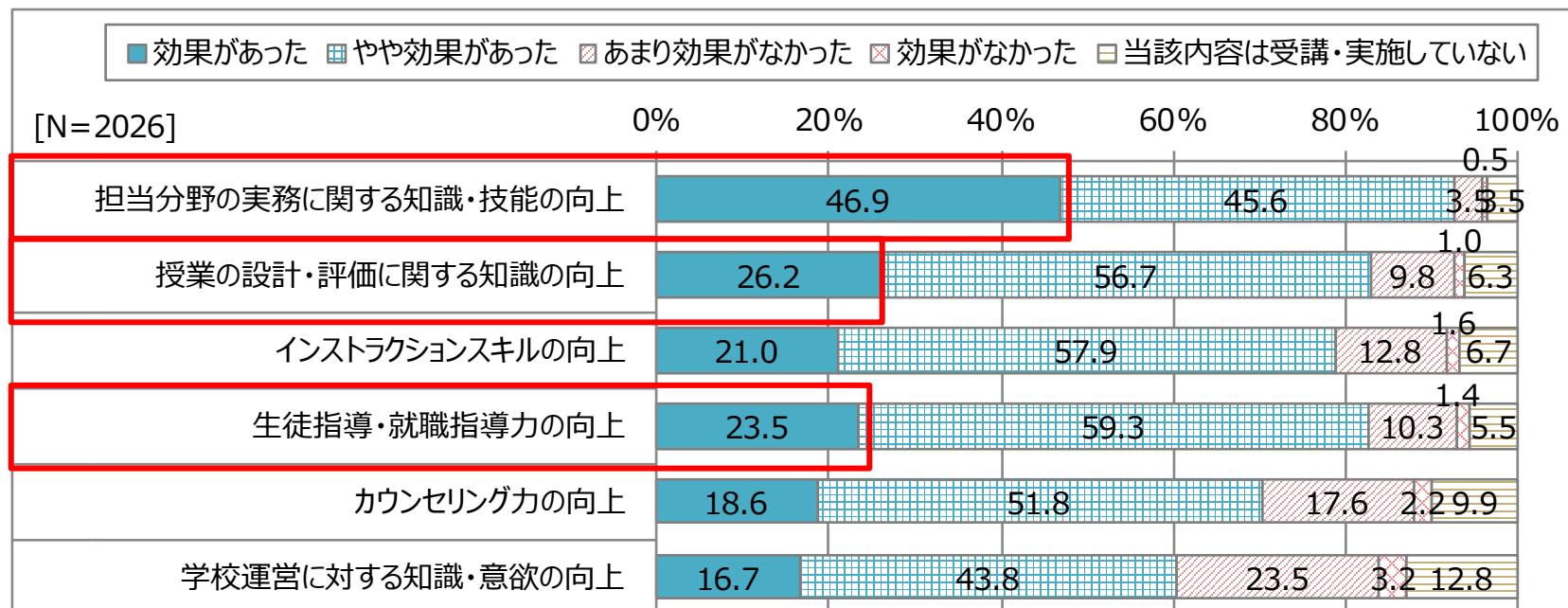


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

能力開発3 教員研修の効果

- 企業等と連携した教員研修では、認定要件に対する効果が高い。

図表 企業等と連携した教員研修による効果

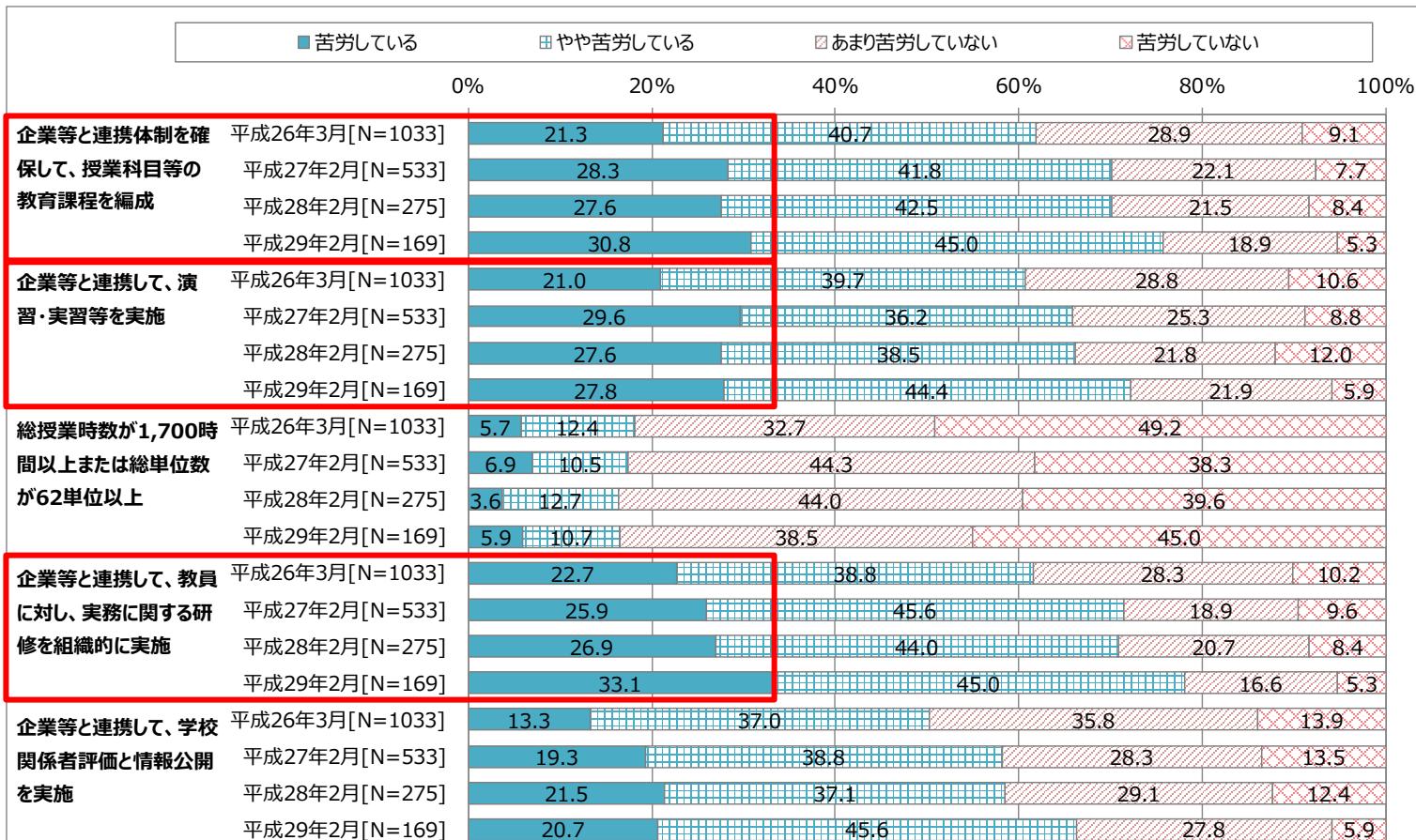


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

職業実践専門課程の認定要件の維持

■企業等と連携した教育課程の編成や組織的な研修等の継続性を確保することが重要。

図表 認定要件充足維持のための苦労の度合い（認定年度別）

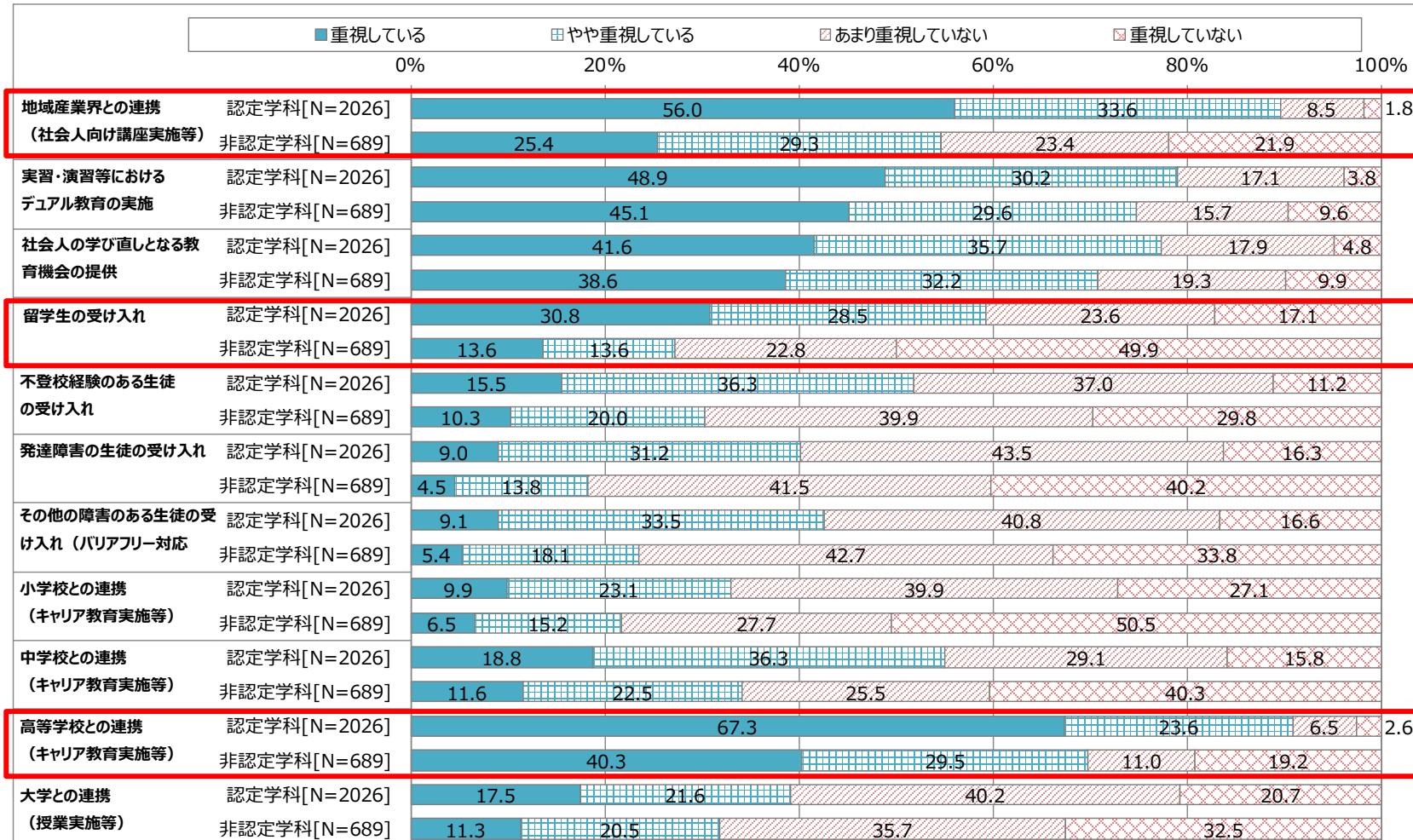


※文部科学省平成29年度委託事業「『職業実践専門課程』の実態等に関する調査研究」より

課題等への対応 1 課題等に関する取組

- 社会人向けプログラムや留学生受入、高大接続等の課題に取り組む割合は職業実践専門課程認定学科のほうが高い。

図表 重視している取り組み（認定有無別）



(1) 企業等と連携した教育課程の編成状況

- 編成委員会開催後、議事録はほとんどの学科で作成されているが、それを基に教育課程の具体的な編成につなげるための取りまとめや検討が不十分な学科もある。特に、委員会開催後に委員とその内容を共有していない学科が3割以上存在しているほか、実際に教育課程の改善につなげられていない学科も3割弱存在している。

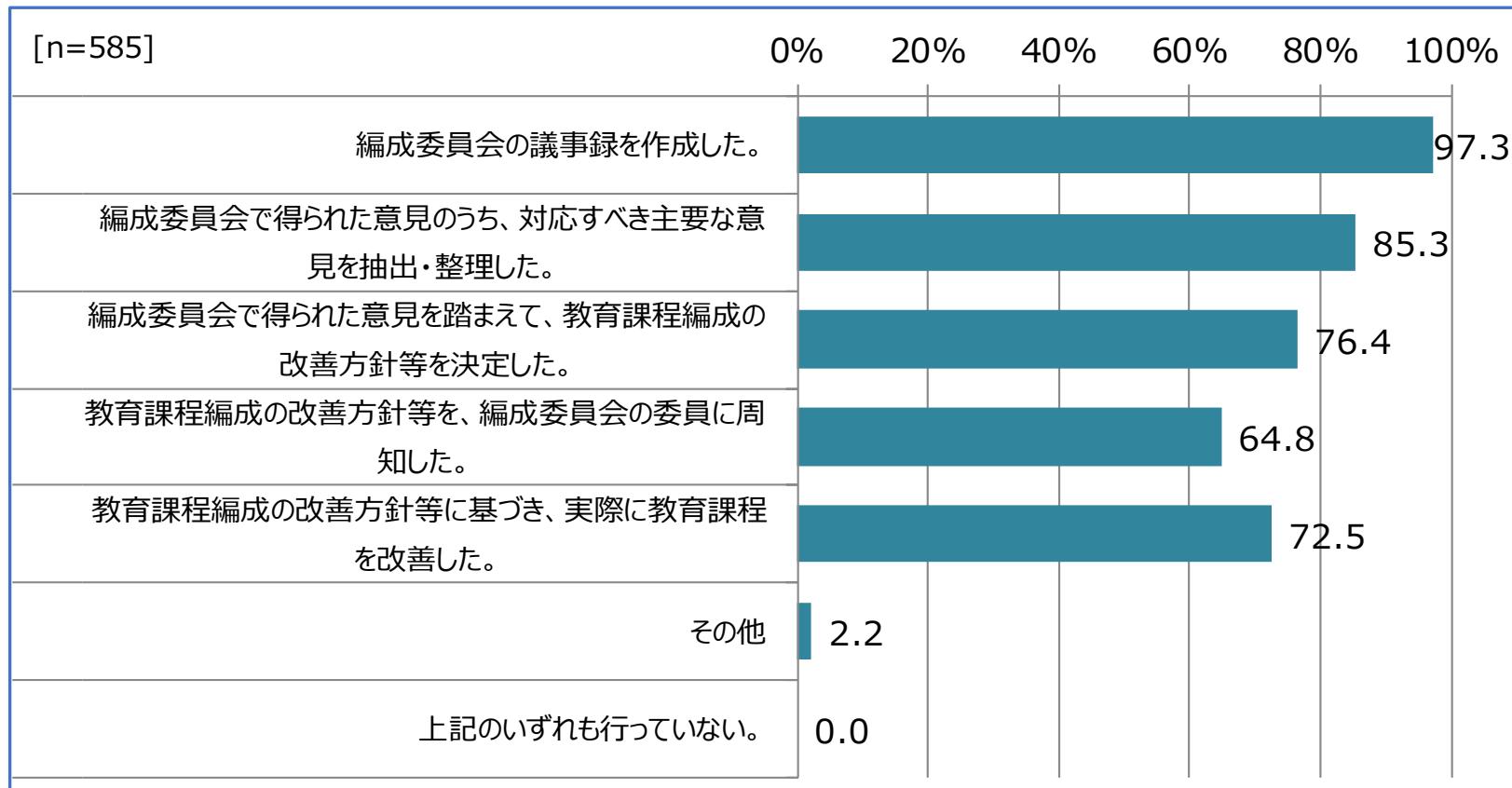


図 編成委員会開催後に審議結果のとりまとめや教育課程への反映のために実施した取組（複数選択）

(2) 「企業等と連携した実習・演習等」の実施状況

- 評価の実施に際し、7割以上の学科では企業等の教員による評価を行っているが、学科と企業等の教員が相談しながら評価を行っている学科は5割前後にとどまっている。評価の計画に関する回答結果と組み合わせると、評価の計画に関しては比較的企業等の関与度が高いが、その実施に関しては企業等の関与が不十分であることが推察される。

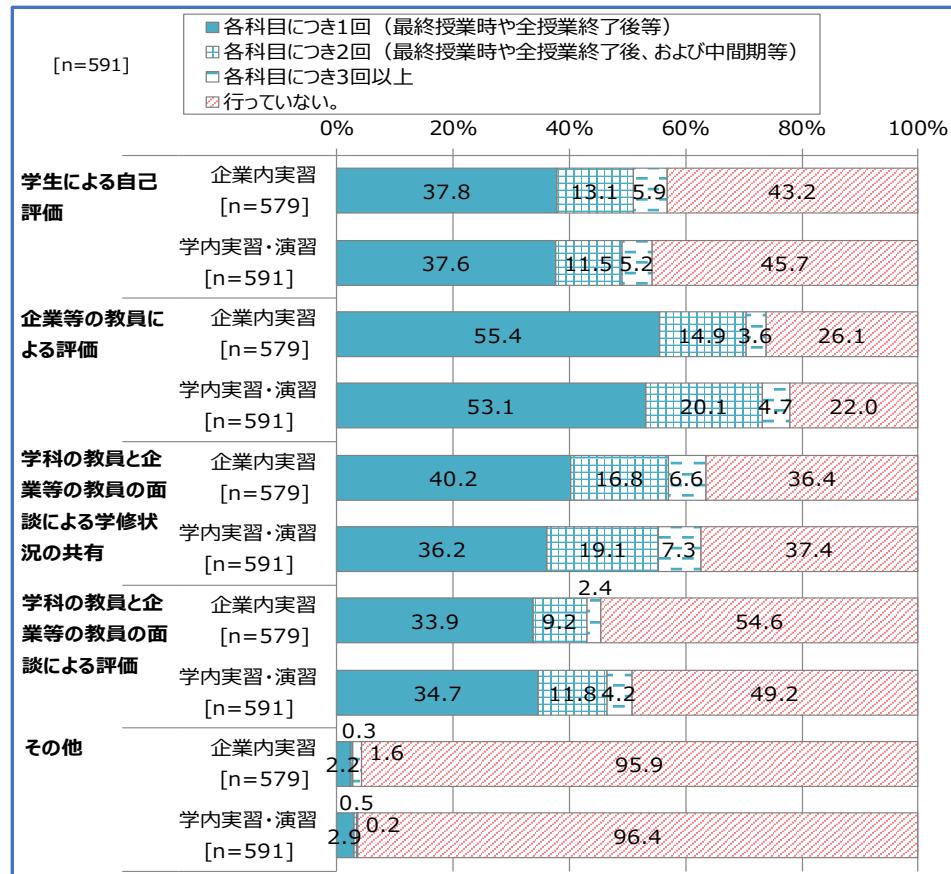


図 実習・演習等の成績評価における取組の実施状況（各単数選択）
(各単数選択)

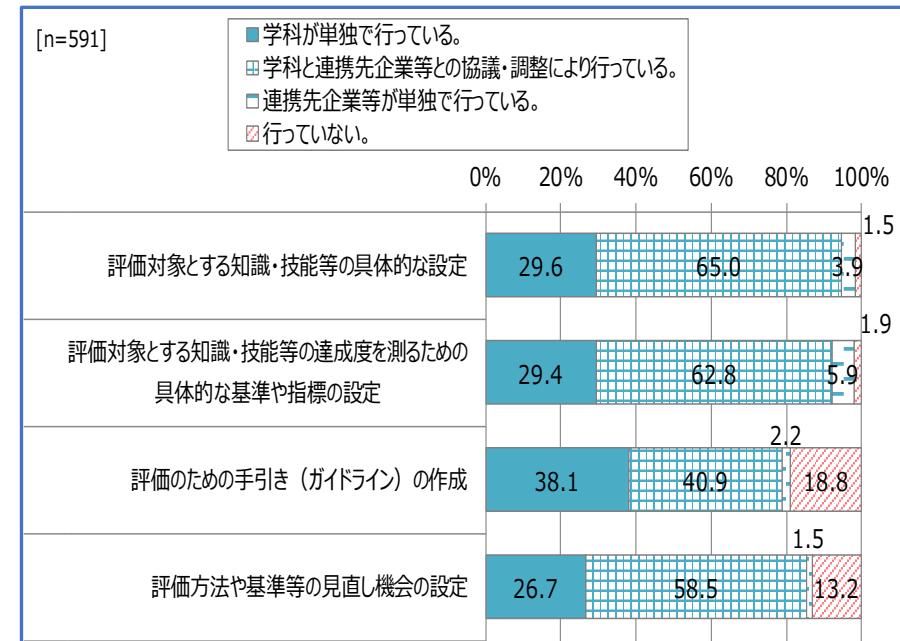


図 実習・演習等の成績評価の計画にあたり実施している取組

(3) 教員の研修・研究の実施状況

- 「業界を代表する企業である」「学科が希望する教員研修等を実現できる、設備や人的リソースがある」等の事項について、連携企業等を選定するにあたって約6割から7割の学科が考慮している一方で、実際の連携が実現した割合はいずれも5割以下にとどまっている。

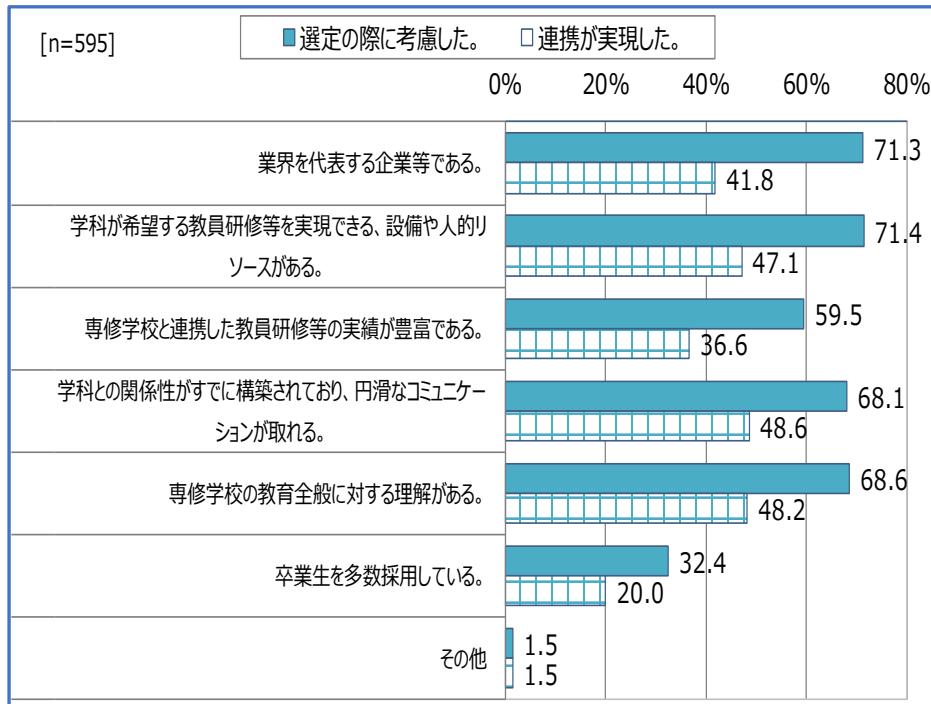


図 「専攻分野における実務に関する研修等」に関する連携先企業等の選出時に考慮した事項・それを満たす企業等との連携の実現状況（複数選択）

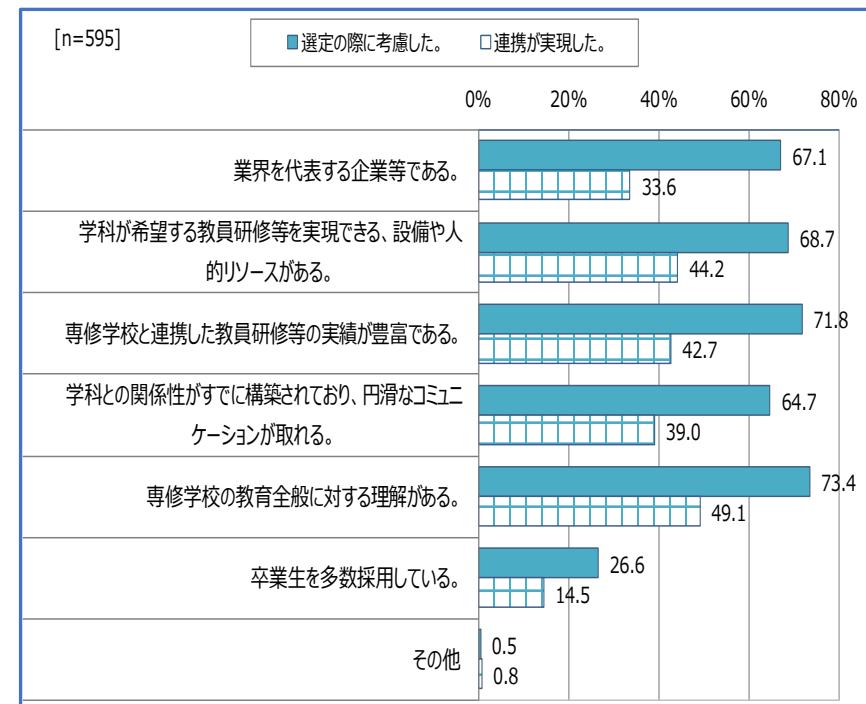


図 「指導力の習得・向上のための研修等」に関する連携先企業等の選出時に考慮した事項・それを満たす企業等との連携の実現状況（複数選択）

(4) 学校関係者評価の実施状況

- 4割以上の学科では、評価委員会において委員長を選任せず、学校の教職員が委員会の進行を行っているほか、7割以上の学科では、評価委員会の報告書を学校が単独で作成している。これらの状況から、多くの学校においては、評価委員会の主体性が十分に果たされていない可能性がある。

- 評価委員の互選により、評価委員から委員長を選任している。
- 学校からの指名により、評価委員から委員長を選任している。
- 選択肢1、2以外の方法により、評価委員から委員長を選任している。
- 委員長を選任しておらず、評価委員が委員会の司会・進行を行っている。
- 委員長を選任しておらず、学内の教職員が委員会の司会・進行を行っている。
- その他

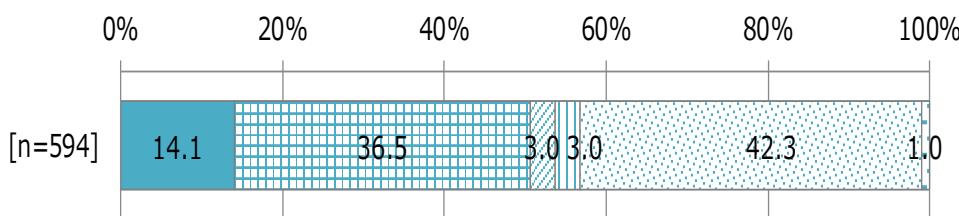


図 評価委員長の選任方法（単数選択）

- 評価委員会が作成
- 評価委員会と学校が作成（評価委員会が中心的に作成）
- 評価委員会と学校が作成（学校が中心的に作成）
- 学校が作成
- その他

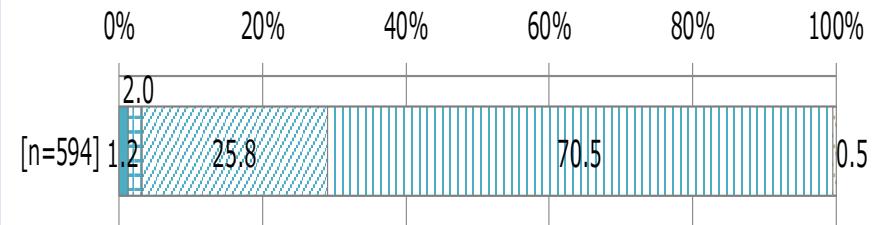


図 評価委員会の報告書作成体制（単数選択）

(4) 学校関係者評価の実施状況（続き）

- 評価委員会前の各種取組（詳細資料の送付、委員への口頭での説明、委員からの意見聴取及び資料への反映）については、約3割～5割の学校が行っていない。一方、評価委員会前の各種取組を「必ず行った」と回答した学科は、そうでない学科に比べて、「学校経営等の改善方針の決定」「学校経営の改善」等を行っている割合が高い傾向がある。

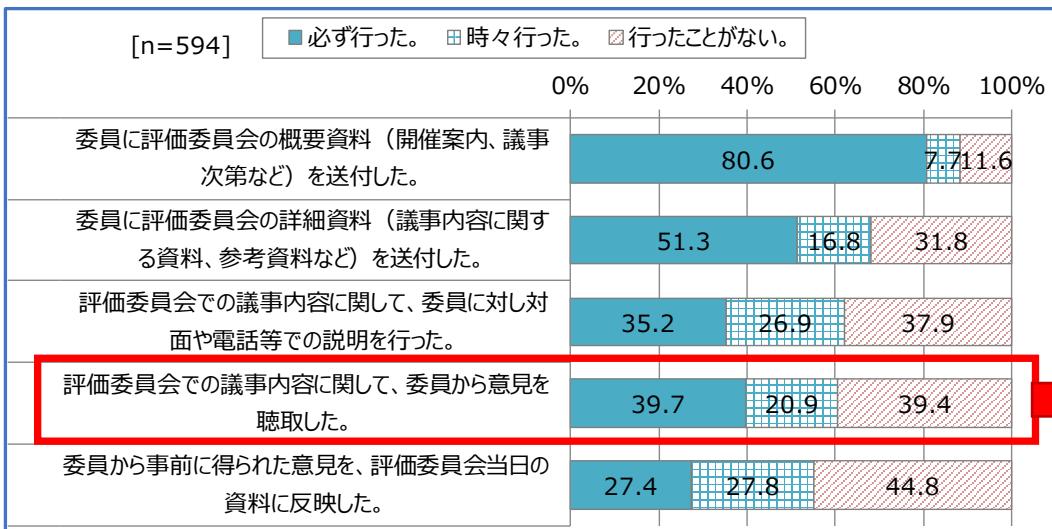


図 評価委員会の開催前に当日の議論深化のために実施した取組（各単数選択）

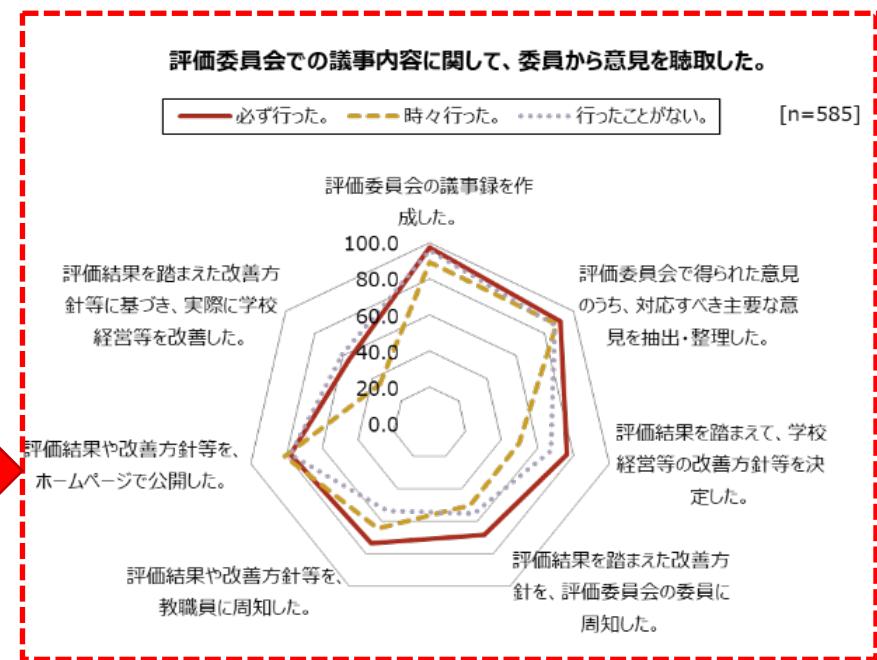


図 評価委員会での評価結果を教育活動等の改善に役立てるために実施している取組例（評価委員会の開催前に実施した取組別複数選択）

(5) 情報提供の状況

- 情報別のホームページ上での公表方法に関して、「事業報告書・財務資料」「学校評価結果」については7割以上の学科が、「学校の教育・人材養成の目標、経営方針」「学生納付金の取扱い（金額、納入時期等）」については4割以上の学科が、「ファイル（PDFファイル等）で掲載している」と回答している。一方で、各情報について「印刷を許容している。」と回答した学科は3割以下にとどまる。

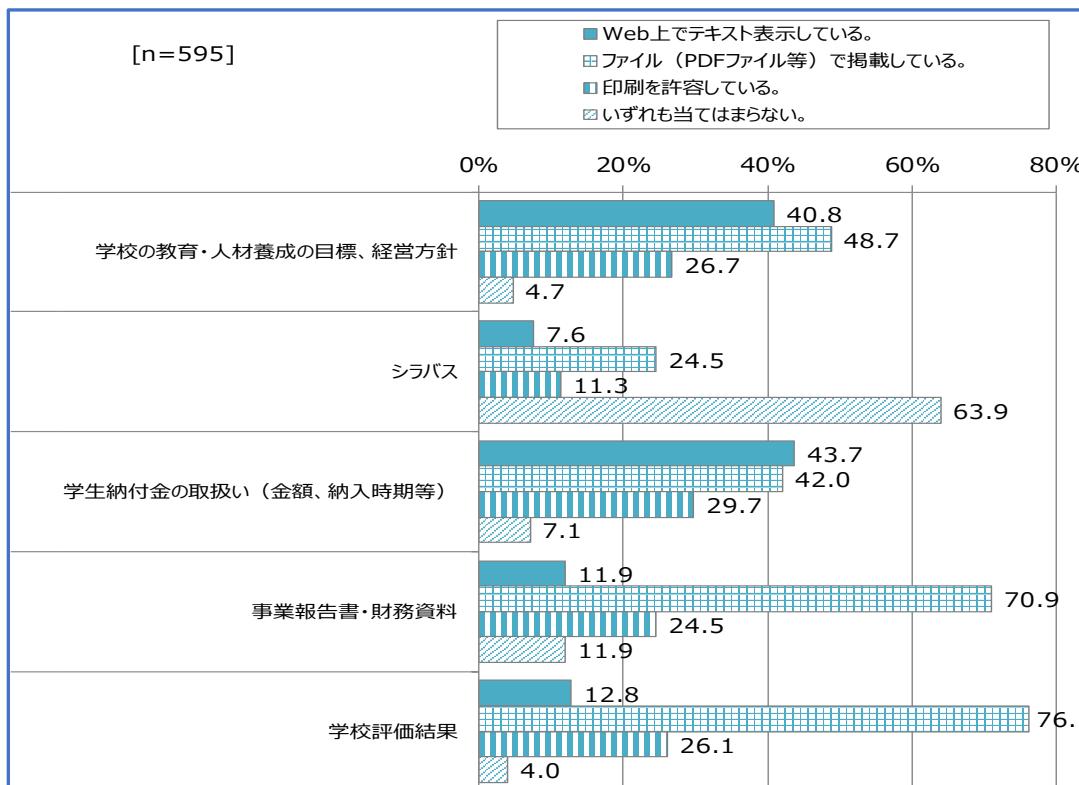


図 各情報のホームページ上での公開方法（各複数選択）
63

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業

近年の事業内容について

・専修学校の教学マネジメントの強化

【令和3年度】

事業	事業概要	事業期間
効果的な職業教育のマネジメントのための実態調査事業	<ul style="list-style-type: none">・効果的な職業教育のマネジメントのため、学校・業界別団体、教職員等を対象とした先進事例及び課題に関する調査・教育委員会、産業・労働所管部署、都道府県私学所管部署等を対象とした地域社会等との連携や学校への支援状況等に関する調査・上記を踏まえ、職業教育マネジメントの類型化・分析を実施。	令和3年度～

【令和2年度】

事業	事業概要	事業期間
職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査	前年度の実態調査を深掘りする形でテーマを定めたアンケート調査・ヒアリング調査により把握、分析し、好事例集の改訂を行うとともに実践の手引きを活用した研修プログラムを開発し、全国で研修会（主に手引きの内容や好事例を紹介する全国フォーラム、手引きに基づき職業教育マネジメントの具体的な実施について学ぶワークショップ）を開催する。	令和元年度～令和2年度

【令和元年度】

事業	事業概要	事業期間
職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査	職業教育のマネジメント強化に向けて、職業実践専門課程、その他の専門学校（指定養成施設含む）における職業教育マネジメントの取組状況をアンケート調査、実証校における実態把握調査、ヒアリング調査により把握、分析し、好事例集及び手引きを作成する。	令和元年度～令和2年度

・教職員の資質能力向上の推進

【令和 3 年度】

事業	事業概要	事業期間
全学的な職業教育マネジメント確立のために必要な専門スタッフ育成と情報公開の促進体制の整備	<p>専修学校が効果的・効率的に教育資源を活用し、その成果を魅力的に公開していくための業務を担うことができる専門スタッフ育成プログラムを開発・実施する。また、本事業で育成したスタッフを中心に各学校における学校関係者評価や情報公開の実施のための体制整備を行う。</p> <p>令和 3 年度には、知識分野・マネジメント分野・マーケティング分野・教育分野に関する学習コンテンツの開発・セミナー等を実施。</p>	令和 2 年度～令和 4 年度
体系的な教職員研修プログラムの実用化に向けた改善・普及・展開	<p>専門学校の教職員を対象に、履修証明書の発行も可能な研修プログラムの構築方法等についてパッケージ化し、実用化を進める。</p> <p>令和 3 年度には、パッケージの改善と他の高等教育機関による教職員研修プログラムの企画・実践における横展開等を実施。</p>	令和 2 年度～令和 4 年度
アクティブラーニングを活用した専修学校教育の質保証・向上を進めるための教授法等の検証	<p>専修学校教員の資質能力の向上を目的に、学修者が「何を学び、身に付けることができたか」を明確にするための手引等を開発し、ICT を活用した先導的・効果的な教授法をアダプティブラーニングで修得・実践するため検証を行う。</p> <p>令和 3 年度は、以下 2 つの教員研修プログラムを開発。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①職業教育で重要な「非認知能力」を評価するための教員研修プログラム ・②多様な学習者のニーズや能力に合致した教育をデジタルやネットワーク（ICT）を活用して実行できる教員を育成するための研修プログラム 	令和 2 年度～令和 4 年度

【令和 2 年度】

事業	事業概要	事業期間
全学的な職業教育マネジメント確立のために必要な専門スタッフ育成と情報公開の促進体制の整備	<p>専修学校が効果的・効率的に教育資源を活用し、その成果を魅力的に公開していくための業務を担うことができる専門スタッフ育成プログラムを開発・実施する。また、本事業で育成したスタッフを中心に各学校における学校関係者評価や情報公開の実施のための体制整備を行う。</p>	令和 2 年度～令和 4 年度
体系的な教職員研修プログラムの実用化に向けた改善・普及・展開	専門学校の教職員を対象に、履修証明書の発行も可能な研修プログラムの構築方法等についてパッケージ化し、実用化を進める。	令和 2 年度～令和 4 年度

	令和 2 年度には、プログラムのパッケージ化や履修証明プログラムとしてのモデル講座を構築	
アクティブラーニングを活用した専修学校教育の質保証・向上を進めるための教授法等の検証	専修学校教員の資質能力の向上を目的に、学修者が「何を学び、身に付けることができたか」を明確にするための手引等を開発し、ICT を活用した先導的・効果的な教授法をアダプティブラーニングで修得・実践するため検証を行う。	令和 2 年度～令和 4 年度

【令和元年度】

事業	事業概要	事業期間
専修学校における情報公開の促進とその取組を通じた研修体制等の構築	平成 25 年 3 月に文部科学省が策定した「専修学校における学校評価ガイドライン」を踏まえ、専修学校における情報公開の促進を目的としたセミナー等を実施し、専修学校の教職員を対象とした研修を継続的・自立的に実施する体制を構築する。	平成 29 年度～令和元年度
職業実践専門課程の質保証・向上につながる専修学校教職員資質能力向上プログラム開発	専修学校の一般職員及び学内研修講師を対象に、学修者本位の専修学校教育に必要な教職員の資質能力向上を可能とするプログラムを開発する。	平成 29 年度～令和元年度
職業実践専門課程等を通じた専修学校教職員研修プログラムの検証	平成 29 年度文部科学省委託事業にて実施した、教員研修実態に関する調査や職業実践専門課程の教員研修に関する認定要件を踏まえ、職業教育における学習評価に関する研修プログラム等も加えて検証を行う。	平成 29 年度～令和元年度

【平成 30 年度】

事業	事業概要	事業期間
専修学校における情報公開等の促進と取組を通じた研修体制等の構築	平成 25 年 3 月に文部科学省が策定した「専修学校における学校評価ガイドライン」をベースに、情報公開を促すセミナーや課題解決型の能動的学修等を企画実施することを通じ、各地域における研修の企画・立案等を担う者を育成し、研修体制を整備するとともに、各学校のガバナンス強化と教育能力向上を図る。	平成 29 年度～令和元年度
職業実践専門課程の質保証・向上につながる専修学校教職員資質能力向上プログラム開発	専修学校の質保証・向上の視点から、一般職員および学内研修講師を対象に、「教職員資質能力向上プログラム」を開発する。平成 29 年度に実施したプログラムニーズに係る調査・分析等を踏まえ、一般職員向けプログラムの開発を促進して実証講座を行う。	平成 29 年度～令和元年度
職業実践専門課程等を通じた専修学校教職員研修プログラムの検証	平成 29 年度事業で実施した教職員研修実態に関する調査の結果や職業実践専門課程の教員研修に関する認定要件を踏まえ、研修プログラムを実践・検証する。	平成 29 年度～令和元年度

・職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進

【令和 3 年度】

事業	事業概要	事業期間
学校評価の充実等を目的とした資格枠組の共有化・職業分野別展開との有用性の検証	<p>平成 30 年度及び令和元年度に文部科学省委託事業の中で策定した「資格枠組のレベル定義」を頂点にしたコンピテンシ一体系を、産業界等と共有し、各職業分野で求められる学修成果の測定のための仕組みについて研究する。</p> <p>令和 3 年度は、令和 2 年度に構築したスキームの国際通用性の検証を目的とし、海外展開を進めるとともに、学校（学科）単位の学修成果評価の方法を検討する。</p>	令和 2 年度～令和 4 年度
職業実践専門課程の充実に向けた自己点検・評価システムの検証と質保証・向上のための取組	<p>各専修学校において実施されている自己点検・評価を相互に検証し、共通的評価基準モデルを開発する。また、専修学校の第三者評価を実施している認証機関の評価等に係る情報を整理・明示し、各学校の教育改善及び充実を推進する。</p> <p>令和 3 年度は、令和 2 年度で開発した自己点検評価標準モデル（プロトタイプ版）の検証・完成版の開発や、第三者評価に関する実態調査も基に、第三者評価スタンダード認証モデル（プロトタイプ版）の開発を行う。</p>	令和 2 年度～令和 4 年度
実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた定義、要件等に関する提言	<p>専門学校の第三者評価を質保証・向上の仕組みとして確立させることを目的に、第三者評価機関等の定義・要件等を整理し、関係団体等の審議も踏まえ、提言としてまとめる。</p> <p>令和 3 年度は、令和 2 年度の検討を基に、第三者評価機関等についての定義・要件等を提言としてまとめるとともに、職業分野別の第三者評価機関モデルとしてマニュアル化等を実施。</p>	令和 2 年度～令和 3 年度
職業実践専門課程版ポートレートの構築	<p>職業実践専門課程認定校の公開情報内容を集約したホームページ（ポートレート）の内容について検証する。登録データ数の増加を計るとともに、学校横断的な分析機能等の充実を進め、専修学校の情報公開の促進・充実や質の向上に寄与する。</p> <p>令和 3 年度は、ポートレートの多言語化に係る改善や NIC との有機的連携によるシステムの開発・実装等を実施。</p>	令和 2 年度～令和 4 年度
職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査	<p>職業実践課程の既認定学科における認定要件の充足状況の調査及びその傾向を分析することで、認定課程の継続的運営に関する課題を整理するとともに、認定要件充足状況の確認方法等に関する示唆をまとめる。</p> <p>令和 3 年度は、職業実践課程の既認定学科における認定要件の充足状況の調査及びその傾向等について過年度の比較分析や新しいフォローアップ方法（案）の実施マニュアル作成等を実施。</p>	令和 2 年度～令和 3 年度

【令和2年度】

事業	事業概要	事業期間
学校評価の充実等を目的とした資格枠組の共有化・職業分野別展開との有用性の検証	平成30年度及び令和元年度に文部科学省委託事業の中で策定した「資格枠組のレベル定義」を頂点にしたコンピテンシ一体系を、産業界等と共有し、各職業分野で求められる学修成果の測定のための仕組みについて研究する。	令和2年度～令和4年度
職業実践専門課程の充実に向けた自己点検・評価システムの検証と質保証・向上のための取組	各専修学校において実施されている自己点検・評価を相互に検証し、共通的評価基準モデルを開発する。また、専修学校の第三者評価を実施している認証機関の評価等に係る情報を整理・明示し、各学校の教育改善及び充実を推進する。	令和2年度～令和4年度
実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた定義、要件等に関する提言	専門学校の第三者評価を質保証・向上の仕組みとして確立させることを目的に、第三者評価機関等の定義・要件等を整理し、関係団体等の審議も踏まえ、提言としてまとめる。	令和2年度～令和3年度
職業実践専門課程版ポートレートの構築	職業実践専門課程認定校の公開情報内容を集約したホームページ（ポートレート）の内容について検証する。登録データ数の増加を計るとともに、学校横断的な分析機能等の充実を進め、専修学校の情報公開の促進・充実や質の向上に寄与する。	令和2年度～令和4年度
職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査	職業実践課程の既認定学科における認定要件の充足状況の調査及びその傾向を分析することで、認定課程の継続的運営に関する課題を整理するとともに、認定要件充足状況の確認方法等に関する示唆をまとめる。	令和2年度～令和3年度

【令和元年度】

事業	事業概要	事業期間
分野別学修成果可視化と国際的分野横断体系化による職業実践専門課程の質保証・向上	広範囲の職業実践専門課程専門分野について、教育内容可視化・標準化の基盤となる学修成果指標マトリクスを開発し、その適切性を実証把握するとともに、これらのモデルを用いた各団体等の実践的活用可能性について試行的開発を行う。	平成30年度～令和元年度
学修成果測定に向けた職業コンピテンシ一体系の研究	国際的な質保証動向に即したフレームワークを持ち、かつ、わかりやすい「学修成果」を示すことに活用できる「職業コンピテンシーの体系化」を行うとともに「資質枠組みのレベルの定義」や「学修成果指標」を現実化・可視化する。	平成30年度～令和元年度
職業実践専門課程における実効性のある第三者評価システムの実用化に	職業実践専門課程の第三者評価システムの改善を目的に、平成30年度事業で検討・策定した鍼灸師等養成分野における分野	平成30年度～令和

向けた調査研究	特性を踏まえた評価基準等を用いて関係団体と連携しモデル第三者評価を実施し、検証を行う。	元年度
職業実践専門課程に相応しいポートレートシステムの要件定義	平成30年度事業で実施した調査結果や最新の情報公開ニーズを踏まえた要件の追加定義を行い、一般公開や限定公開とともに国際適用性考慮した機能を目指す。	平成30年度～令和元年度
職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査	職業実践専門課程の既認定学科における認定要件の充足状況に関する事例調査及び分析をすることで、職業実践専門課程認定課程の継続的運営状況の確認方法等に関する示唆をまとめること。	平成30年度～令和元年度

【平成30年度】

事業	事業概要	事業期間
分野別学修成果可視化と国際的分野間横断体系化による職業実践専門課程の質保証・向上	広範囲の職業実践専門課程専門分野について、教育内容可視化・標準化の基盤となる学修成果指標マトリクスを開発し、その適切性を実証把握するとともに、これらのモデルを用いた質保証・向上にかかる各関係機関・団体の実践的活用可能性について試行的開発を行う。	平成30年度～令和元年度
学修成果の測定に向けた職業分野別コンピテンシ一体系の研究	4つの職業分野を取り上げ、国際的な質保証動向に即したフレームワークを持ち、かつ、わかりやすい「学修成果」を示すことに活用できる「職業コンピテンシーの体系化」を試みる。体系化のためのフレームワークを定義して職業分野ごとに「学修成果指標」を作成し、専修学校および業界から幅広く意見を聴取し、その結果をもとに、体系の細分化を行って学校・職場へ導入するための普及・促進活動を進める。	平成30年度～令和元年度
職業実践専門課程における第三者評価の実用化に向けた調査研究	職業実践専門課程における第三者評価の実用化に向け、4分野においてそれぞれ目標を設定したモデル第三者評価実施・検証等を行う。	平成30年度～令和元年度
職業実践専門課程に相応しいポートレートシステムの要件定義	専修学校職業実践専門課程の質保証・向上を目的として、同課程の情報公開・提供に対するニーズを満たす情報システム(ポートレートシステム)を開発する。ポートレートシステムのプロトタイプを開発して利用者側・学校側による試用を行い、その意見聴取結果をもとにしたシステムの要件定義を行う。	平成30年度～令和元年度
職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査	今後の職業実践専門課程認定要件や審査方法の見直しの検討に役立てることを目的に、認定要件の一体的運用を通じた教育の質保証の実現に向け、既存の認定学科を対象として、認定要件の充足状況を確認・分析・整理し、確認過程で発見された好事例を調査・整理する。	平成29年度～令和元年度

令和2年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業の成果について

文部科学省ホームページ

- 専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集
https://www.mext.go.jp/content/20210511-mxt_syogai01-000014842_1.pdf
- 職業実践専門課程事例・ポイント集【改訂版】－職業実践的な教育のさらなる充実に向けて－
https://www.mext.go.jp/content/20210511-mxt_syogai01-000014842_2.pdf
- 【職業実践専門課程】フォローアップ関連業務におけるチェックポイント【都道府県向け】
https://www.mext.go.jp/content/20210511-mxt_syogai01-000014842_3.pdf
- 職業教育マネジメントにおける教育課程・学習成果等に係る実証研究調査 報告書
https://www.mext.go.jp/content/20210511-mxt_syogai01-000014842_4.pdf
- 職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査 報告書
https://www.mext.go.jp/content/20210517-mxt_syogai01-000014842_5.pdf

一般社団法人全国専門学校教育研究会ウェブサイトへのリンク

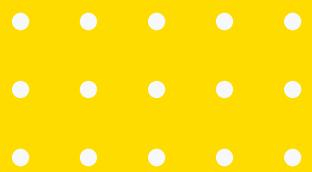
- 全学的な職業教育マネジメント確立のために必要な専門スタッフ育成と情報公開の促進体制の整備
<http://www.zsenken.or.jp/monka-itaku/2020/02/outline.html>
- 専修学校教育の質保証・向上を進めるために必要な教職員研修プログラム開発事業
<http://www.zsenken.or.jp/monka-itaku/2020/03/outline.html>
- 職業実践専門課程の充実に向けた自己点検・評価システムの検証と質保証・向上のための取組
<http://www.zsenken.or.jp/monka-itaku/2020/04/outline.html>

一般社団法人専門職高等教育質保証機構ウェブサイトへのリンク

- 体系的な教職員研修プログラムの実用化に向けた改善・普及・展開
<https://qaphe.com/mext/mext2020/fdsd2020/>
- 学校評価の充実等を目的とした資格枠組の共有化・職業分野別展開とその有用性の検証
<https://qaphe.com/mext/mext2020/competency2020/>
- 職業実践専門課程版ポートレートの構築
<https://qaphe.com/mext/mext2020/portrait2020/>

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構ウェブサイトへのリンク

- 実践的職業教育における第三者評価機関等の確立に向けた定義、要件等に関する提言
<https://www.hyouka.or.jp/n-jutaku.html>



専門学校における
職業教育の
マネジメントに関する
手引・事例集



職業教育 マネジメント 手引・事例集

● はじめに

P.04

● 第1部：総論

P.05

専門学校における職業教育のマネジメントとは P.06

職業教育マネジメントのポイント P.07

教育のマネジメントとは P.08

職業教育マネジメントの流れ P.10

● 第2部：各論

1.計画

卒業認定の方針等の具体化

P.15

卒業認定の方針等を踏まえた教育課程の策定

P.19

授業計画書（シラバス）の作成

P.24

コマシラバスの作成と活用

P.28

学年スケジュールの策定

P.31

2.実践

入学前後の学生の実態把握

P.33

教育活動の実践 | 講義

P.36

教育活動の実践 | 学内実習・学外実習

P.38

学生募集

P.43

学生支援・相談

P.45

キャリア教育

P.47

就職支援

P.49

3.評価／改善

成績評価 授業ごとの達成度確認	P.52
成績評価 学習成果の可視化①	P.53
卒業生の評価 学習成果の可視化②	P.56
カリキュラムの点検・見直し	P.59
授業評価	P.63
授業改善に関する助言・研修等	P.66

4.基盤の整備

職業教育マネジメントに係る学内外組織体制	P.67
企業等との連携	P.68
学科に対する助言・支援機能の整備	P.70
教職員の採用	P.71
非常勤教員の活用・管理	P.73
教職員研修	P.74
学校評価	P.78
情報公開・情報発信	P.79

● サンプル集

卒業認定の方針	P.81
シラバス	P.85
授業アンケート	P.90

■ 本手引の概要

専門学校は実践的な教育を行う高等教育機関として、産業界に人材を輩出してきました。その成果は社会にも広く認められ、2021年度からは高等教育修学支援新制度の対象ともなっています。職業教育の重要性がこれまで以上に高まる中で、**専門学校における職業教育の質をいかに保証・向上させるか**についても、大きな注目の対象となっています。

その中で、いかに専門学校が職業教育をマネジメントし、教育活動を充実させていくかが、重要な論点となっています。**職業教育のマネジメントを行い、専門学校教育を体系化していくこと**、そして**その取組や成果を情報発信していくことで、社会からの専門学校に対する信頼感をさらに高めていくことが、今後求められます。**

本手引は専門学校における教育のマネジメントを「職業教育マネジメント」と呼び、各学校の職業教育マネジメントが促進されるよう、そのポイントと事例を整理したものです。

■ 本手引の対象

本資料は学科長、教務部長等の**教育課程編成の責任者**を主な読み手として想定しています。その他、**学校経営者、学校運営の責任者（校長、副校長、事務局長等）**、**現場の教職員の方**にも参考となる多数の事例を収録しています。

■ 本手引の使い方

本手引は、以下の2部構成です。

● 総論：

本資料が扱う職業教育の範囲、教育のマネジメントの考え方、職業教育マネジメントの捉え方、用語等についてまとめています。

● 各論：

職業教育マネジメントにおける取組を「計画」「実践」「評価／改善」「基盤の整備」の各章で整理しています。各項目は、取組の説明と実際の事例から構成されています。

まず、総論を読んでいただくことをおすすめします。そのあとは、興味関心のある各論の取組や、読み手の方の学校で課題となっている取組と関連したページへと進んでください。

■ 留意事項

本手引をご覧いただく際には、以下の点にご注意ください。

- 実際に職業教育マネジメントに関する取組を見直し、又は、実施するにあたっては、各学校の分野特性、教育課程編成の状況、教育施設・学内体制の整備状況、企業等との連携状況等をよく検討してください。
- 掲載されている事例は、取材当時（令和元年度）のものです。また、実際の事例を参考に作成していますが、わかりやすくするため表現等を一部編集している場合があります。

職業実践専門課程 事例・ポイント集 【改訂版】

—職業実践的な教育の
さらなる充実に向けて—

はじめに

■ 本書の目的

本書は、「職業実践専門課程」の本来の趣旨を踏まえ、職業実践的な教育をより充実させるためのポイントや、職業実践専門課程の認定を受けた学科（以下、「認定学科」という。）における優れた取組・工夫を広く共有し、同様の取組・工夫を実践する上で参考にしていただくことを目的に作成しています。

認定学科の皆様におかれましては、自学科における取組の改善や質の向上を目指す際に、本書で紹介した先進事例をご覧いただき、各専門学校や学科の実情に合わせた取組や工夫を実践いただければ幸いです。

■ 主な読み手

本書は、認定学科の教職員の方、及び、認定学科を有する専門学校の運営責任者等の方々を主たる読み手と想定して作成しています。特に、以下のようなことをご検討中の皆様におかれましては、本資料内のポイントや事例等をご参照ください。

- 認定を受けたばかりで、他の認定学科の好事例を参考にしたい。
- 認定を受けて数年経っているが、教育活動の改善等の効果を感じられていない。
- 職業実践専門課程の要件（以下、「認定要件」という。）を充足するための学校の取組を高度化し、学校運営や教育活動を改善させていきたい。

また、認定学科を有していない専門学校や、認定を受けていない学科の教職員の皆様におかれましても、本資料で紹介した「職業実践専門課程」の趣旨や認定による効果等をご覧いただき、認定取得についてご検討をいただければ幸いです。

認定要件の詳細や、認定を受ける上で必要となる手続き等に関しては、文部科学省のホームページをご確認ください。

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1339274.htm>

本書の構成

本書は、全体として以下のように構成されています。

「職業実践専門課程」の趣旨と取組上のポイント 2020年3月改訂 ··· 4

- ・「職業実践専門課程」の本来の趣旨と、その趣旨に沿った教育活動等を行うための取組上のポイントを整理しています。

職業実践専門課程の認定による効果 2020年3月改訂 ··· 5

- ・職業実践専門課程の認定を受けたことで、各学科がどのような効果を感じているのか、学科に対するアンケート調査の結果を用いて紹介しています。

「職業実践専門課程」のフォローアップについて 2021年3月改訂 ··· 7

- ・職業実践専門課程の認定後に受けるフォローアップについて、その目的を整理しています。また、問題のある認定学科の事例を挙げて説明してます。

認定要件のさらなる充実のためのポイントと事例 ··· 10

- ・認定要件の中でも特に重要と考えられる4つの要件について、それぞれの取組の流れに合わせて実施項目を整理しています。

1. 企業等と連携した教育課程の編成 2020年3月改訂 ··· 11

2. 企業等と連携した「実習・演習」 ··· 14

3. 企業等と連携した「教員研修」 ··· 16

4. 学校関係者評価 ··· 18

「職業実践専門課程」の趣旨と取組上のポイント

「職業実践専門課程」は、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む学科に対して、文部科学大臣が認定を行うものです。このような本来の趣旨に沿って学校運営や教育活動を行うためには、認定学科及び認定学科を有する専門学校において、認定要件に係る取組をより充実させることが求められます。以下では、各認定学科にて取組を充実させるためのポイントを整理しています。

■ 認定学科の特徴に応じた取組の実践

認定要件を形式的に満たすだけでは、学校運営や教育活動の改善は見込めません。それぞれの取組について、各分野や各学科の特徴に応じた独自の工夫を取り入れ、さらに充実させることで、職業実践専門課程の趣旨に沿った学校運営や教育活動が実現されます。

P5以降では、それぞれの認定要件に係る取組をさらに充実させるためのポイントや、実際に各認定学科で行われている事例を紹介しています。

■ 企業等との組織的な連携体制の構築

職業実践専門課程の根幹は、企業等との連携にあります。取組をさらに充実させる上でも、企業等との連携体制の構築が必要不可欠です。教員の個人的なコネクションによる連携にとどまらず、認定学科や専門学校、あるいは学校法人として、組織的に企業等と連携体制を構築することで、職業実践的な教育活動の質の向上を見込むことが可能となります。また、組織的な連携を維持するには、協定書等の文書を通じた両者の役割分担と責任の明確化が重要となることにも留意が必要です。

※「企業等」とは、「専攻分野に関する企業、団体等」を指します。

■ 認定学科であることを活用した情報提供・広報活動

認定要件に係る様々な取組は、認定学科における学校運営や教育活動の特色の一つであり、職業実践専門課程の認定は社会に向けた教育の質保証となります。また、学校外へ積極的に情報提供を行うことにより、社会への説明責任を果たし、入学希望者及び保護者からの信頼の獲得、関係業界等との連携の促進等の実現につながります。

まずは、「職業実践専門課程の基本情報について（別紙様式4）」に、専門学校及び認定学科の正確な情報や取組をわかりやすく具体的に記載するとともに、毎年度、記載内容を更新することが求められます。その上で、別紙様式4に限らず、様々な方法を用いて認定要件に係る様々な取組を対外的にアピールしていきましょう。

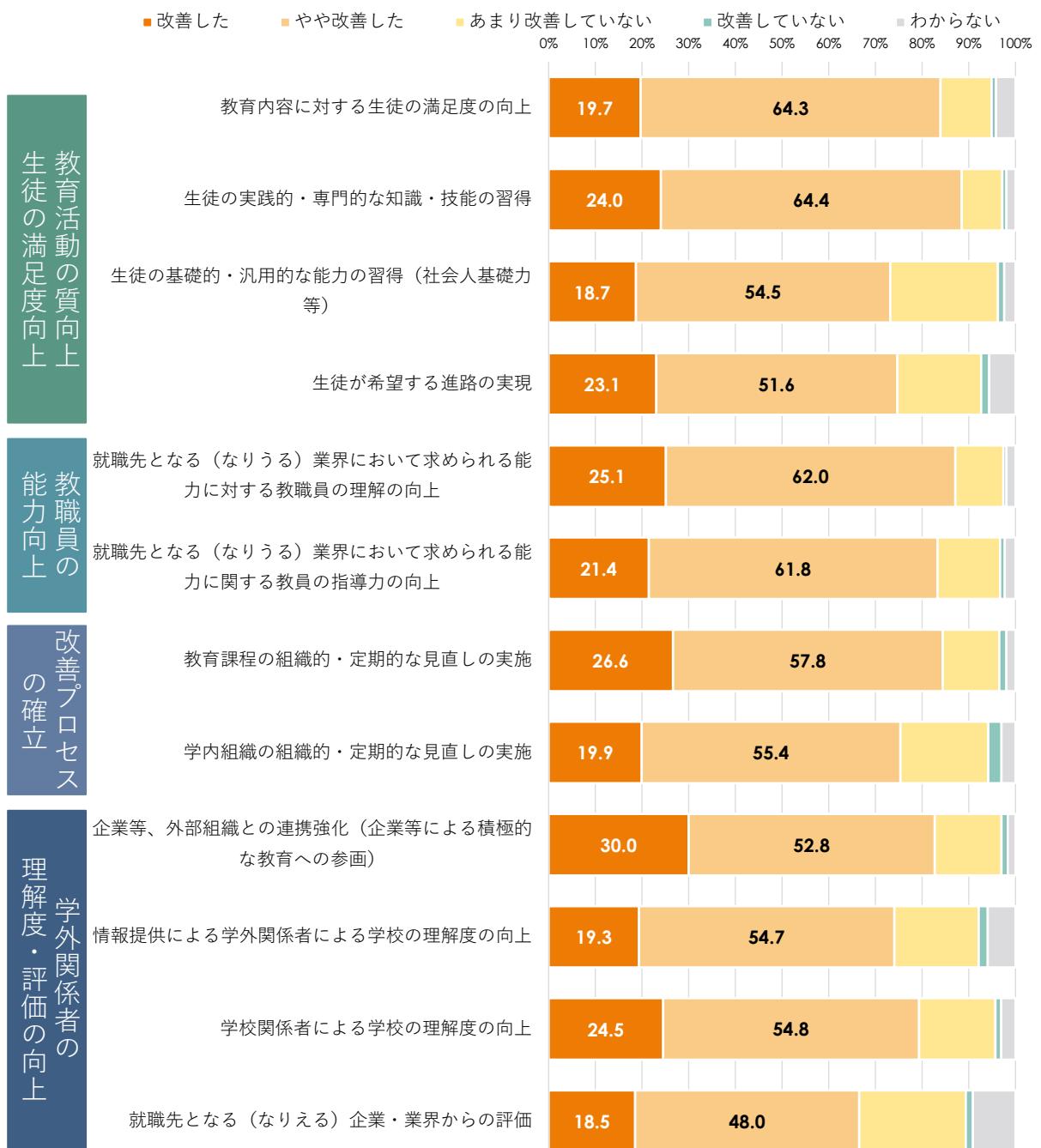
また、情報を提供する対象によって、情報提供の目的や、提供する情報の内容が異なります。高校生、高校教員、保護者、在学生、卒業生、企業など、対象に応じて情報提供の目的や内容を整理して、効果的な情報提供を行うことが重要です。

職業実践専門課程の認定による効果

職業実践専門課程の認定を受けた学校・学科の多くが、学校運営や教育活動の質向上の効果が出ていると感じています。

認定学科に対するアンケート結果によると、多くの学科が「教育活動の質向上・生徒の満足度向上」「教職員の能力向上」「改善プロセスの確立」「学外関係者の理解度・評価の向上」等について、改善効果があると回答しています。

職業実践専門課程の認定を受けたことによる改善状況

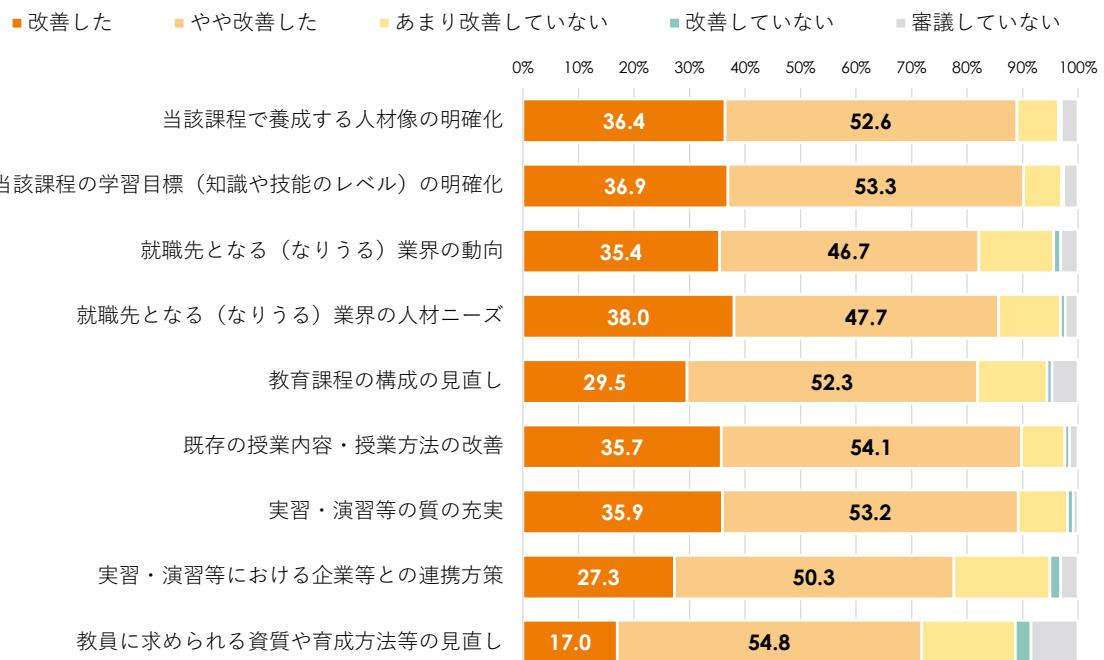


(出典) 平成29年度「職業実践専門課程の実態等に関する調査研究」報告書

各認定要件に係る取組についても、多くの学科がその要件を充足することで、自学科の教育活動の改善につながっていると感じています。

例えば、教育課程編成委員会を実施することによって、学科の人材像や学習目標の明確化、教育課程・授業内容・方法の改善等について、多くの学科が改善効果を感じています。

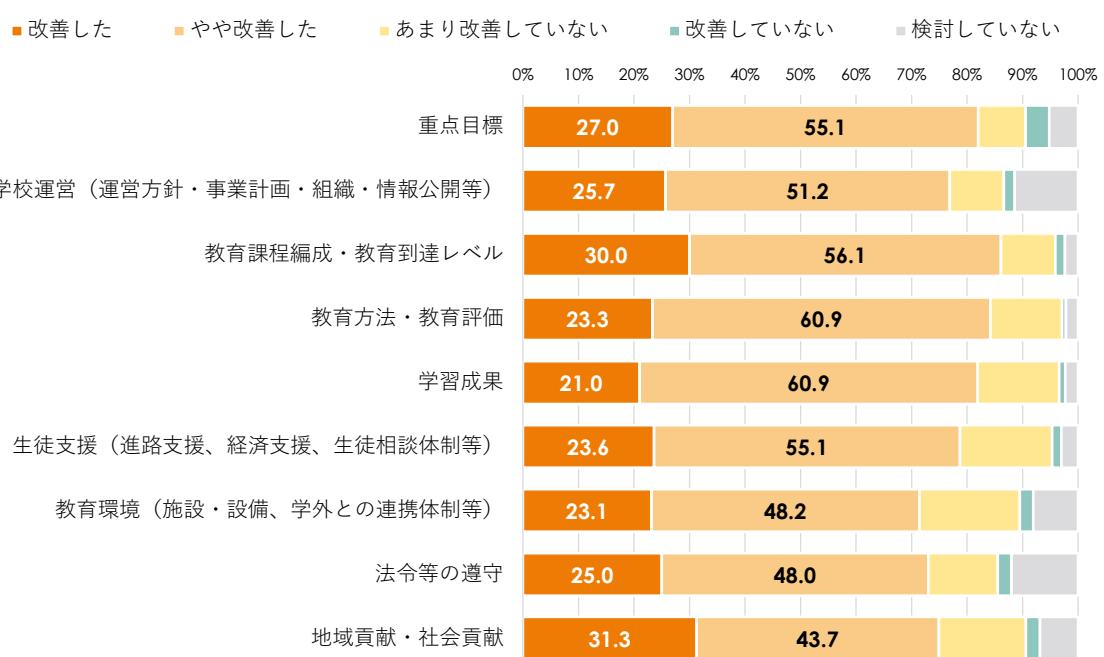
教育課程編成委員会での検討結果に基づく改善状況



（出典）平成29年度「職業実践専門課程の実態等に関する調査研究」報告書

また、学校関係者評価委員会を実施することによって、教育活動や学校運営にかかわる幅広い事項について、多くの学科が改善効果を感じています。

学校関係者評価委員会での検討結果に基づく改善状況



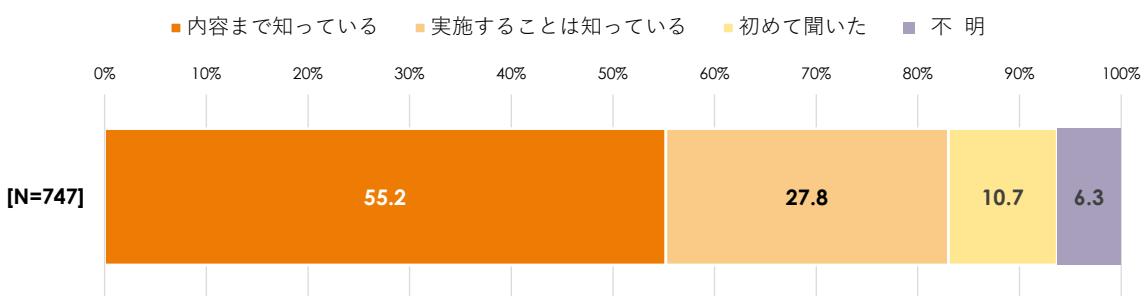
（出典）平成29年度「職業実践専門課程の実態等に関する調査研究」報告書

「職業実践専門課程」のフォローアップについて

「職業実践専門課程」は、「職業実践専門課程として既に認定された専修学校の専門課程が、認定後も引き続き認定要件を満たしているかの確認」（文部科学省事務連絡）、「都道府県知事等は、認定された専修学校専門課程が引き続き上記3の要件に適合していることについて、認定された専修学校専門課程が認定後3年を経過する毎に、別紙様式4により10月31日までに文部科学大臣宛届出」（実施要項）するとされています。これはフォローアップと呼ばれ、職業実践専門課程の質保証上大変重要なプロセスです。

しかしながら、令和2年度「職業教育の質向上のための取組に関するアンケート調査」では、フォローアップについて認知している学科は以下のとおりでした。したがって、本資料では、改めてフォローアップとは何か、フォローアップで求められることはどのようなことかを説明します。

フォローアップの認知状況



■ フォローアップの目的

フォローアップは、職業実践専門課程が認定要件を継続的に「満たしているか」を「確認」するものです。したがって、まず以下を確実に満たす必要があります。

- 認定要件を形式的に満たしていること。
※本資料では、これを「認定要件を充足している」とします。
- 充足していることを広く社会一般や認定を行った文部科学省へ示すこと。

つまり、充足していると自学科で考えるだけでは不十分であり、それを対外的に説明する責任が認定学科にはあります。

また、**充足だけでは不十分**といえます。なぜならば、認定要件を形式的に満たしていても、認定要件が求めるところを実現できていないならば、**職業実践専門課程制度の趣旨に反し**、ひいては**職業実践専門課程全体の信頼を損なうこと**になるからです。

職業実践専門課程として認定要件の趣旨を実現するための取組を行い、職業実践専門課程として質の向上を目指すことを本資料では**「実質化」**と呼び、全ての認定学科が目指すところとしています。

また、**フォローアップにおいて認定学科は、認定要件を実質化するだけではなく、これらの取組を十分に説明する必要があります。**求められている資料提出を適切に行わない、資料の内容の記述が正確ではない、社会一般の人々が読んだときに理解しづらい文章になっている等の学科は、フォローアップをクリアすることはできていないといえます。

■ 認定要件を充足できていない事例

それでは、どのような事例や状態がフォローアップで課題となるでしょうか。以下では、令和元年度及び令和2年度「職業実践専門課程の質保証・向上のための実態調査」において見られた実際の例をもとに、**問題となる事例**をまとめました。

現在フォローアップは、別紙様式4（職業実践専門課程の基本情報について）の提出によって文部科学省において確認されています。ところが、この別紙様式4で、以下のような問題が見られます。

■ 認定学科の情報を適切に記載できていない

- 学科の基礎的情報に誤りがある。

- 学校名、認定学科名、生徒総数、教員数等の基礎的情報の誤りが多い。他の認定学科の別紙様式4がコピーされた状態で提出されている事例も見られる。また、過去の記載を不適切に転記している。

- 別紙様式4の様式が古い、全てのシートが提出されていない。

- 「職業教育の質向上のための取組に関するアンケート調査」においても、全ての認定学科が別紙様式4の改訂を認知しているわけではないことがわかる。

別紙様式4の様式改訂の認知度

■ 内容まで知っている ■ 配布されていることは知っている（実際に活用していない） ■ 初めて聞いた ■ 不明



- 別紙様式4をPDF化する際に、記載されている文章全てが見えるように印刷範囲を調整していないために、文章が途中で切れている。

■ 認定要件を誤解している

- 教育課程編成委員会と学校関係者評価委員会の委員の条件を理解しておらず、誤った委員会運営がなされている。
- 教育課程編成委員会の委員に学校教員が着任していない。学校関係者評価委員会の委員に校長等の学校教職員が着任してしまっている。

■ 認定要件を充足していない

- 教育課程編成委員会を年2回開催していない状況が続いている。
- 教育課程編成委員会や学校関係者評価委員会を開催する際に、複数学校で合同開催てしまっている。
- 教員研修について企業等と連携していない。
 - 同じ学校法人内のグループで研修を実施している。講師を理事長が務めている。

■ 資料提出が理由もなく遅延する、資料を提出しない

こうした学科については、フォローアップの結果、**職業実践専門課程として不適合となる可能性**があります。

■ 認定要件を実質化できていない事例

フォローアップは、認定要件の充実だけではなく、実質化できているかについても確認する場面であるといえます。しかしながら、以下のような事例では、**認定要件の実質化ができているかが疑わしい**と考えられます。

■ 認定要件を形式的にしか満たしていない

- 教育課程編成委員会の開催が不適切である。
 - ・開催間隔や1回の開催時間が短すぎる。
 - ・複数学科まとめて開催すること自体は認められているが、各学科の審議が十分に行われていない。
 - ・企業等委員の出席率が低い。

■ 企業等との連携が不十分である

- 教育課程編成委員会において以下のような状態になっており、企業等委員からの意見が表面的、一般的な内容に終始している状況が継続してしまっている。
 - ・具体的な議題を設定できていない。
 - ・議事進行や会議資料の内容がわかりにくい。
 - ・事前に会議内容を企業等委員に共有できていない。
- 企業等と連携して具体的に教育課程編成を行った実績がない。
 - ・この場合、別紙様式4上の「教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況」の記載が表面的であるケースが多い。
- 企業等と連携した実習等の内容が、職業実践専門課程の趣旨と合致していない。
 - ・企業内実習において、実質的な業務を経験させてもらえない。
 - ・学科が就職を目指す分野とは直接関係のない実習内容になってしまっている。
 - ・企業等からの一方的な知識伝達の場になってしまっている。
- 企業等と連携した教員研修の内容が、職業実践専門課程の趣旨と合致していない。
 - ・常勤教員の研修参加率が低い。
 - ・学科の内容と関係がわかりにくい内容の研修しか行われていない。

■ 情報公開が不十分である

- 学校ホームページ上、別紙様式4の公開場所がわかりにくい。

■ 別紙様式4をフォローアップで提出する場合に、学内の適切な決裁プロセスを経ていない

- 誤字脱字、記載事項の誤記等が多い資料が提出される。

なお、ここで掲載した充足できていない／実質化できていない事例は代表的なものであり、その他にも課題があるケースが見受けられます。さらに、認定学科としてより質を高めるために、本資料に掲載されている好事例を参考にしてください。

また、認定学科のPDCAサイクルを検討する上で、以下の資料が参考となります（今後改訂等で掲載資料が更新される可能性があります）。

■ 令和元年度「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業の成果 「専門学校における職業教育のマネジメントに関する手引・事例集」

文部科学省ホームページ

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/006800.html)

■ 全専各連「職業実践専門課程」指針

全国専修学校各種学校総連合会ホームページ

(https://www.zensenkaku.gr.jp/shokugyo_jissen_shishin/index.html)

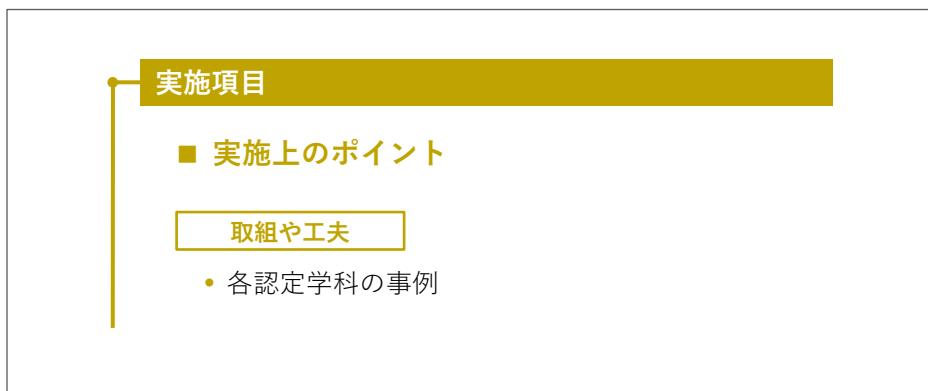
認定要件に係る取組のさらなる充実のためのポイントと事例

P11以降では、認定要件の中でも特に重要と考えられる4つの要件について、それぞれの取組の流れに合わせて実施項目を整理しています。そして、各認定学科において取組をさらに充実させるために参考となるような、実施事項ごとの実施上のポイントや各認定学科の事例を多数紹介しています。

- | | |
|--------------------|--------|
| 1. 企業等と連携した教育課程の編成 | ・・・P11 |
| 2. 企業等と連携した「実習・演習」 | ・・・P14 |
| 3. 企業等と連携した「教員研修」 | ・・・P16 |
| 4. 学校関係者評価 | ・・・P18 |

■ 各ページの構成

P11以降の各ページは、実施項目ごとに以下のように構成されています。



「実施上のポイント」では、各認定学科にて当該取組を行う際に意識することが望ましい視点や考え方をポイントとして紹介しています。

「各認定学科の事例」では、様々な専門分野の認定学科において行われている取組の概要や背景、特徴的な工夫、効果等を紹介しています。

なお、P11~13の「1. 企業等と連携した教育課程の編成」については、各実施項目の間に、取組上特に重要な点を「重要ポイント」として紹介しています。

※職業実践専門課程の認定要件のうち「情報提供」に関しては、

文部科学省「[情報公開を活かした専修学校の質保証・向上に向けて](#)」をご参照ください。

<https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1387022_0101.pdf>

1 企業等と連携した教育課程の編成

企業等委員から教育課程編成に有益な具体的意見を得るために、事前の情報提供や、要点を絞った効率的な委員会進行・運営、学校の実情を知る機会の提供等を通して、教育課程編成委員会（以下「編成委員会」とする。）への積極的な参画を得るとともに、意見を述べやすいよう議論を誘導することがポイントとなる。

編成委員会の設置

- 編成委員会の設置及び運営に必要な規程や文書等を整備し、教職員に周知する
- 原則として、学科単位で編成委員会を設置する

取組や工夫

- 編成委員会の位置づけと役割について学内規程で定めた上、当該規程をサーバーで保存し、学内の教職員全員が閲覧できるようにすることで、同委員会の存在やその意義について学内周知を徹底している。〔IT系学科〕
- 企業等委員の確実な参加、個々の学科の教育課程等に関する議論時間確保のため、学科ごとに編成委員会を設置し、企業等委員と調整して学科別に開催日等を設定している。〔医療系学科〕

企業等委員の選任・協力確保

- 得たい意見を明確にし、それらの意見をいただける企業等委員を選任する
- 企業等委員に積極的に参画してもらうための関係性を構築する
- 職務経験や地域性も勘案してバランスの取れた企業等委員の構成とする

取組や工夫

- 関連のある業界団体を通して、適任者の推薦を得ている。学校からは、業界全体を俯瞰できる人材の紹介を業界団体に依頼している。これにより、業界動向や人材ニーズ等、教育課程編成に直結する意見が得られるとともに、優れた委員の継続的な確保につながっている。〔IT系学科〕
- 現場経験が長く業界を俯瞰できる方から現在最前線で活躍されている方まで、幅広い職務経験の方々に委員に就任いただくことで、多様な視点からのご意見をいただいている。〔デザイン系学科〕
- 企業等委員への就任依頼の際には、優秀な人材を早期に発見できること、教育課程に企業側の意見を反映することができること等、企業側のメリットを伝えている。〔IT系学科〕
- 地元の有力企業からだけでなく、業界の企業が多数存在する都市圏からも企業等委員に来ていただき、業界の中心地ならではの情報を提供していただいている。〔商業系学科〕
- 外部委員として、高校の元校長や、実務経験のある卒業生等、学校として意見を得たい方にも就任いただいている。これにより、高校側のニーズや卒業後の状況等を踏まえた意見をいただくことができている。〔商業系学科〕

重要ポイント①

関連業界の現状や人材ニーズの変化を把握している方を委員に選定

- 編成委員会は、関連業界がどのように変化しているか、実際の企業等の現場においてどのような人材が求められているか等について、学外から意見を得られる貴重な機会です。
- 例えば、一つの企業の方に継続的に委員を依頼しつづけるのではなく、定期的に委員の属性を見直すなど、広く業界の動向を収集できる体制を検討しましょう。
- また、率直な意見を伝えてくれる方に就任いただくことも重要です。現場で実際に専修学校卒業生と接し、人材ニーズを具体的に持っている方に委員就任を依頼しましょう。

編成委員会実施前の準備

- 企業等委員から意見を得たいテーマを学科・学校内で事前に検討し、編成委員会の議題を設定する
- 企業等委員に対して、教育課程や学生の学習成果等を事前に共有し、理解を深めてもらう

取組や工夫

- 編成委員会の議題は、学科内検討と学校内検討というプロセスを通して設定している。学科内検討では、学科長が教員・非常勤講師らの意見を聴取し、議題案を作成する。学校内検討では、その議題案をもとに、校長・副校長・教育部長らと各学科長が1時間の面談を行い、編成委員会の議題としての適切性を検討している。学科内検討では保守的な議題案が挙がりやすいが、校長らが面談を行うことで、業界動向等を踏まえた教育課程の改善につながるよう促している。〔IT系学科〕
- 学科内での事前の検討を踏まえて、毎年異なる重点テーマを設定し、開催1か月前～2週間前には企業等委員に重点テーマを伝えている。これにより、毎回の編成委員会で企業等委員から新しい意見を伺うことができている。〔IT系学科〕
- 編成委員会の開催1か月前には、企業等委員に議題と関連資料を送付している。教育課程の一覧や学則、便覧を送付し、重点的に見ていただきたい部分について伝えている。〔教育系学科〕
- 学生の作品展示会等に企業等委員を招待し、普段から学習成果等を見ていただくことで、編成委員会当日も、現場のニーズを踏まえた具体的な改善案等をいただけている。〔デザイン系学科〕

重要ポイント②

企業等委員から意見を得たいテーマを事前に設定・告知

- 学外の企業等委員は、専修学校ならではの教育の取組や、学科の教育内容について十分把握していない場合もあります。そのため、テーマや議事が具体的に設定されていなければ、委員も意見を出しづらく、結果として、有益な意見が得られない場合もあります。
- そのような状況を防ぐために、編成委員会実施前に、学内での議論のもと、どのような点に關して意見をいただきたいかについて、テーマや議題として事前に設定するとともに、企業等委員の方々に事前に告知しておくことが望ましいです。

委員会時の進行・運営

- 企業等委員から教育課程編成に役立つ意見を得るための委員会進行を心がける
- 企業等委員からの意見の反映状況を報告し、さらなる改善につなげる
- 委員会当日、企業等委員に学校の状況や学生の様子を把握していただく機会を設ける

取組や工夫

- 当日配布の資料には、議題や補足情報、前回編成委員会で得た意見に基づく学校・学科の取組状況を記載している。企業等委員に取組の進捗や成果を報告して再度意見をいただくことにより、教育課程編成の調整が可能になる。〔IT系学科〕
- 企業等委員に意見を伺う際は、学校の意図や目的等をなるべく具体的に説明している。これにより、一般論にとどまらない、学校・学科の状況を踏まえた実践的な意見をいただきやすくなる。〔IT系学科〕
- 編成委員会の開催時には、学生の作品を用意したり、授業の一環として学生が運営している店舗を訪れたりして、学生の成果物等を企業等委員に見ていただいている。実際に成果物を見ながら議論することで、学生の学習到達度や制作プロセス等について、企業等委員からより具体的な意見をいただくことができている。〔デザイン系学科〕
- カリキュラム編成にかかわる副校長が編成委員会に参加している。その結果、外部関係者の意見が学校幹部に直接伝わるようになり、より迅速にカリキュラムの改善に活かされるようになった。〔医療系学科〕

検討結果の教育課程編成への活用

- 自校のカリキュラム検討プロセスと連動できる日程で編成委員会を実施する
- 編成委員会での意見等を教育課程等に反映するプロセスを明確にする
- 意見を反映しやすい部分から着実に教育活動を改善する
- 実際に教育課程を改善する際にも企業等委員に協力を得る

取組や工夫

- 従来のスケジュールでは次年度のカリキュラムに編成委員会の意見を反映しづらかったため、現在は2回目の編成委員会の実施時期を早め（12月）、次年度のカリキュラムの素案ができた段階で編成委員会を実施している。〔ゲーム系学科〕
- 編成委員会で得た意見を学科内で検討し、「カリキュラム変更提案書」を作成している。「カリキュラム変更提案書」は企業等委員の確認ののち、カリキュラム編成委員会に提出し、検討の上、問題がなければ学則に反映している。〔IT系学科〕
- カリキュラムの根本的な変更は容易ではないため、編成委員会で得た意見を個々の科目のシラバスに反映したり、教育課程外の外部講習等を学生に紹介したりする等、可能な部分から着実に改善している。〔医療系学科〕
- 企業等委員から、アート作品制作への注力や海外を視野に入れることへの意見をいただき、台湾の私立大学との姉妹校提携を実現した。台湾とパッケージデザインの合同授業を実施する際には、企業等委員の協力を仰ぎ、商品を提供していただく企業との連携を実現した。〔デザイン系学科〕

重要ポイント③

編成委員会を、学内のカリキュラム検討・改訂プロセスに組み入れる

- 企業等委員から有益な意見を得られたとしても、当該意見を学内でさらに検討する機会を設けなければ、その意見をカリキュラムや科目内容に反映させることはできません。
- 企業等委員の意見を有効に活用するには、カリキュラム・科目内容を固める学内のプロセスに、編成委員会を組み入れる必要があります。例えば、次年度のカリキュラム・科目内容（シラバス）の検討前に委員会を実施することなどが望ましいです。

事例1

事前の議題と情報共有で 企業等委員からの的確な意見を聴取

これまで、企業等委員に対して事前に議題を知らせることができていなかったため、委員会当日にその場で思いついた意見をいただくことができなかった。しかし、各回の委員会で重点的に議論したいテーマを予め学校で設定することで、一般的な議論に落ち着いてしまうことを防ぐとともに、議題と関連情報を開催1か月前～2週間前に企業等委員に知らせるようにしてから、企業等委員からの的確かつ具体的な意見をいただけるようになった。最近では、カリキュラム変更の半数以上は、編成委員会での検討をもとに実行されている。〔IT系学科〕

事例2

学科ごとに編成委員会を設置し より実のある委員会に

従来は全学科（4学科）合同の編成委員会を設置していたが、日程が合わず多くの企業等委員が欠席したり、他分野の参加者がいることで企業等委員が発言を遠慮してしまったりといった課題があった。そこで、年間の開催回数と所要時間は変えずに、学科単位で編成委員会を設置するよう変更した。これにより、全企業等委員が参加可能な日程で委員会を開催できるだけでなく、一人当たりの発言機会も増加した。さらに、同分野の参加者が集まることにより議論も深まり、以前よりも実質的な話し合いが実現している。〔医療系学科〕

2 企業等と連携した「実習・演習」

企業等と連携した「実習・演習」（以下「実習」）を充実させるためには、連携企業等（以下「企業等」）との細やかな情報共有と学生への手厚いフォローが重要である。企業等とは、実習内容の計画や実施中の状況確認、実施後の改善点聴取の機会を確実に設けてPDCAサイクルを回し、学生に対しては、実習の振り返りを行い、学びを定着させることがポイントとなる。

企業等の選定・協力確保

- 非常勤講師に適した人材の選定のため、企業等と相談し適任者の推薦を受ける
- 実習内容以外にも、実習実施時の負担や利便性等を考慮して実習先を選定する＜学外実習＞

取組や工夫

- 指導能力のある非常勤講師の確保のため、企業の幹部等を訪問し適任と思われる職員を推薦いただく。推薦された職員とは面談を通して適性を判断し、非常勤講師を依頼している。〔商業系学科〕
- 長期の学外実習において、学生が無理なく実習を受けられるよう、学生の居住地から近い実習先を選定し、割り当てている。〔栄養系学科〕

実習・演習の設計・実施

- 実習内容や指導方針は、企業等と事前に相談し、詳細な設計や平準化を図るとともに、実施中も定期的に打ち合わせて調整する
- 非常勤講師との打合せ内容は、他企業からの非常勤講師とも共有し、実習間連携を円滑化させる
- 学生が実習をよりよく活用できるよう、事前準備を充実させる
- 業界のトレンドや学生のニーズを反映した実習を実施し、学内の講義では得られない学習機会を提供する＜学外実習＞

取組や工夫

- 学内実習実施の半年程度前から企業等との打合せを開始し、3か月程度前には具体的な内容やスケジュールを調整する。特に、現在学生に不足している能力を学校が企業に知らせ、それを踏まえて実習内容を設計している。実施中も、各回の実習終了後に連携先企業とその回を振り返り、次回以降の内容や指導へ反映している。〔IT系学科〕
- 学外実習実施前に、企業等の実習担当者に対する「実習指導者会議」を行う。最低限実施していただきたい研修内容、前年度の実習における課題、当年度の実習受講生の情報等について共有し、複数の実習先における実習内容を平準化している。〔医療系学科〕
- 企業等から派遣されている非常勤講師らと学科長が日常的にコミュニケーションを取り、学生の様子の共有や実習内容の検討、他実習との連携調整を行っている。議論の内容はSNSのグループを通して他の非常勤講師とも共有し、実習間の連携や実習内容の改善を円滑化している。〔IT系学科〕
- 学外実習の実施前に、学校附属の施設において、合計5日程度の体験実習を実施する。現場で求められるコミュニケーションや技能、実習記録の付け方等を事前に体験しておくことで、本番の実習の教育効果を高めている。〔教育系学科〕
- 教員主導で卒業生や学生からニーズを聴取し、教員の指導計画等とすり合わせて学外実習の内容を決定している。これにより、カリキュラムに含まれていないが業界のトレンドとして重要な項目を補完することができている。〔医療系学科〕

実習・演習の充実

- 実習内容に関して学生が報告・反省する機会を設け、実習での学びを定着させる
- 教職員が積極的に実習先へ訪問・連絡し、実施状況を確認する＜学外実習＞

取組や工夫

- 学外実習を終えた学生には、グループごとにプレゼンテーション資料と報告書を作成させ、他の学生や教員、業界関係者の前で、実習内容や成果を報告させている。この報告会・反省会は、学生自身が実習内容を振り返り、今後の学習に活かすよい機会となっている。〔栄養系学科〕

- 学外実習中の学生の状況や実習内容を監督するため、実習開始前と実習中に1回ずつ実習先に学科の教員が訪問し、実習担当者と情報共有を行っている。定期巡回以外にも、問題発生時には教員が実習先に訪問する等して迷惑がかからないよう注意し、関係性維持に努めている。〔医療系学科〕

成績評価に当たっての企業等との連携・情報共有

- 企業等からの報告だけでなく、実習先での学生の様子を学校側が実際に把握する<学外実習>
- 学校がガイドライン等を準備し、企業等による評価基準を統一する

取組や工夫

- 学外実習の成績評価は、連携先企業等による評価と学校による評価を組み合わせる。学校による評価を行う際も、教員による実習先での訪問指導、実習の様子の観察、実習担当者との話し合い等を通して、企業等から積極的に情報を得るようにしている。〔教育系学科〕
- 学外実習について、成績評価に関する規程も含めたガイドラインを作成しているほか、地域の同分野の養成校間で連携し評価基準等を設定している。例えば、教育協議会がある学科では他校と情報共有を行い、実習の評価基準や実施要項、実習先への謝礼額等も決定している。〔医療系学科〕

成績評価の結果を踏まえた実習・演習の改善

- 実習担当者や関係者から意見聴取する機会を設ける
- 学生アンケートを実施し、担当教員や講師にフィードバックする

取組や工夫

- 半期に1度、非常勤講師から、学内実習のコマ単位の実施報告や意見等を記入した「講義終了報告書」を提出してもらう。「講義終了報告書」の内容は教務会議や学科会議で検討し、フィードバックするとともに、実習の改善に活かしている。〔商業系学科〕
- 企業等の関係者数十名を集め、1時間程度の「実習懇談会」を開催し、グループワークを通して、学外実習の運営方法や学生の実習結果に対する意見を交換・発表していただいている。いただいた意見は、学校の実習担当の教職員が次回の実習や学生指導に反映している。〔教育系学科〕
- 学外実習後には、実習先と実習に参加した学生に対してアンケートを実施し、学生の学習到達度、実習における課題、追加で実施すべき事項等を質問している。〔医療系学科〕

■事例1

PDCAを一元管理する組織を設置し効果的な実習を実現

職業実践専門課程の認定を受けた際、企業等との連携強化や即戦力育成に向けたカリキュラム編成のため、「職業実践教育推進課」という部署を設置した。実習については、就職指導や実習指導の教員、実習実施学年の担任教員らからなる「学外実習委員会」を上記の課内に常設しており、連携先の選定や、学生の事前指導・訪問指導、実習後の報告会・反省会の開催を行っている。実習実施学年の担当教員が委員であるため、学生の能力や特性、ニーズ等を把握しやすく、企業からの指摘も指導に直接反映できる。委員会がPDCAを一元管理することで実習の効果が高まり、企業から低評価を受ける学生もいなくなった。〔栄養系学科〕

■事例2

実習先への事前説明会とガイドライン提示により、実習運営のばらつきを軽減

実習は教育の一環であるが、適切な指導なしに学生を助手として利用するような実習先も以前は存在した。このような実習先によるばらつきを軽減するため、実習実施前に連携先企業等の実習担当者に対して実習指導者会議を行い、最低限実施していただきたい研修内容を伝えるとともに、学校が実習のガイドラインを作成して実習先に参照いただいている。また、評価時には学校が作成したルーブリック※の使用を依頼しており、評価基準のばらつき軽減も試みている。〔医療系学科〕

※学習到達度測定のための項目と各項目の水準を示したもの。成績評価のほか、教育課程や指導計画の立案、履修指導等にも活用できる。

3 企業等と連携した「教員研修」

企業等との連携により教員研修の効果を高めるためには、研修テーマに関して学科や学校内において事前に十分な検討を行うこと、当該テーマの研修を提供できる企業等を選定し、連携すること、企業等との事前の調整により研修内容を具体化させることが重要である。加えて、教員が主体的に参加できる環境を整えることがポイントとなる。

研修計画の策定

- 教員が身につけるべき能力等を明確化し、それに連動する形で教員研修を計画する
- 学科や学校、あるいは学校法人として必要となる研修内容について方針を定めた上で、年間の研修計画を策定する
- 外部講師による学内研修の場合は、できる限り教員が参加しやすい日程で実施できるよう計画する

取組や工夫

- 学内で作成した教員育成のマニュアルにおいて、教員として身につけるべき能力（クラスマネジメント力、進路指導力など）を明確にし、それらの能力の養成に資する研修を実施している。また、当該能力の習得状況を人事評価における評価対象として、研修へのインセンティブを高めている。〔商業系学科〕
- 学校法人全体と学校で、それぞれ教員研修を計画・実施している。特に指導力向上のための研修は、毎年度、学校法人や教育界全体の課題をもとに研修テーマを設定し、学校法人全体の教員に対して実施している。〔デザイン系学科〕
- 研修テーマを選ぶ際には、「実習・演習に活かすことができる」ということを重視している。昨年度も、実習・演習で行っているテーマと同じ内容を研修としても実施し、得た知見は学内の実習・演習で学生にフィードバックできている。〔栄養系学科〕
- 外部講師の派遣による指導力向上のための学内研修を、夏季休暇期間である9月頃に実施することで、できる限り全ての教員が参加できるようにしている。企業等との日程調整も必要となるため、当該年度が始まる前には連携企業を選定した上で、教員が参加しやすい日程を実施日として設定している。〔商業系学科〕
- 本来はカリキュラムや科目内容の検討を行う機関である編成委員会において、専門分野に関する研修内容についての議題とし、研修プログラムを振り返る機会としている。〔商業系学科〕

企業等の選定・協力確保

- 学校として実施したい研修を提供できる企業等を選定する
- 事前に企業等と打合せ等を行い、学校側が希望する研修内容となるように調整する

取組や工夫

- 指導力向上のための研修は、学校法人や学校としてテーマを定めた上、当該テーマを実施できる企業等を選定している。企業等には学校から研修内容についてリクエストし、学校として実施したい研修となるように調整していく。〔商業系学科〕
- 学科側で、独自に技術研修の内容を企画した上で、その研修に協力いただける企業と連携しながら研修内容の詳細を検討している。研修実施前には、企業との打合せ機会を設け、企業側に協力いただける内容について確認している。小規模企業では学科として求めている研修内容を十分に提供できないため、比較的大規模で、かつ研修のノウハウがある企業に連携を依頼している。〔IT系学科〕
- 企業等選定後、事前に来校してもらい、研修内容をすり合わせる。企業からの提案をベースにしながら学校としての要望を伝え、学校として必要としている内容の研修を実現している。〔栄養系学科〕
- 学校内の実習関連設備を、地域の利用希望者に無償で提供している。それを活用して、地域の様々な関連分野の団体が研修会を学内で実施しており、当校教員は幅広い内容の研修に参加する機会を得ている。〔医療系学科〕

教員研修の実施

- 個々の教員の研修受講状況を管理しつつ、主体的な研修参加を促す仕組みを整える
- 外部研修の開催状況について随時情報収集し、必要に応じて参加できる環境を整える
- 特に指導力向上のための研修については、非常勤講師に対しても研修参加機会を設ける

取組や工夫

- ・全教員に、研修受講報告書と次年度の研修受講計画書を提出させるとともに、学内に教員研修担当を設置し、教員の研修受講状況の管理や、個々の教員が作成する研修計画に関してのアドバイス等を行っている。これにより、全教員の研修の実施状況や、教員研修において生じている課題、教員側の受講ニーズを把握することができるとともに、個々の教員が主体的に研修内容について考えることができている。〔IT系学科〕
- ・学校法人本部からの紹介や学内での提案、研修実施企業等からの案内等により、外部研修に関する情報が時期に関わらず随時入ってくるため、その都度受講要否を判断し、年間の研修スケジュールを見直している。〔美容系学科〕
- ・指導力向上の研修については、常勤教員に対して全員参加を義務付けるとともに、非常勤講師も任意で参加可能としている。また、常勤教員とは別に、非常勤講師のために別日程での実施を企画する場合もある。〔商業系学科〕

次年度以降の研修の改善

- 受講した教員からのフィードバック等を踏まえて改善事項を検討し、来年度以降の研修に反映させる
- 教育課程編成委員会や企業等と連携した実習・演習の結果等を教員研修にも反映させる

取組や工夫

- ・外部研修に参加した教員には、研修終了後に研修内容の発表と報告書提出を義務付けている。それを通して、参加していない教員にも得られた知見等をフィードバックするとともに、当該研修の来年度以降の実施要否について検討している。〔商業系学科〕
- ・学生向けに実施している業界の最先端の知識や技術に関する講義・実習について、教職員でも学ぶべき内容であると判断した場合には、次年度以降は教員の研修として、同じ企業等に依頼し、内容を一部変更しながら実施している。〔栄養系学科〕
- ・外部研修を受講した教員は、関連資料と簡単な報告書を校長に提出しており、学校側で研修内容を把握できている。全教員が受けるべき研修だと判断された場合は、全体研修として学内で再現するなどして、研修内容の共有を行っている。〔美容系学科〕

■ 事例1

長期間の事業所派遣を通して得た経験を学生指導に活用

現場経験が必要な若手教員を中心に、専門分野における企業の事業所に3週間程度派遣して、他の職員と同様に現場での業務を経験してもらう。派遣した教員は、現場の業務内容や雰囲気を改めて実感することができ、就職指導や学内実習の指導の際に、学生に対して現場の実情を踏まえた指導を行うことができている。職業実践専門課程の認定前から実施していたが、認定時に「専攻分野の実務に関する研修」とみなした上で、さらなる質の向上のため、研修内容への学校側の意見の反映等に努めている。〔栄養系学科〕

■ 事例2

地方部の学校でも専門分野の最先端の研修機会を確保

学校所在地が地方部であり、特に「専門分野の実務に関する研修」については、連携できる企業等が学校周辺では限られるため、企業等連携による研修実施の機会を積極的に探している。例えば、首都圏の企業が学校所在地に訪問する際に合わせて研修を実施いただくよう依頼するほか、学生の東京訪問の際に、引率する教員には、東京で開催されている専門分野の技術研修に自主的に参加してくるように指導している。地方では受講できないような業界の最先端の研修に参加することができるとともに、移動等に係るコストも削減できている。〔デザイン系学科〕

学校関係者評価

学校関係者評価を行う上で、自己評価委員会の設置やアンケート等を実施することにより、前提となる自己評価を充実させすることが求められる。加えて、学校関係者評価委員会（以下、「評価委員会」）では、学外の委員を中心とした委員会進行や報告書の作成等を行うことで、学校関係者評価委員会の主体性を確保し、自己評価の客観性・透明性の向上につなげることが重要である。

学校評価については文部科学省「[専修学校における学校評価ガイドライン](#)」及び「[学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～](#)」も併せて参考されたい。

自己点検・評価の実施

- 学内で自己点検評価委員会等を設置することで、組織的に自己点検・評価を実施する
- アンケート等を活用し、定量的かつ客観性が担保された評価を実施する

取組や工夫

- 学内の教職員計4名からなる自己点検委員会を設置し、夏頃に約2か月間で自己点検を実施している。評価項目ごとに学内の現状を調査し、評価基準を満たしているか判断する。その上で、校長の承認を得て、最終的な自己点検結果を確定させている。〔デザイン系学科〕
- 自己評価として、教職員に対してアンケートを実施している。アンケートは各評価項目に対して5点満点で回答する形式であり、各評価項目の平均点を自己評価の結果として活用している。〔医療系学科〕

評価委員会の設置

- 学内の諸規程において評価委員会の役割や運営方針等を明確に定める
- 評価委員会を複数回実施すること等を通して、十分な議論時間を確保する

取組や工夫

- 評価委員会に関する要領を作成し、評価委員会の運営方法等について定めている。また、学園の組織規程の中でも、学内組織の所掌事務の一つとして「評価委員会に関すること」を規定している。〔医療系学科〕
- 評価委員会を9月と2月の年間2回実施している。1回目では自己評価結果についての議論を行い、学校関係者評価の結果を確定させている。2回目では、評価項目に限らず、時宜に合わせた議論テーマを設定し、各評価委員から意見をいただいている。〔医療系学科〕

評価委員の選任・協力確保

- 多様な視点からの意見を得るために、様々な分野の方に評価委員への就任を依頼する
- 評価委員会以外の場面でも、評価委員と学校の教育活動等との接点を作り、学校の教育活動等への理解を深めていただく

取組や工夫

- 地域の関係者として、町内会長に評価委員を依頼している。学内実習の際に町内会の方々に協力を仰いでいるほか、ボランティア活動を協力して行う場合もある等、学科の性質上、町内会とは密接な関係性があるために、評価委員を依頼するに至った。〔医療系学科〕
- 関係の深い高校の進路指導担当教員に、評価委員を依頼している。自校の生徒の進学先として適切かという観点から、当該分野の将来性等について指摘を受けており、実際に、指摘を踏まえて奨学金返済プランを学内で作成した。〔デザイン系学科〕
- 評価委員には、学校が主催する展示会等のイベントに普段から参加していただいている。これにより、学校と評価委員との関係性を構築できているほか、学校の教育活動等への理解が深まり、より具体的な改善提案につながっている。〔デザイン系学科〕

評価委員会の運営

- 評価委員会実施前に、自己点検・評価結果を評価委員に送付し、事前の確認を得る
- 評価委員会の進行や報告書の作成においては、評価委員会の主体性を確保する
- 評価方法や評価基準の明確化等を通して、評価の客観性を高める

取組や工夫

- 評価委員会の1か月半程前に、自己点検評価報告書を、学校の評議員・理事、教育課程編成委員会委員、評価委員等に送付し、各人から事前に意見を得ている。得られた意見は、学校側で集約し、その集約した結果を各評価委員に事前送付している。評価委員会では、集約結果を踏まえて作成した評価結果報告書の第一案をもとに、さらに具体的な意見を得て、評価委員会後に報告書案の修正を行っている。〔医療系学科〕
- 評価委員会の自主性・主体性の担保のために、委員長を評価委員の中から互選によって選任している。また、評価委員会は委員長が司会進行を行い、学校の教職員はオブザーバーとして学校の各種活動についての説明や委員からの質問に答えるのみである。〔医療系学科〕
- 評価項目ごとに、A,B,Cの3段階で評価しており、段階ごとに評価基準を設定している。具体的には、「A改善等を実施している（実施済み）」「B改善等を進めている（実施中）」「C改善等を今後検討する（未実施）」という基準を設けている。〔医療系学科〕

学校経営・教育活動等の改善

- 評価結果を教職員に共有し、評価結果が芳しくない評価項目については着実に改善する
- 評価結果は来年度以降の自己点検・評価にも反映させ、評価全体の質を向上させる

取組や工夫

- 学校関係者評価結果は、評価委員会にオブザーバーとして参加している校長や学科長を中心として、学内の教職員に周知している。〔医療系学科〕
- 評価項目のうち、評価基準を満たしていない項目を、学内の教員会議等の場を利用して教員に周知し、その項目の改善を促している。教員も意識的に評価項目に係る業務の改善に努めることができている。〔デザイン系学科〕
- 学校法人が各専門学校における学校関係者評価結果を集約し、その集約結果を受けて次年度以降の自己点検の評価項目を変更している。それにより、継続的な評価や改善につながっている。〔デザイン系学科〕

事例1

2回の評価委員会実施により 精度の高い学校関係者評価を実施

学校法人全体の方針により、評価委員会を2回開催している。1回目では、自己評価結果を提示・説明し、評価委員との質疑応答を行う。2回目は、1回目の評価委員会を踏まえて、学校関係者評価結果の素案を学校として作成し、評価委員の方々に確認・修正いただく。2回の議論を通して、十分な自己評価結果の説明や質疑応答を踏まえた精度の高い学校関係者評価を実施できており、学校側としても評価結果を意識しながら改善に係る取組を実施できている。〔医療系学科〕

事例2

評価結果報告書のフォーマットを統一し 毎年度の改善状況を明確化

学校関係者評価結果報告書のフォーマットを作成し、毎年度同じフォーマットを利用している。フォーマット中には、評価項目ごとに、「意見・改善を要する事項」「意見等に対する取組・改善状況」「評価」の項目を設け、評価委員の意見や学校の改善に係る取組を踏まえ、毎年度追記・更新している。評価項目についても、前年度を踏襲しつつ、評価委員会での指摘を踏まえて更新している。前年度からの改善点がわかりやすく、継続性のある学校関係者評価の実施につながっている。〔医療系学科〕

職業実践専門課程における 分野横断的な第三者評価の仕組み

～教育の質保証・向上への提案～

特定非営利活動法人
私立専門学校等評価研究機構

本書の作成目的

- 平成 25 年 8 月、教育課程編成等において企業等との連携体制を確保し、先導的な実践的職業教育を行うための 8 つの要件を具備した「職業実践専門課程」の認定制度がスタートした。
- 課程の認定にあたっては、質保証の仕組みとして、「学校関係者評価」の実施と結果の公表が要件となっている。
- 平成 27 年度の職業実践専門課程の実態等に関する調査研究結果の分析によると各要件について認定後においても取組・改善を充実させていくことが重要な課題であるとされ、企業等との連携による実習演習等認定要件の実践による教育の充実や高度化を図るとともに教育の質保証・向上について一層の取組が求められている。
- 一方、実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化を提言した教育再生実行会議第五次提言では「専修学校専門課程（専門学校）は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、必ずしも適切な社会的評価を得られていない」という課題が指摘された。
- 教育理念・目標の達成に向けた教育課程編成、教育活動、学修成果、認定要件が求める教育成果の達成など「教育の質」を評価し保証するためには、自己評価及び学校関係者評価のみでは客観性、公正性の観点から十分ではなく、第三者評価の必要性が専門学校関係者及び専門学校に関わる外部の関係者等から指摘されている。
- 本書は平成 26 年度から継続している文部科学省委託事業「職業実践専門課程の分野別第三者評価」において文部科学省が示した職業実践専門課程における第三者評価の在り方の検証の方向性を基本に 11 分野のコンソーシアムの事業成果をもとに「分野横断的な第三者評価の仕組み」として取りまとめたものである。
- 本書は、それぞれに異なる特性を有する分野の評価を共通項で捉え、職業実践専門課程の認定要件の実施状況と向上への取組を評価することを主要事項とし、各学校が自己評価で取組んでいる「専修学校における学校評価ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）との関連性を整理しながら、評価基準項目例、評価業務の進め方、評価組織のあり方など第三者評価の仕組みを基本設計として作成している。
- 本書の作成の趣旨をご理解のうえ、専門学校における第三者評価の仕組みとして専門学校関係者及び専門学校に関わる多くの方々に参考として活用いただき、専門学校教育の社会的評価向上の一助となれば幸いである。

平成 29 年 2 月

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

目 次

1 専門学校の学校評価制度	2
(1) 学校評価制度の概要	
(2) 学校関係者評価と第三者評価	
2 分野横断的な第三者評価の仕組みの方向性	4
(1) 職業実践専門課程における第三者評価の在り方	
(2) 11の分野の評価への取組と分野横断的な仕組みの構築	
3 第三者評価システムの基本構造	8
(1) 評価の観点とシステムの構築	
(2) 評価基準の体系	
(3) 分野横断的な第三者評価の仕組みに関する諸課題	
4 第三者評価基準モデル	13
(1) 評価項目・評価基準	
(2) 評価結果の最終表現	
(3) 評価のサイクル	
5 第三者評価の進め方	20
(1) 評価業務の手順	
(2) 評価委員の要件及び育成	
(3) 評価の実施体制	
(4) 評価結果の公表	
6 第三者評価組織のあり方	25
(1) 評価組織設置の必要性	
(2) 評価組織運営の課題	
7 質保証の定着に向けて（まとめ）	27
(1) 求められる質保証・向上	
(2) 公的助成の必要性	
(3) 社会的信頼の定着	

1 専門学校の学校評価制度

(1) 学校評価制度の概要

① 専修学校設置基準の改正

専門学校では、平成 14 年の専修学校設置基準改正で第 1 条の 2 に「教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。」とし、「点検及び評価の結果について、当該専修学校の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」と規定されたのが評価の出発点である。

② 学校教育法の改正

その後、平成 19 年に改正された学校教育法第 42 条において自己評価が義務化されるとともに、学校関係者評価が努力義務と定められ、学校評価に関する規定が整備された。

③ ガイドラインの制定

平成 24 年 3 月、専修学校における学校評価の実施状況の調査結果により、専修学校教育の特長を活かした学校運営や教育活動等の質の向上を図るために、学校評価を促進させる必要があり、そのためには、学校評価の具体的な実施方法、進め方を明確に示すガイドラインの策定が課題となったことから、平成 25 年 3 月、「専修学校における学校評価ガイドライン」が策定され、公表された。

このガイドラインにおいて学校評価の具体的な実施方法等が明確に示されたことにより、専門学校はガイドラインに基づいて、学校評価に取組んでいる。平成 27 年の文部科学省調査結果（私立高等学校等実態調査）によると自己評価 76.9%（公表 53.2%）、学校関係者評価 44.7%（公表 35.9%）の実施率となっている。

【ガイドラインに示された評価項目の設定例】

- I 教育理念、目的、人材育成像（理念・目的、人材育成像）
 - II 学校運営（法人運営、学校運営）
 - III 教育活動（カリキュラム、教育の方法、教育の評価、成績評価、資格試験、教員の組織、職員の組織、各部・課間の連携）
 - IV 学修成果（入学者の状況、中途退学者の状況、卒業生の状況）
 - V 生徒・学生支援（進路・就職対策、学生相談、経済支援・健康管理、中退対策（保護者との連携等）、卒業生・社会人への支援対策）
 - VI 教育環境（施設・設備、機材・備品、インターナンシップ・実習等の環境、危険管理と危機管理）
 - VII 生徒募集（学生募集広報）
 - VIII 財務（財務状況、監査、財務状況の情報公開）
 - IX 法令等の遵守（法令遵守の状況、適切な学校評価の取組）
 - X 社会貢献・地域貢献（社会貢献等の取組）
- ※このほか必要に応じて「国際交流（留学生の受け入れ等における適切な管理、国際交流の状況）」の項目を追加する。

「キャリア形成促進プログラム」の文部科学大臣認定制度

平成29年3月 「これからの専修学校教育の振興のあり方について」(報告) - これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議 (文部科学省) -

【社会人受入れ】

④社会人学び直し促進の具体的展開

- 専門学校による社会人等向け短期プログラムについて、現在の「職業実践専門課程」のように文部科学大臣が認定する仕組みを構築することはその大きな後押しとなるところであり、働き方改革を実現する上でも、制度の創設は重要である。また、新たな仕組みにより認定された講座の専門実践教育訓練給付の対象化についても、併せて検討が求められる。

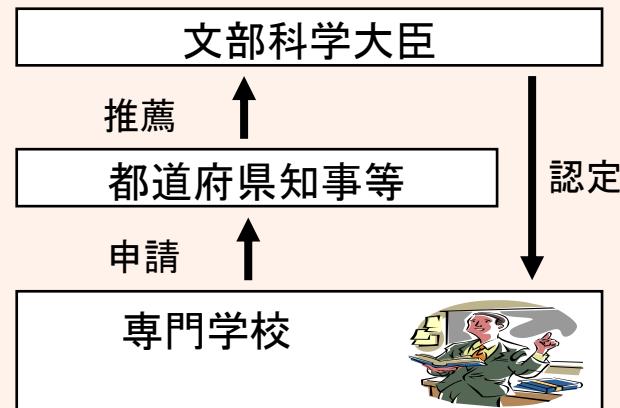
平成30年6月 第3期教育振興基本計画 (閣議決定) 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

3. 生涯学び、活躍できる環境を整える

目標 (12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

- 社会人が働きながら学べる学習環境の整備
 - ・ 長期履修学生制度や履修証明制度の活用促進、複数の教育機関による単位の累積による学位授与の拡大に向けた検討や、大学・大学院や専門学校における社会人等向け短期プログラムの大蔵認定制度の創設を行うとともに、通信講座やe-ラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等を促進することにより、時間的制約の多い社会人でも学びやすい環境を整備する。

認定要件等



- 認定要件 -

- | 企業等との組織的連携 | 取組の可視化 |
|--|----------------------------------|
| ○ 修業年限が2年末満（専門課程又は特別の課程） | ○ 学修成果の可視化 |
| ○ 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程 | ○ 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成 |
| ○ 企業等と連携する授業等が総時間数の5割以上 | ○ 企業等と連携する授業等が総時間数の5割以上 |
| ○ 社会人が受講しやすい工夫の整備 | ○ 社会人が受講しやすい工夫の整備 |
| ○ 試験等による受講者の成績評価を実施 | ○ 試験等による受講者の成績評価を実施 |
| ○ 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施 | ○ 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施 |
| ○ 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施 | ○ 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施 |

【認定状況】(令和4年3月25日現在)

学校数13校：学科数17課程
(全て1年制専門課程)

分野別	工業	農業	医療	衛生	教育・社会福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養	計
合計	0	0	98	5	4	6	0	1	17

お金の心配なく学び続けたい学生のみなさんへ

高等教育の修学支援新制度



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

授業料・入学金の
免除/減額

+

給付型奨学金の
支 給

申請期間

2021年4月以降(学校ごとに異なります)

- 2020年度に申し込みなかった人、または認定を受けられなかった人でも4月以降に申し込みます！
- 収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。
(世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決定 ※ 学業成績・学修意欲等に関する要件も満たす必要があります。)
- 特に、以下のような人も、支援対象となり得るので、制度について調べてみましょう！
 - ・貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人 ⇒ 新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります
 - ・今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人 ⇒ 支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】

くわしい情報はこちら

文部科学省 特設HP



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「学びたい気持ちを応援します」「給付奨学金シミュレーション」
(制度全体の概要を確認できます)
(自身が対象となるなどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話: 0570-666-301 (月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日、年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか、貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は、
在学中の学校の学生課や奨学金窓口に相談してみましょう。

家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免 + 給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、
失職（※）、災害等やむを得ない事由

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



→ この「やむを得ない事由」の中に、
今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充

	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3ヵ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） <u>※申請日の属する月の分から支給開始できるよう省令変更</u>
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の <u>見込額</u> を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 <u>※ 新型コロナウイルス感染症による影響で 家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定</u>
支援区分の変更	<u>毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）</u>	<u>3ヵ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（定期間経過後は通常の扱いに戻す）</u>

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。
準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

予算 令和3年度予算額 4,804億円

授業料等減免 2,463億円※
給付型奨学金 2,341億円
※公立大学等及び私立専門学校に係る
地方負担分（404億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,208億円

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

- 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。（平成11年度創設）

緊急採用（無利子）奨学金		応急採用（有利子）奨学金
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合
採用時期	随時	随時
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（有利子）と同額

貸与月額

※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）

第一種奨学金（無利子）

	大 学				短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)			
	国公立		私 立		国公立		私 立	
	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額			50,000円				50,000円	
			40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円
			30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
			20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

第二種奨学金（有利子）

2万円～12万円（1万円単位）

※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
 ※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

（参考）【第二種奨学金 貸与利率（令和3年3月現在）】

- ・利率見直し方式：0.004%
- ・利率固定方式：0.268%

※ 家計収入(年額)が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

※ 2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置について

適格認定の学業成績の基準	
廃止	<p>次の1～4のいずれかに該当するとき</p> <ol style="list-style-type: none">修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと修得した単位数(※)の合計数が標準単位数の5割以下であること履修科目の授業への出席率が5割以下であること他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	<p>次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。）</p> <ol style="list-style-type: none">修得した単位数(※)の合計数が標準単位数の6割以下であることGPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。ただし履修科目の授業への出席率が8割以下であること他の学修意欲が低い状況にあると認められること

● 2年次以上の在学採用の基準

次の①か②のいずれかに該当すること

- 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位1/2以上であること
- 次の（ア）又は（イ）のいずれにも該当すること

ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由により（ア）に該当しない場合には、（イ）に該当することで足りる。【特例①】

- （ア）修得単位数が標準単位数(※)以上であること
- （イ）学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

● 斧酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置

制度の適正な運営のため、学修成果が明確な場合か、本人の責めに帰さない、やむを得ない事情に限定して特例措置を講じる。

特例①：傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他やむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

※単純に合格者の人数で区切るのではなく、十分に資格取得できる水準であること。

※公的資格や検定の他、それに準じて同等以上の社会的評価を有する資格や検定とする。

特例③：児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

※ 特例②又は特例③に該当しても、左表の「警告」区分の1.又は3.に該当していれば、「警告」の対象となる。

(※) 単位制によらない専門学校にあたっては履修科目の単位時間数

★特例①：「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には今般の新型コロナウィルス感染症による影響によるものを含む

高等教育の修学支援新制度の対象機関について

令和3年8月31日現在

学校種	学校数 (R3.4.1) A	確認校数 (R3.4.1) B	新規 確認校数 (R3年度)	Bのうち確認 取消し校数 (R3年度)	確認校数 (R3.8.31) C	(参考) 要件 確認割合 C/A
大学・短期大学	1,086	1,065	1	1	1,065	98.1%
高等専門学校	57	57	—	—	57	100.0%
専門学校	2,683	1,965	51	7	2,009	74.9%

(注1)学校数には、大学院大学(25校)、募集停止決定済(75校)、休校状態(86校)を含まない。

(注2)新設予定の学校については、追って確認審査予定。

文部科学省 特設ホームページで、対象機関リストを公表しています。



これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）

これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（平成29年3月）

《ポイント》

検討会議について

【開催趣旨】

専修学校は昭和50年7月に制度化され40年を経過。社会のニーズに即応した職業人材養成を行う専門学校教育について、今後の振興策の総合的な検討を行う。

【開催状況】

有識者13名により構成（座長：黒田壽二 金沢工業大学学園長・総長）。
平成28年5月以降、計10回開催。

基本的方向性【専修学校教育振興策の骨太方針】

専修学校に求められる役割・機能

産業構造・就業構造等の変化の中で、我が国の産業を担い、実践的に活躍し、牽引していく専門職業人の養成が必要。

課題 専門職業人養成に重要な役割を担う「職業教育」に対する社会の認識不足 役割・機能①

「実践的な職業教育に最適化した高等教育機関」の制度化により、我が国産業全体の生産性と競争力を高めるとともに、「専修学校」は、職業能力の育成等を目指した実学の学校として、多様な産業分野において、地域産業を担い実践的に活躍する専門職業人の養成を進めていくことが引き続き重要。

課題 専修学校の制度的自由度の高さと質保証の両立

役割・機能②

学修成果（ラーニングアウトカムズ）がより問われる状況にある。専修学校は、職業に直結する教育を行う学校として、その実績を今後とも着実に積み重ね、質保証・向上に向けた不断の取組を進めていくことが重要。

課題 多様な学びの機会の保障

役割・機能③

専修学校は、多様な学習ニーズに応え、多様な職業の選択肢を提供する教育機関として、学びのセーフティネットとしての役割が引き続き重要。

専修学校教育の振興の必要性

専修学校は、学校教育法上の教育機関であり、職業実践的な教育を通じ、人間性の涵養のための教育を実践。時代に先駆ける存在として、専修学校制度の特質を維持しつつ、多様性に富んだ教育の一層の向上支援が求められる。

振興の3つの柱と2つの横断的視点

<3つの柱>

専修学校振興策を、3本柱のもとに整理する。

- I 「人材養成」（専修学校教育の人材養成機能の向上）
- II 「質保証・向上」（専修学校教育の質保証・向上）
- III 「学習環境」（学びのセーフティネットの保障）

<2つの横断的視点>

振興策は、上記の3本柱を基軸としつつ、社会から期待される役割を適切に果たしながら改善・向上に取り組む学校を応援する方向性を基本とする。このため、以下の2つの横断的視点を意識する。

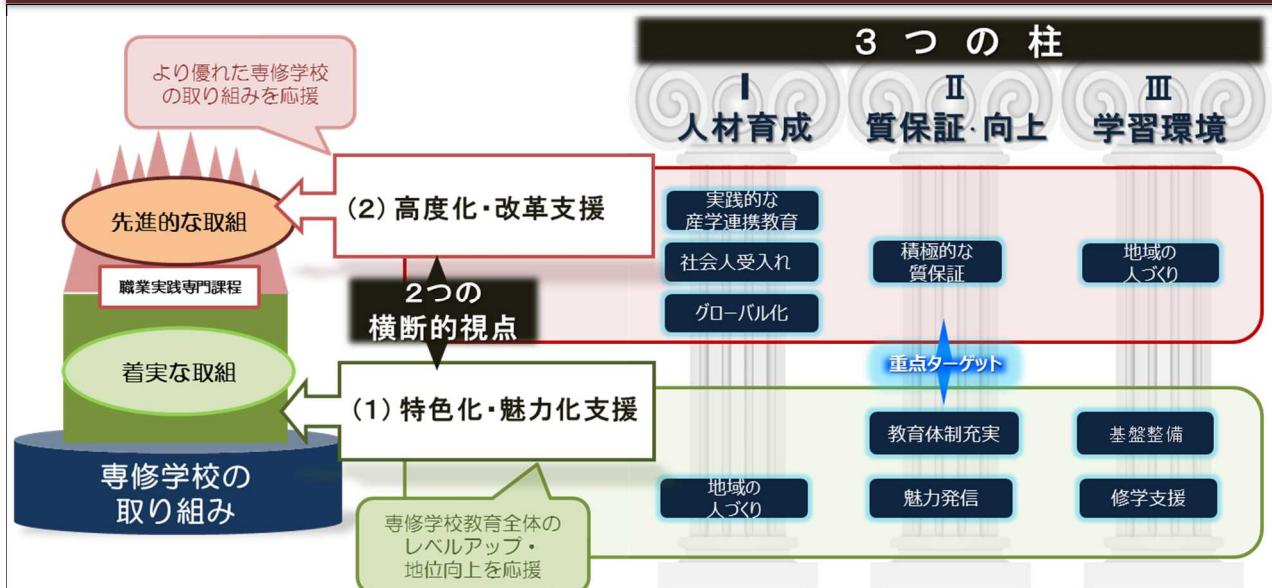
- (1) 「特色化・魅力化支援」（専修学校全体のレベルアップ・地位向上を応援）
- (2) 「高度化・改革支援」（より優れた専修学校の取組を応援）

重点ターゲット

3つの柱及び2つの横断的視点のもとで位置付けられる具体的な施策については、重点ターゲットを明確にし、それらと関連づけながら展開する。

- ①地域の人づくり
- ②実践的な产学連携教育
- ③社会人受入れ
- ④グローバル化
- ⑤積極的な質向上
- ⑥魅力発信
- ⑦教育体制充実
- ⑧修学支援
- ⑨基盤整備

専修学校教育振興策の骨太方針のイメージ



具体的施策

1. 人材養成について

<（1）特色化・魅力化支援>

【地域の人づくり】

① 組織的・自立的な教育活動展開のための産学連携の体制づくり

専修学校において、産業界・社会が求める有為な人材を養成する機能の向上・強化のため、産学官による組織的・自立的かつ持続可能な連携体制づくりに向けた支援が必要。

② 他の教育機関や社会との接続の円滑化

地域における産学官の組織的・自立的な連携等を通じて、地域の職業教育機関としての専修学校の役割を適切に果たしていくことが重要。

<（2）高度化・改革支援>

【実践的な産学連携教育】

③ 産学連携による教育手法の確立

専修学校と企業等が連携しつつ学習と実践を組み合わせて行う教育手法の確立に向けたガイドラインの作成を、多様な分野の特色を踏まえて進めることが必要。

【社会人受入れ】

④ 社会人の学び直し促進の具体的展開

専門学校は、社会人に学び直し機会を積極的に提供していくことが期待されている。学び直し機会の創出に向けた工夫の支援とともに、専門学校による社会人等向け短期プログラムを文部科学大臣が認定する制度の創設が重要（専門実践教育訓練給付の対象化も検討）。

⑤ 社会人の学び直しのための企業等による支援

雇用環境、企業に対する奨励金等、社会人の学び直し促進に向けた企業支援の広がりも求められる。また、専門実践教育訓練給付金が専門学校において一層活用されるよう更なる検討が必要。

【グローバル化】

⑥ 総合的な留学生施策

グローバル化に対応した人材養成のため、現地の日本語教育機関等と連携しながら、専門学校における留学生受入れに関する質的・量的充実に向けた方策を打ち出すことが必要。なお、卒業後、日本国内の企業等で一定期間就労し実務を経験することの教育的意義について、今後検討を深めていくことが有益。

⑦ 職業教育の国際通用性の確保

専修学校における学修成果の明確化等の取組の推進を通じ、日本の職業教育の国際通用性を確保していくことが必要。

2. 質保証・向上について

<（1）特色化・魅力化支援>

【教育体制充実】

① 教職員の資質能力向上の推進

専修学校の質的底上げを図ることは重要な課題であり、その際に、専修学校の教職員の指導力向上等に向けた研修を企画・推進できる人材の養成等を通じ、**研修体制の整備**を支援することが必要。

【魅力発信】

② 専修学校についての積極的な情報発信

高等学校や地域の企業・行政機関等との連携を進めながら、高校生や社会人等に対し、専修学校の意義・役割を積極的に発信していくことが必要。また、専修学校の理解度・認知度の向上のためには、**質を伴った教育実践が不可欠**。

③ 専修学校からの発信のあり方

対象者（各ステークホルダー）を意識した効果的かつ適切な発信が必要。

④ 専修学校への進学に関する自主的なルール作りの必要性

AO入試による早期の進路決定も含めた**進路指導等のあり方につき、高等学校等と専修学校の話し合い**の場が持たれ、ガイドライン作成等がなされることが望ましい。

⑤ 専修学校の理解促進のための高等学校等教員研修の充実等

各自治体で実施する教員向けの研修等を通じ、専修学校への理解を深めることが必要。

<（2）高度化・改革支援>

【積極的な質向上】

① 職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実

学校評価・情報公開の充実は、専修学校の質保証・向上における取組として、今後一層重要であり、**職業実践専門課程は、教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組として位置づける**ことが必要。

そのため、**情報公開の内容・方法等をより効果的なものとするとともに、その一環として、認定後の情報公開の根拠規定を告示に位置づける**ことが必要。あわせて、今後、取組内容の実質化を図っていくことが必要であり、教育課程編成委員会の効果的な運用の在り方や**実効的な第三者評価の導入等について検討**が必要。

3. 学習環境について

<（1）特色化・魅力化支援>

【修学支援】

① 修学困難な専門学校生に対する経済的支援のあり方検討

経済的に修学困難な専門学校生に対する経済的支援について、実証研究事業の着実な実施・検証を進め、具体的な方策につなげていくことが必要。

② 個に応じた多様な学びの機会の保障

専修学校は、一条校と相まって個に応じた多様な学習機会を提供している中で、学ぶ学生・生徒の目線に立ち、専修学校における多様な学び・教育の実現に向けて課題があるものについては、今後とも課題の解決に向けて対応していくことが必要。

③ インクルーシブ教育システムの実現

柔軟に教育課程を編成できる専修学校の強みも生かしながら、高等専修学校等における特別な配慮が必要な学生・生徒の多様な学びの促進と必要な支援を進めていくことが必要。

【基盤整備】

① 専修学校の教育基盤整備支援

専修学校施設の耐震化対応等の教育基盤整備について、必要な支援の実現を進めていくことが必要。

<（2）高度化・改革支援>

【地域の人づくり】

① 高等専修学校の機能強化

特別な配慮を必要とする生徒等の特性を踏まえた支援体制・教育手法の開発・実証を進めるなど、多様な学びの場としての高等専修学校の教育機能強化の在り方について、検討を進めることが必要。